

平成 24 年度老人保健事業推進費等補助金
老人保健健康増進等事業

集合住宅における訪問系サービス等の
評価のあり方に関する調査研究
報 告 書

平成25年3月

株式会社 日本総合研究所

集合住宅における訪問系サービス等の評価のあり方に関する調査研究

報告書

目次

第1章 調査目的と調査概要	1
1. 調査目的	1
2. 調査概要	1
第2章 都道府県アンケート調査結果(減算対象訪問介護事業所の把握)	2
1. 都道府県アンケート調査の概要	2
2. 都道府県アンケート調査の結果	3
第3章 訪問介護事業所アンケート調査結果	13
1. 訪問介護事業所アンケート調査の概要	13
2. 「事業所調査」の結果	16
3. 「利用者データ調査」の結果	67
4. 減算対象訪問介護事業所の事業特性のまとめ	84
第4章 訪問介護の移動コストの分析	87
1. 訪問介護事業所の移動関係経費の分析	88
2. 訪問介護事業所の移動時間の分析	89
3. 訪問介護事業所の移動時間の経済価値の試算	91
4. 1割減算の妥当性の検討	94
第5章 減算の妥当性検証に関する課題	97
資料編	99
(1)都道府県アンケート調査票	100
(2)訪問介護事業所アンケート調査票(①事業所調査票)	103
(3)訪問介護事業所アンケート調査票(②利用者データ調査票)	112

第1章 調査目的と調査概要

1. 調査目的

平成24年度の介護報酬の改定に伴い、利用者が居住する住宅と同一の建物に所在する訪問介護事業所が、その住宅に居住する利用者に対して、前年度の月平均で30人以上にサービス提供を行っている場合、その住宅に居住する利用者に行ったサービスに対してのみ1割減算となった。この調査では、訪問介護事業者の減算の実態、経営面への影響、訪問介護に伴う移動コスト等を把握するとともに、減算の妥当性を検証することを目的としている。

2. 調査概要

本調査では、下記のとおり、都道府県アンケート調査によって減算訪問介護事業所を把握し、その減算訪問介護事業所と、全国の非減算訪問介護事業所に対してアンケート調査を実施した。それらの調査結果を踏まえて、訪問介護の移動コストの分析を実施した。

(1) 都道府県アンケート調査

東日本大震災の被災3県(岩手県、宮城県、福島県)を除く44都道府県の介護事業者担当課に対して、アンケート調査を実施し、減算訪問介護事業所について県内事業所数、名称、住所を把握するとともに、建物別の訪問介護事業所、減算回避に向けた訪問介護事業所の動向、特定事業所加算の届出状況などを把握した。

(2) 訪問介護事業所アンケート調査

減算訪問介護事業所334か所と全国から無作為抽出した非減算訪問介護事業所4,000か所に対してアンケート調査を実施した。事業所については、サービス提供状況、移動手段や移動コスト、減算の実態などを把握し、利用者については、年齢、要介護度、利用サービスの種類や利用回数、利用者宅までの移動時間などを把握した。

(3) 訪問介護の移動コストの分析

訪問介護事業所アンケート調査に基づき、収支、移動時間、移動コストなどについて、減算訪問介護事業所と非減算訪問介護事業所の比較分析を実施した。さらに、利用者宅までの移動時間を経済価値に換算した移動時間コストや、減算訪問介護事業所と非減算訪問介護事業所額の収支比率が等しくなる減算額の試算を実施した。

(4) 減算の妥当性検証に関する課題

現状の減算制度では、居住場所(同一建物)と利用者数(前月30人が利用)によって減算対象が決まり、また、減算額は介護報酬額の1割と定められている。この減算制度の妥当性をさらに精緻に検証するための課題を整理した。

第2章 都道府県アンケート調査結果（減算対象訪問介護事業所の把握）

1. 都道府県アンケート調査の概要

全国の減算対象の訪問介護事業所の名称や住所を把握するため、都道府県の介護事業者担当課に対してアンケート調査を実施した。合わせて、建物別の訪問介護事業所数、減算回避に向けた訪問介護事業所の動向、特定事業所加算の届出状況などを把握した。都道府県アンケート調査の概要は、下記のとおりである。

図表 1 都道府県アンケートの概要

項目	概要
調査対象地域	44 都道府県(被災3県、岩手県、宮城県、福島県を除く)
調査対象者	44 都道府県の介護事業者担当課
有効回答数	43 都道府県(回収率 97.7%、福岡県が未回答) ※広島県は問3の減算対象の訪問介護事業所リストを未提供 ※大阪府は 18 市町村に権限移譲。このため 18 市町村に対して別途アンケート調査を実施して、減算対象の訪問介護事業所を把握
調査期間	2012 年 9 月～10 月
調査方法	郵送配布、郵送回収
主な調査内容	① 減算対象の訪問介護事業所数 ・減算対象の訪問介護事業所数 ・訪問介護事業所数 ② 建物別の減算対象の訪問介護事業所数 ・建物別の減算対象の訪問介護事業所数 ・5種類の同一建物数 ③ 減算対象の訪問介護事業所リスト ④ 公営団地における訪問介護事業所の併設状況 ⑤ 減算回避に向けた訪問介護事業所の動向 ・減算回避の動向 ・減算回避の対策 ⑥ 特定事業所加算の届出状況 ・特定事業所加算の届出状況の特徴 ・特定事業所加算を届出した訪問介護事業所数 ・特定事業所加算を届出した減算対象の訪問介護事業所数 ⑦ 訪問介護事業所からの苦情、その他意見

2. 都道府県アンケート調査の結果

【結果の概要】

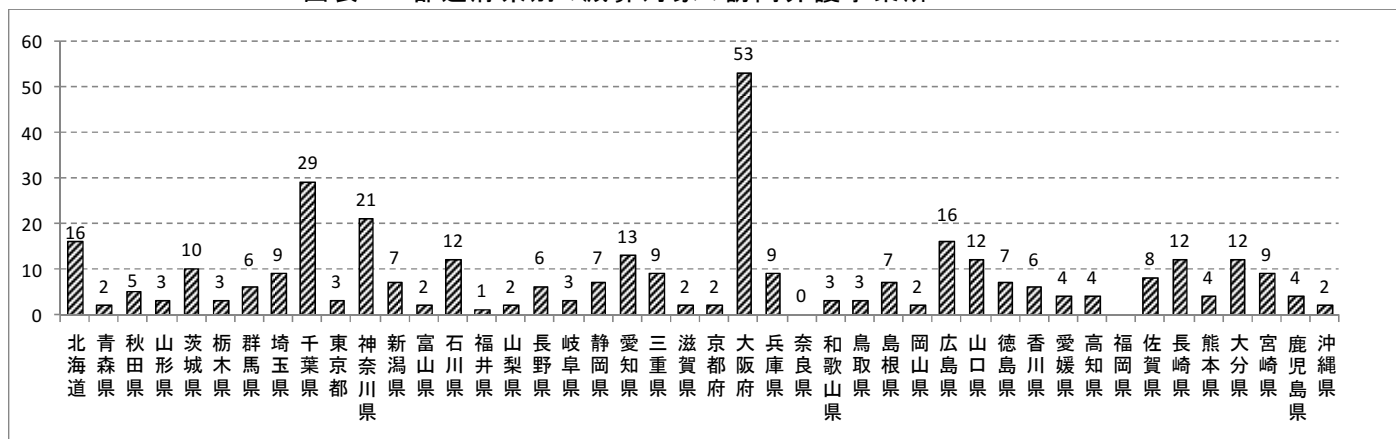
- ・43 都道府県の訪問介護事業所数は 28,868 事業所、最多は大阪府の 4,062 事業所
- ・43 都道府県の減算対象の訪問介護事業所数は 350 事業所、最多は大阪府の 53 事業所
- ・減算対象の訪問介護事業所は、有料老人ホームと同一建物が約 6 割を占める
- ・特定事業所加算の届出割合は、減算対象の訪問介護事業所が高い傾向はうかがえず
- ・利用者数 30 人や同一建物といった条件をシンプルにすべきという都道府県の意見
- ・人口 10 万人当たりの減算対象の訪問介護事業所数は、石川県が最多で 1.03 事業所/10 万人、東京都が最少で 0.02 事業所/10 万人。全国的には中国、四国、九州地方が高い
- ・訪問介護事業所に減算対象の訪問介護事業所が占める割合は、全国平均では 1.2%。石川県、佐賀県、島根県、山口県などで高く、近畿地方では低い傾向

(1) 減算対象の訪問介護事業所数（都道府県調査票 問 1）

① 減算対象の訪問介護事業所数

回答を得た 43 都道府県の減算対象の訪問介護事業所数は、合計 350 事業所であった。減算対象の訪問介護事業所を最も多く抱える都道府県は大阪府であり 53 事業所であった。

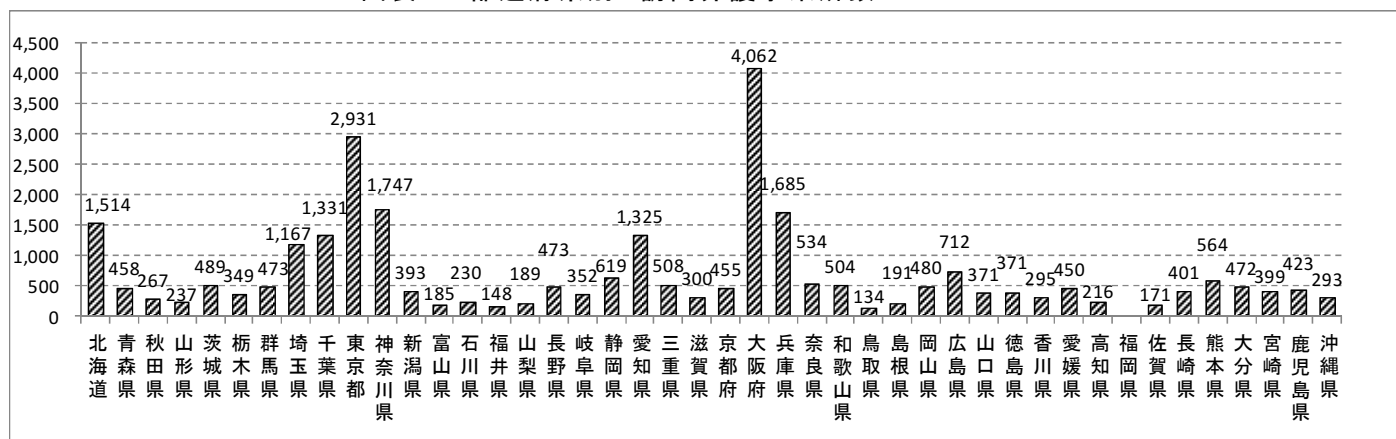
図表 2 都道府県別の減算対象の訪問介護事業所



②訪問介護事業所数

回答を得た43都道府県の訪問介護事業所数の合計値は、28,868事業所であった。最も訪問介護事業所の多い都道府県は大阪府の4,062事業所であり、人口規模が最大の東京都よりも1,000事業所以上上回っている。

図表 3 都道府県別の訪問介護事業所数

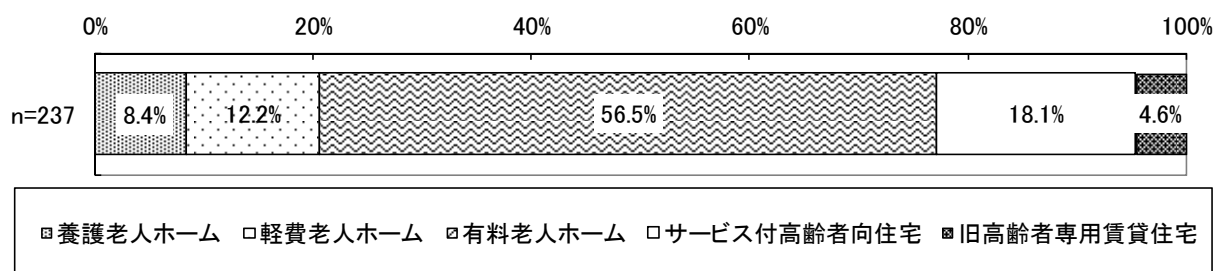


(2)減算対象訪問介護事業所の建物別割合（都道府県調査票 問2）

①減算対象訪問介護事業所の建物別割合

減算対象訪問介護事業所の建物別割合については、30都道府県から回答を得て、合計237事業所の建物の種類を把握することができた。建物別の減算対象の訪問介護事業所は、有料老人ホームと同一建物の割合が最も多く、次いでサービス付高齢者向住宅であった。

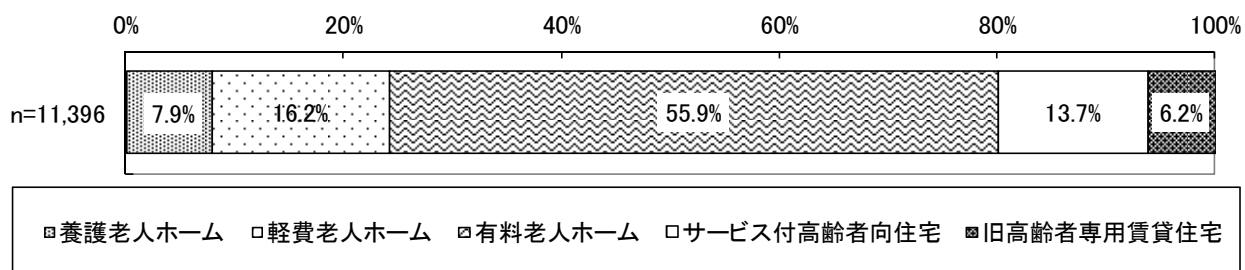
図表 4 減算対象訪問介護事業所の建物別割合



②養護・軽費・有料老人ホーム、サービス付高齢者住宅、旧高齢者専用賃貸住宅の割合

養護・軽費・有料老人ホーム、サービス付高齢者住宅、旧高齢者専用賃貸住宅の5種類の棟数については、41 都道府県から回答を得て、合計 11,396 棟を把握することができた。回答結果の中では、有料老人ホームの割合が最も多く、次いで軽費老人ホームであった。

図表 5 把握できた5種類の建物の割合



(3)減算対象の訪問介護事業所リスト（都道府県調査票 問3）

減算対象の訪問介護事業所の名称、住所については、42 都道府県（広島県と福岡県は未回答）から回答を得て、334 か所を把握することができた。把握できた減算対象の訪問介護事業所に対しては、訪問介護事業所アンケート調査の対象先の一部とした。

なお、広島県では16か所の減算対象の訪問介護事業所の名称、住所を非公開としているため、減算対象の訪問介護事業所350か所の中で、名称、住所まで把握できた減算対象の訪問介護事業所は334か所となった。

(4)公営団地における訪問介護事業所の併設状況（都道府県調査票 問4）

回答を得た43 都道府県全てについて、公営団地内における訪問介護事業所の併設状況は把握していないとの回答であった。

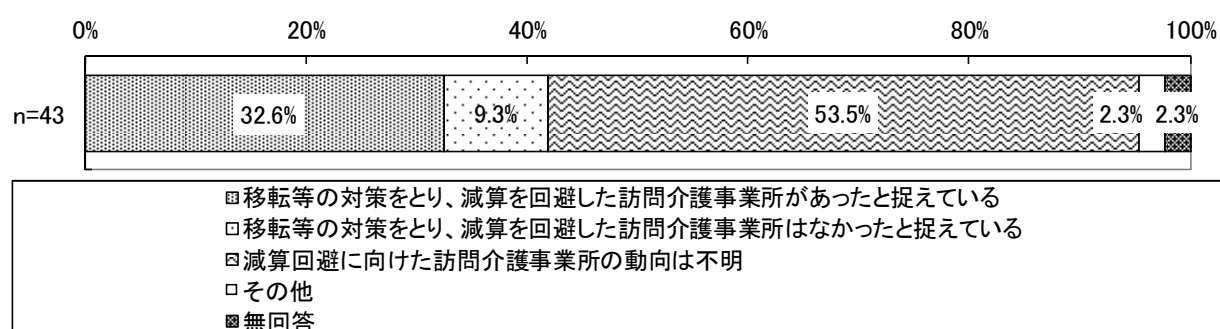
(5) 減算回避に向けた訪問介護事業所の動向（都道府県調査票 問5）

① 減算回避の動向

減算回避に向けた訪問介護事業所の動向について尋ねたところ、「減算回避に向けた訪問介護事業所の動向は不明」が最も多く53.5%を占めた。

「移転等の対策をとり、減算を回避した訪問介護事業所があったと捉えている」は32.6%であり、「移転等の対策をとり、減算を回避した訪問介護事業所はなかったと捉えている」の9.3%を上回った。

図表 6 減算回避の動向



② 減算回避の対策

①で「移転等の対策をとり、減算を回避した訪問介護事業所があったと捉えている」と回答した14都道府県に対して減算回避の対策の内容について複数回答で尋ねたところ、14都道府県から「事業所を近隣の建物に移転し、減算を回避した」との回答があった。

また、「渡り廊下等の建物をつなぐ施設を取り除き、減算を回避した」と「減算回避に向けた訪問介護事業所の手法は不明」は、それぞれ1県から回答があった。

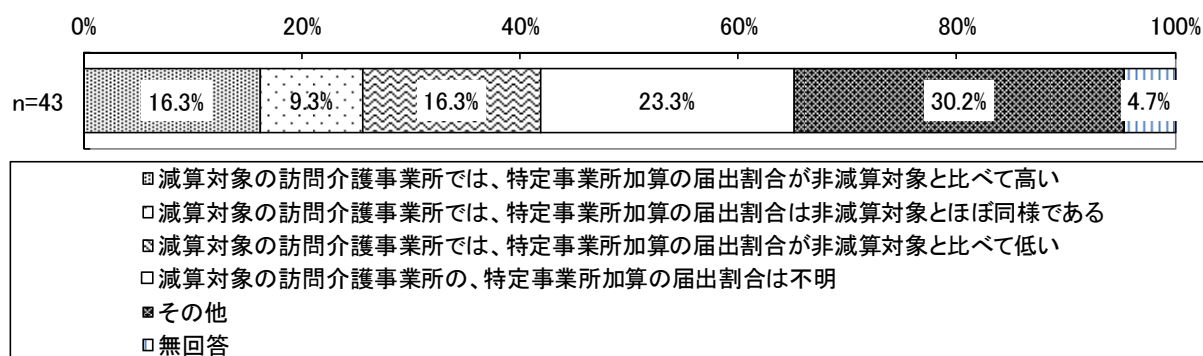
(6) 特定事業所加算の届出状況（都道府県調査票 問6）

① 特定事業所加算の届出状況の特徴

減算対象の訪問介護事業所について、特定事業所加算の届出状況の特徴を尋ねたところ、41 都道府県から回答があった。「その他」と「減算対象の訪問介護事業所の、特定事業所加算の届出割合は不明」で約 5 割を占めた。

この「その他」の内容としては、「減算対象の件数が少ないため、特徴はわからない」というものが多く、減算対象の訪問介護事業所が、特定事業所加算の届出割合が高いといった特徴はうかがえなかった。

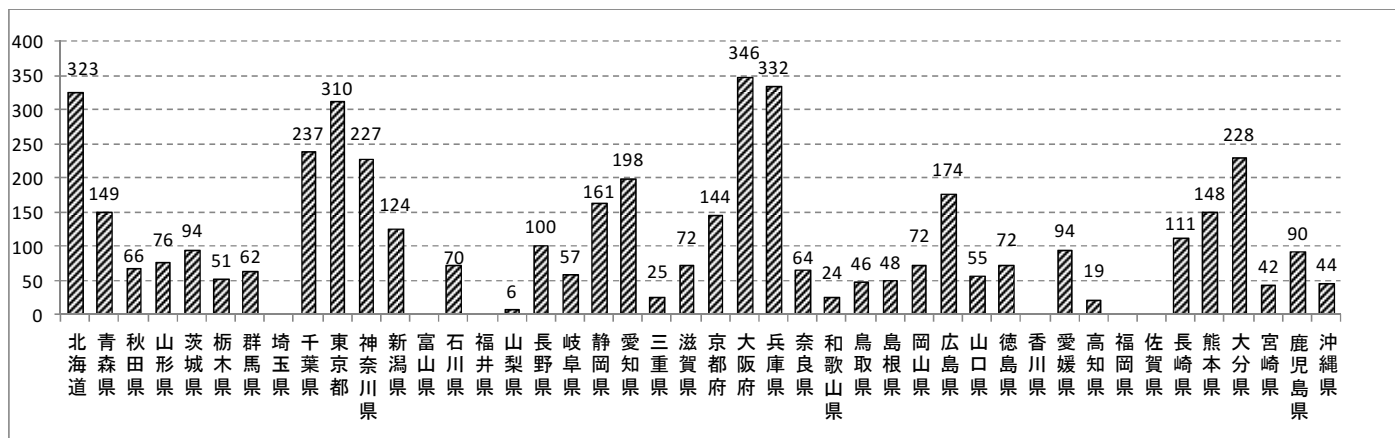
図表 7 特定事業所加算の届出状況の特徴



② 特定事業所加算を届出した訪問介護事業所数

特定事業所加算を届出した訪問介護事業所数は、38 都道府県から回答があった。その合計は、4,561 事業所であった。今回の調査で把握できた全国の訪問介護事業所数は、28,868 事業所であり、特定事業所加算を届けている割合は、15.8%であった。

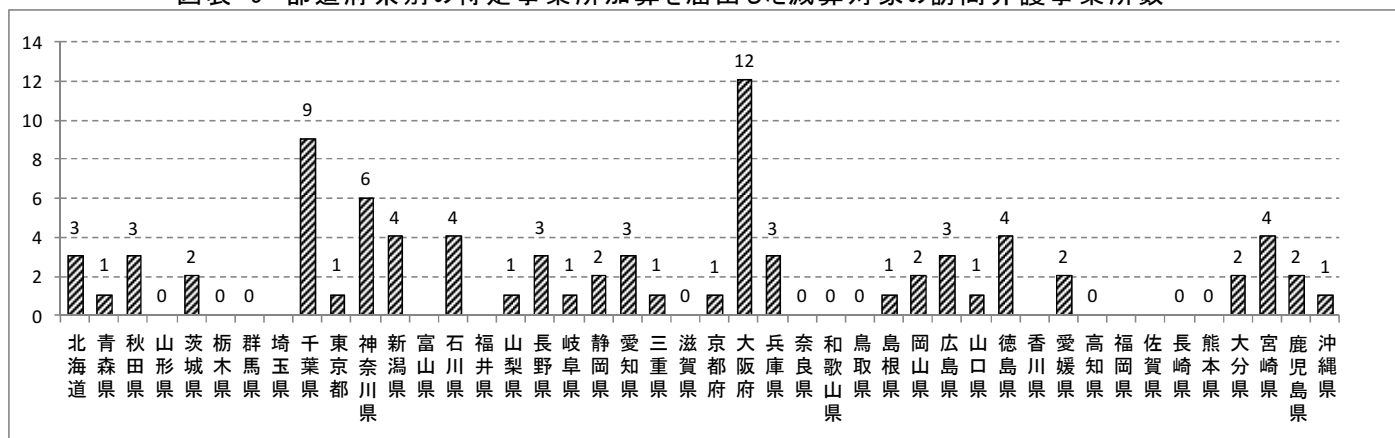
図表 8 都道府県別の特定事業所加算を届出した訪問介護事業所数



③特定事業所加算を届出した減算対象の訪問介護事業所数

特定事業所加算を届出した減算対象の訪問介護事業所数は、38 都道府県から回答があり、合計数は 82 事業所であった。今回の調査で把握できた全国の減算対象の訪問介護事業所数は、350 事業所であり、特定事業所加算を届けている割合は 23.4%であった。

図表 9 都道府県別の特定事業所加算を届出した減算対象の訪問介護事業所数



(7)訪問介護事業所からの苦情、その他ご意見（都道府県調査票 問7）

7都道府県から、同一建物の減算制度に関して、下記のとおり制度の課題に関する意見があった。利用数 30 人以上という人数に関する条件、同一建物の種類や距離に関する条件などを見直し、制度の適用条件をシンプルにするべきという意見が寄せられた。

図表 10 都道府県からの意見

A県	「同一建物」である有料老人ホーム等であるか、前年実績が 30 人以上であるか、実際に同一建物に居住する者に対してのみ減算しているか、と制度としてやや複雑すぎるように感じる。
B県	<p>有料老人ホームやサービス付高齢者向住宅などの併設訪問介護事業所の場合、有料老人ホーム等の職員と訪問介護事業所の訪問介護員を兼務しているケースが大半であり、仮に事業所を移転したとしても各職員自体の勤務実態は変わらないにも関わらず、訪問介護事業所における同一建物減算については、事務所を(形式的に)移転することで減算回避を図ることができるため問題がある。</p> <p>また、有料老人ホーム等併設の新規指定の事業所の中には「翌年度に利用者数が基準を越えるようなら事務所を移転する」といった趣旨の発言をする事業者もあるが、現行の基準においてはこうした「減算逃れ」について指導することができない。</p> <p>現行の基準は非常に問題があるため、早急な改善をお願いしたい。</p>
C県	減算の趣旨は、移動コストのかからない併設事業所の報酬の適正化であると考えており、利用人数にかかわらず、1 人でも減算すべきである。また、設問のように隣の棟に事業所を移

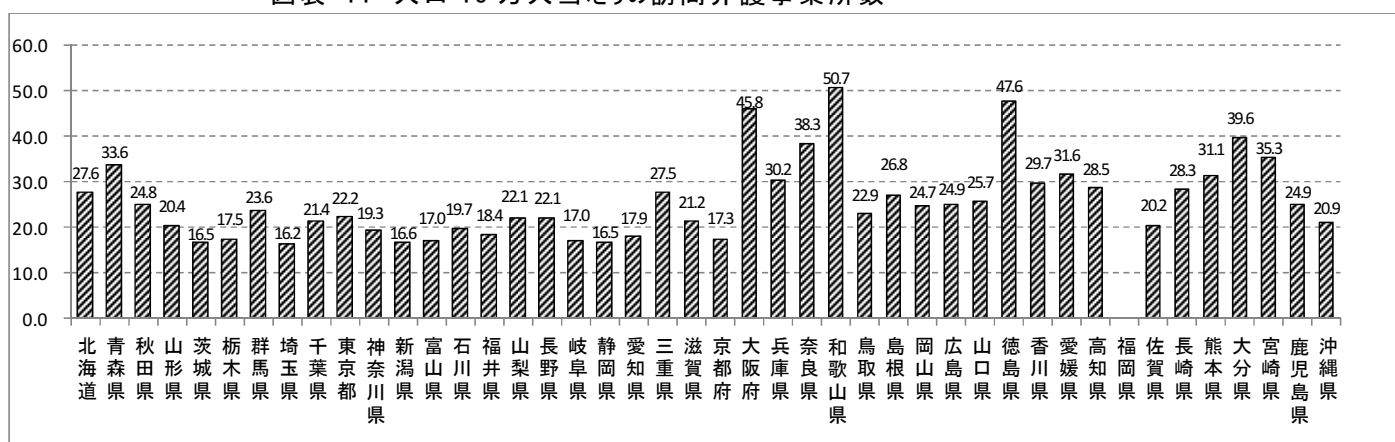
	<p>して減算を回避するようなことも考えられるので、例えば、「事業所から半径 100m以内に居住する利用者は減算対象」とするなど、減算の基準を事業所からの距離にしたほうが良いと考える。</p>
D県	<p>問5のような減算を回避したい旨の問合せは1件あったが、結局減算適用されている。また、減算の適用につき、経過措置が設けられていない点について不満の声があった。</p>
E県	<p>現行の制度では、サービス付高齢者向け住宅の事業者が訪問介護事業所のヘルパーを常駐させる委託契約を結ぶことが可能となっており、ヘルパーが常駐していても事務所が同一の建物の中になければ減算とならないため、事務所をサービス付高齢者向け住宅内には設置せず、別の場所にある事務所のヘルパーを常駐させるという方法を取る事業者が、事務所をサービス付高齢者向け住宅内に設置している事業所（この場合は減算になる）に比べ不公平とならないか。</p>
F県	<p>本県では定員 30 人未満の有料老人ホームが多く減算対象とならないケースが多いが、評価の適正化という点から、減算の趣旨に沿うように要件の見直しが必要ではないかと考える。通所系サービスと同じように人数に関わらず減算とする、通所系サービスも含め、同一建物の定義を厳格にする、同一敷地の別棟も含める等。</p> <p>また、同一法人に訪問介護事業所が1つ、有料老人ホームが複数ある場合、従業員がヘルパーと有料老人ホーム職員を兼務するという配置で実態は同一建物と変わらない場合では、今回の改正の対象外になってしまう。よって上記見直しと併せて当該事案もカバーする見直しが必要と考えている。</p> <p>さらに、通所介護の例であるが、2 階でお泊りデイを自主事業で行なっており、デイの時間になると2 階のお泊りスペースから外階段に設置の昇降機を使い1 階の通所介護に2 人介助で降りる場合は、エレベーターなし、2 人介助が必要として減算に当たらないこととなる。Q Aを含め減算回避とならない厳格な規定とするのがよいと考える。</p>
G県	<p>同一建物に限らず、事業所から利用者居宅までの移動経費が発生しない場合に減算としてほしい。公共交通機関や自動車等による交通費が発生せず、徒歩で利用者居宅まで行く場合等。</p> <p>30 人以上といった制約は設けず、同一建物に居住する利用者に対してはすべて減算としてほしい。そもそも、有料老人ホーム等を訪問介護等の対象とせず、各施設に必要な人員を配置するようにしてほしい。</p> <p>通所介護事業所に係る同一建物減算について、利用者のために渡り廊下を設置したところは減算となり、何もしなかったところは減算なしとなっており不公平感が生じている。通所介護事業所に係る同一建物減算についても同様のアンケートを実施してほしい。</p>

(8) 都道府県別の特性

①人口当たりの訪問介護事業所数

訪問介護事業所の分布特性を把握するため、都道府県別に人口 10 万人当たりの訪問介護事業所数を求めた。人口 10 万人当たりの訪問介護事業所数は、都道府県で差異があり、和歌山県が最多で 50.7 事業所/10 万人、埼玉県が最少で 16.2 事業所/10 万人であった。全国的には関東、甲信越、東海地方の都道府県では人口当たりの訪問介護事業所数が少ない傾向がうかがえた。(都道府県別人口は、平成 24 年 4 月 17 日に総務省が公表した平成 23 年 10 月 1 日現在の推計人口を使用した。)

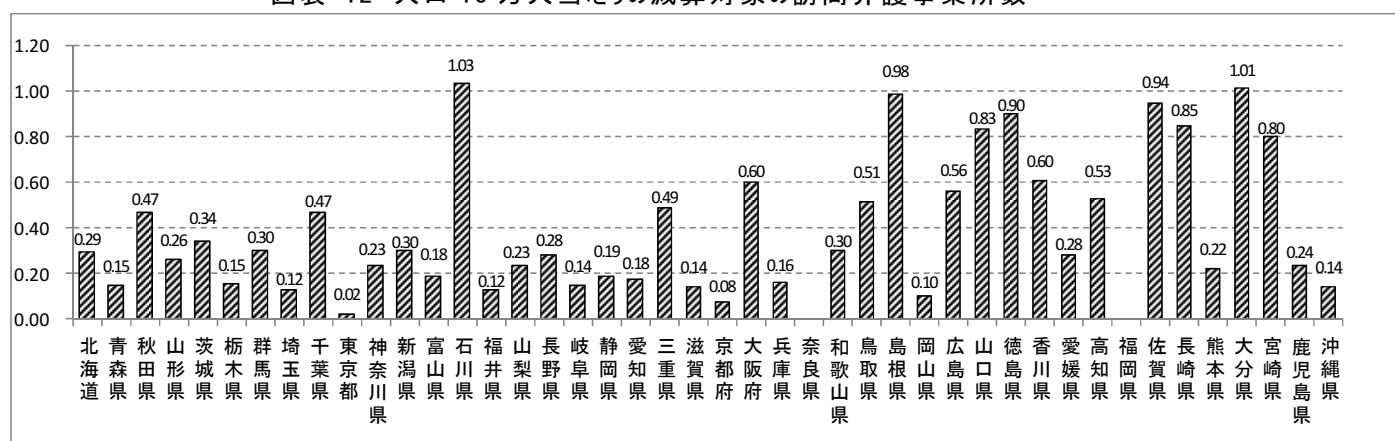
図表 11 人口 10 万人当たりの訪問介護事業所数



②人口当たりの減算対象の訪問介護事業所数

減算対象の訪問介護事業所の分布特性を把握するため、都道府県別に人口 10 万人当たりの訪問介護事業所数を求めた。人口 10 万人当たりの減算対象の訪問介護事業所数も都道府県で差異があり、石川県が最多で 1.03 事業所/10 万人、東京都が最少で 0.02 事業所/10 万人であった。全国的には中国、四国、九州地方の都道府県では人口当たりの減算対象の訪問介護事業所数が多い傾向がうかがえた。

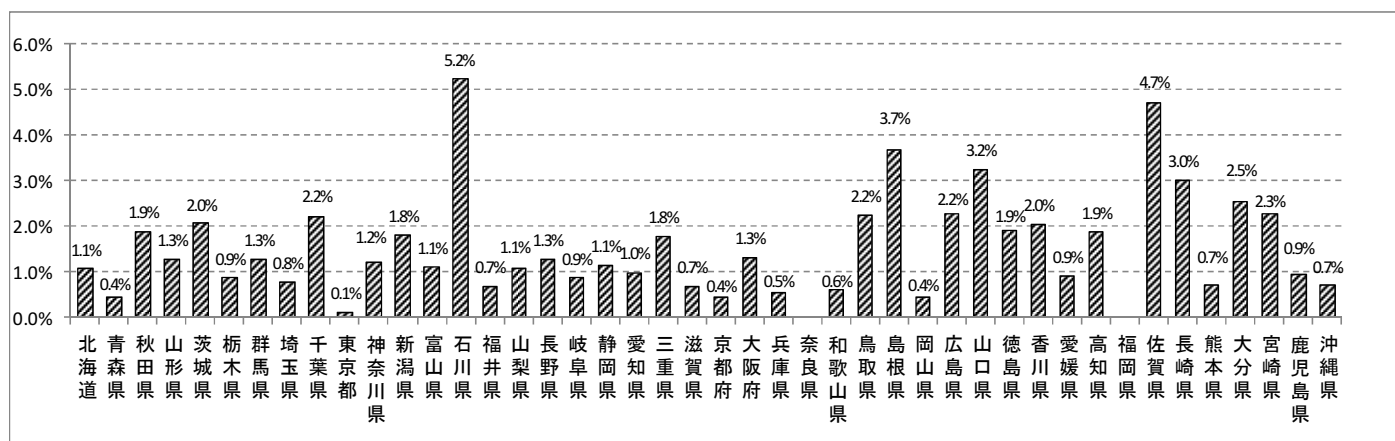
図表 12 人口 10 万人当たりの減算対象の訪問介護事業所数



③減算対象の訪問介護事業所が占める割合

訪問介護事業所に減算対象の訪問介護事業所が占める割合は、全国平均では 1.2%であった。都道府県別の減算対象の訪問介護事業所が占める割合は、石川県、佐賀県、島根県、山口県などで高く、近畿地方では低いことがうかがえた。

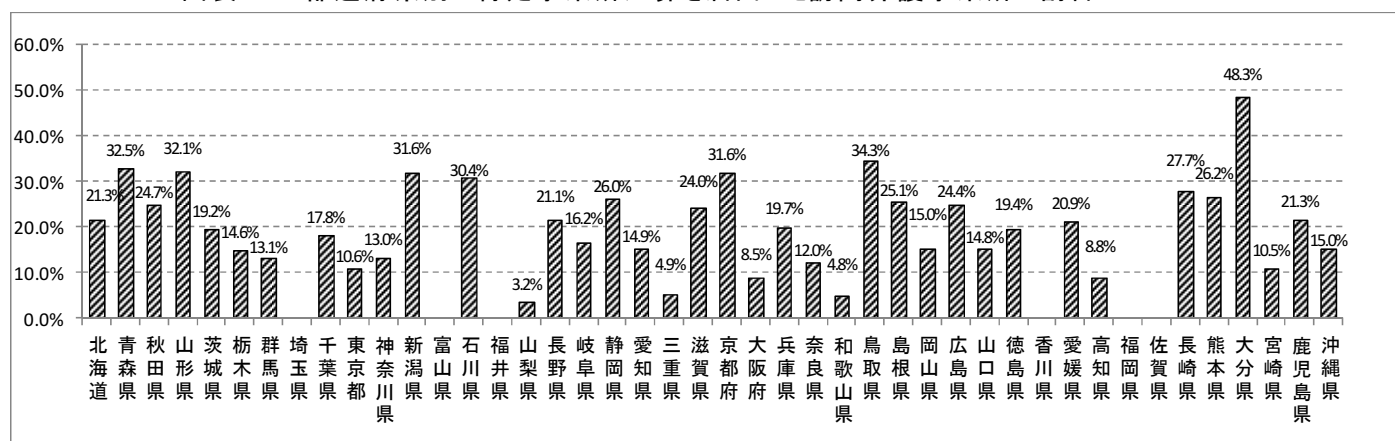
図表 13 都道府県別の減算対象の訪問介護事業所が占める割合



④特定事業所加算を届出した訪問介護事業所の割合

特定事業所加算を届出した訪問介護事業所が都道府県別の訪問介護事業所数に占める割合は、大分県が最多で 48.3%であった。特定事業所加算の届出状況は、都道府県で差異があるが、特定の地域での偏りはうかがえなかった。

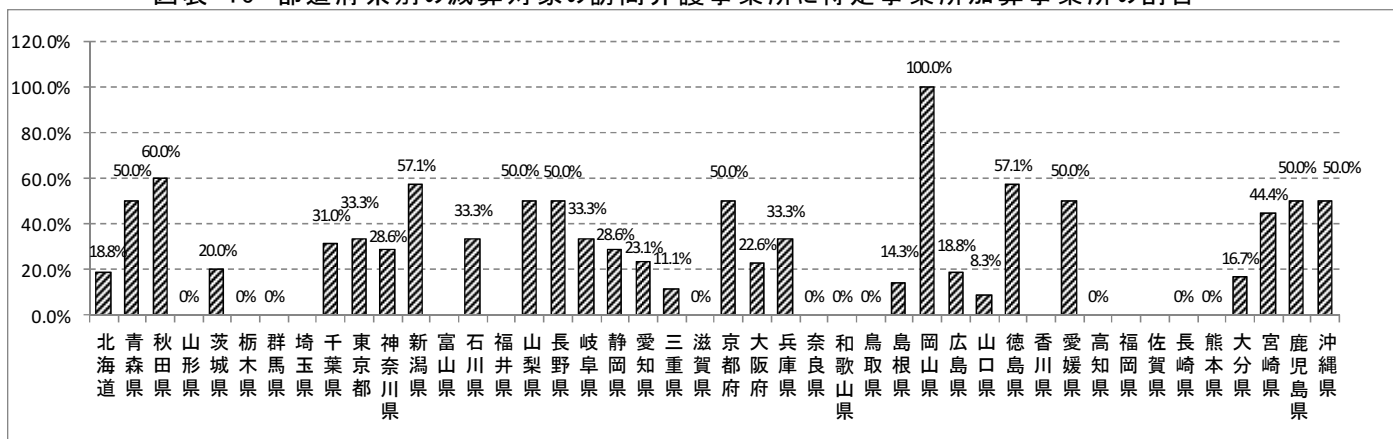
図表 14 都道府県別の特定事業所加算を届出した訪問介護事業所の割合



⑤減算対象の訪問介護事業所に占める特定事業所加算事業所の割合

減算対象の訪問介護事業所に占める特定事業所加算事業所の割合は、岡山県が最も高く 100% (n=2) であった。特定事業所加算を届出した減算対象の訪問介護事業所数は、最大でも大阪府の 12 事業所と数が少なく、都道府県で差異があるが、特定の地域での偏りはうかがえなかった。

図表 15 都道府県別の減算対象の訪問介護事業所に特定事業所加算事業所の割合



第3章 訪問介護事業所アンケート調査結果

1. 訪問介護事業所アンケート調査の概要

訪問介護事業所のサービス提供状況、移動手段や移動コスト、減算の実態などを把握するため、全国の減算対象事業所 334 か所と全国から無作為抽出した非減算訪問介護事業所 4,000 か所に対してアンケート調査を実施した。

調査票は事業所全体の経営・サービス・移動コスト等を把握するための「事業所調査票」と、利用者の属性やサービス利用状況等を把握するための「利用者データ調査票」の2種類の調査票を用いた。訪問介護事業所アンケート調査の概要は、下記のとおりである。

図表 16 訪問介護事業所アンケートの概要

項目	概要
調査対象地域	全国 44 都道府県(被災3県、岩手県、宮城県、福島県を除く)
調査対象者	①無作為抽出した非減算訪問介護事業所 4,000 事業所 (非減算訪問介護事業所の抽出に際しては、都道府県アンケート調査から把握できた減算対象訪問介護事業所との重複を避けている。ただし、広島県、福岡県、大阪府の一部市町村からは減算対象訪問介護事業所名が提供されなかったため、4,000 事業所には減算対象訪問介護事業所が含まれている可能性がある) ②減算対象の訪問介護事業所 334 事業所 合計 4,334 事業所 (なお、減算対象訪問介護事業所名と住所は、広島県と福岡県から情報提供されず、42 都道府県の減算対象の訪問介護事業所である)
有効回答数	①事業所調査票 1,120 件(回収率 25.8%) 減算事業所からの回収数 75 件(回収率 22.5%) 非減算事業所からの回収数 1,045 件(回収率 26.1%) ②利用者データ調査票 1,016 件(回収率 23.4%) 減算事業所からの回収数 70 件(回収率 21.0%) 非減算事業所からの回収数 941 件(回収率 23.5%) (事業所調査票と利用者データ調査票のマッチング困難 5 件) また、利用者データ調査票から、合計 18,056 名の利用者データを得た
調査期間	2012 年 11 月～2013 年 1 月
調査方法	郵送配布、郵送回収
主な調査内容	【事業所調査票】 ① 事業所の基本情報 法人の種類、併設事業所、特定事業所加算の届出状況

	<p>② サービス提供の全体的な状況 規定労働時間、営業日数、従業者数、訪問件数 サービス提供体制、職員の年収、収入と支出</p> <p>③ 居住場所別のサービス提供状況 居住場所、要介護度別利用者数</p> <p>④ 居住場所別のサービス提供 入居者定員、訪問介護収入額、サービス提供方法と効率性</p> <p>⑤ 利用者宅への移動手段と移動コスト 移動手段ルール、移動手段の購入額・維持費、移動手当</p> <p>⑥ 減算について 減算対象、減算額、減算への対応策</p> <p>【利用者データ調査票】 性別、年齢、要介護度、認知症高齢者自立度、障害高齢者自立度 介護者、建物種類、サービスの種類と利用回数、移動時間・手段</p>
--	--

【事業所調査結果の概要】

- ・回答全体を通じて、減算対象や同一建物居住者にサービス提供している訪問介護事業所は効率的な運営がなされている。
- ・訪問介護員の常勤換算数の平均値は、減算対象が 13.9 人、非減算対象が 7.0 人。減算対象は非減算対象に比べて従業者数が多い
- ・訪問介護員一人一日当たり訪問件数の平均値は、減算対象が 5.6 件／人・日、非減算対象が 3.5 件／人・日。減算対象は、訪問介護員が非減算対象より多くの利用者を訪問している
- ・24 時間サービス提供の事業所の割合は、減算対象が 52.8%、非減算対象が 23.7%。減算対象は 24 時間サービスを提供する割合が高い
- ・1 割減算の導入後の収支比率(平成 24 年 10 月分)は、減算対象が 84.8%に対して、非減算対象は 88.7%。減算対象は、非減算対象に比べて収支が良好である
- ・移動手当やガソリン代等を支給している事業所の割合は、減算対象が 47.6%、非減算対象が 70.5%。減算対象の訪問介護事業所では、移動手当の支給率が低い
- ・移動手当等の1人当たりの月額支給額の平均値は、減算対象が 5,635 円／月、非減算対象が 6,711 円／月。減算対象は非減算対象に比べて移動手当等が低額である

【利用者データ調査結果の概要】

- ・減算対象事業所の利用者は、「要介護度3以上」の割合が 46.0%、非減算対象事業所の利用者は 33.4%で、減算対象の利用者は要介護度が高い
- ・利用者の認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の割合は、減算対象が 37.1%、非減算対象が 19.3%。減算対象は非減算対象に比べ認知症が進んだ利用者の割合が高い
- ・主たる介護者が「施設又はサービス付き高齢者向け住宅の職員」である割合は、減算対象が 83.5%、非減算対象が 14.6%。減算対象では施設職員が利用者が介護者役を担う
- ・利用者が居住する建物で有料老人ホームが占める割合は、減算対象が 55.0%、非減算対象が 7.3%。減算対象は、有料老人ホームに居住する利用者の割合が高い
- ・平成 24 年 10 月におけるサービス利用回数の平均値は、減算対象が 39.9 回、非減算対象が 20.3 回。減算対象の利用者は非減算対象に比べてサービス利用回数が多い
- ・平成 24 年 10 月における夜間サービス利用回数の平均値は、減算対象が 10.4 回、非減算対象が 2.0 回。減算対象の利用者は非減算対象に比べて夜間サービス利用回数が多い
- ・利用者宅までの片道平均移動時間は、減算対象が 2.5 分、非減算対象が 12.0 分。減算対象の利用者宅までの移動時間は、非減算対象に比べて約 10 分短い
- ・利用者宅までの移動手段の中で、主として徒歩で行く割合は、減算対象が 95.2%、非減算対象が 15.2%。減算対象は利用者宅へほとんど徒歩で移動している

2. 「事業所調査」の結果

本調査から得られた結果について、さらに詳細に分析・検証を進めるにあたっては、以下の基本クロスのパターンにより分析を行った。

I. 減算・非減算別のクロス集計

事業所調査票の設問 29 で平成 24 年度の介護報酬の改定に伴い、平成 24 年 10 月訪問分について「減算対象であったか」「減算対象ではなかったか」の 2 分類を軸とした。

母数(n 数)はそれぞれ、対象事業所数のうち無回答を除いた事業所数とした。

II. 利用者の住居地別のクロス集計

事業所調査票の設問 11 で訪問介護サービスの提供を行った利用者数をもとに、事業所を 3 区分とした。なお、このクロス集計は、問6と問 28 について実施した。

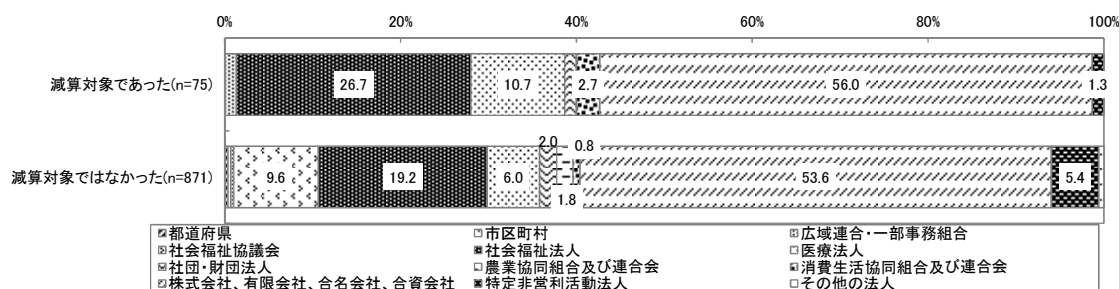
- 「同一建物に居住する利用者が中心の事業所」:利用者合計(問11の利用者の合計値)に占める、「同一建物内に居住する利用者」の割合が8割以上の事業所
- 「同一・近隣・それ以外の利用者混合型の事業所」:「同一建物に居住する利用者が中心の事業所」「同一・近隣の建物以外に居住する利用者が中心の事業所」以外の事業所
- 「同一・近隣の建物以外に居住する利用者が中心の事業所」:利用者合計に占める、「上記以外の地域にある建物に住む利用者(戸建てを除く)」「上記以外の地域にある戸建てに住む利用者」を足した利用者の割合が8割以上の事業所

(1) 回答者の基本属性

① 法人の種類（事業所調査票 問1）

法人の種類は、減算対象も非減算対象も「株式会社、有限会社、合名会社、合資会社」が約5割を占めた。減算対象は、社会福祉法人、医療法人の割合が、非減算対象に比べて高くなっている。

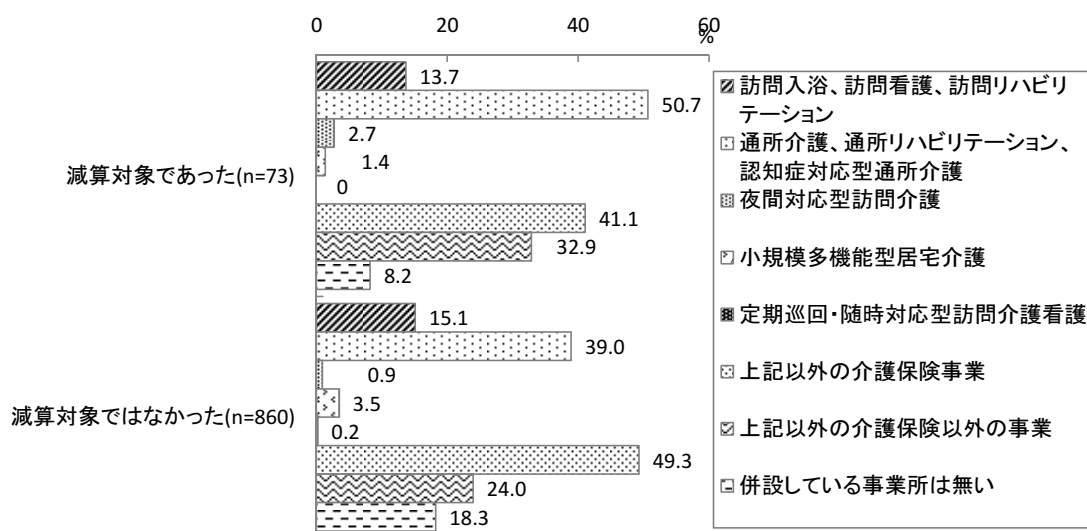
図表 17 法人の種類



② 併設している事業所（事業所調査票 問2）

併設している事業所は、減算対象では「通所介護、通所リハビリテーション、認知症対応型通所介護」が50.7%と、非減算対象の39.0%に比べて高くなっている。「併設している事業所はない」は、減算対象では8.2%、非減算対象では18.3%であり、減算対象は非減算対象に比べ併設割合が高かった。

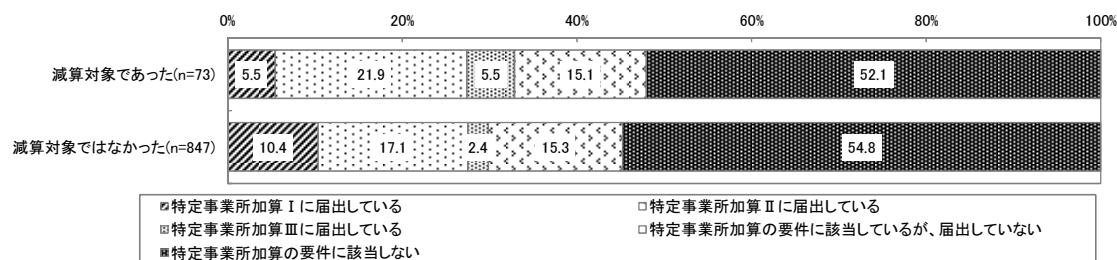
図表 18 併設している事業所



③ 特定事業所加算の届出状況（事業所調査票 問3）

特定事業所加算の届出状況は、減算対象、非減算対象とも「特定事業所加算の要件に該当しない」が約 5 割を占めた。特定事業所加算Ⅰ、Ⅱ、Ⅲの合計割合は、減算対象では 32.9%、非減算対象では 29.9%とほぼ同率であった。

図表 19 特定事業所加算の届出状況



(2) サービス提供の全体的な状況について

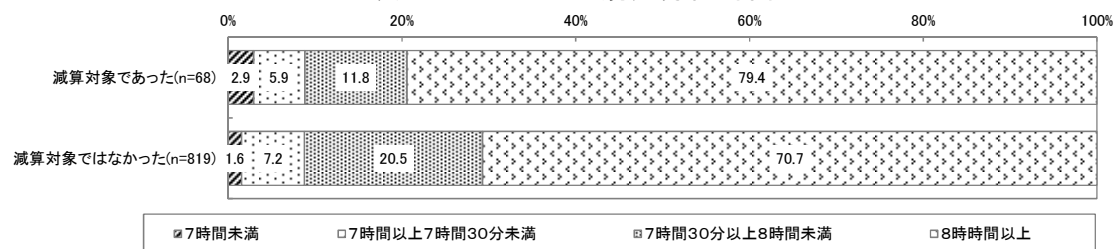
① 1日当たり規定労働時間及び平成24年10月の月間の営業日数（事業所調査票 問4）

a) 1日当たり規定労働時間

1日当たりの規定労働時間は、減算対象では「8時間以上」が 79.4%、非減算対象が 70.7%と差が見られた。

1日当たりの規定労働時間の平均値は、減算対象では 8.9 時間、非減算対象では 7.9 時間と、減算対象が長時間であった。

図表 20 1日当たり規定労働時間



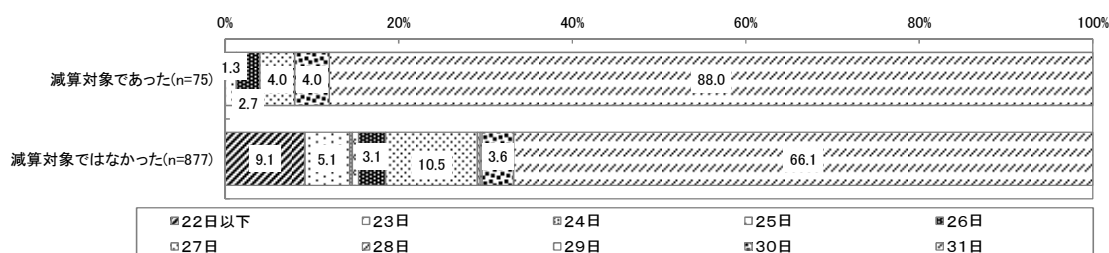
図表 21 1日当たりの規定労働時間の平均値（単位：時間）

事業所の区分	労働時間	備考
減算対象の訪問介護事業所	8.9	n = 68
非減算対象の訪問介護事業所	7.9	n = 819

b) 10月の営業日数

10月の営業日数は、減算対象では「31日」が88.0%、非減算対象が66.1%であった。10月の営業日数の平均値は、減算対象では30.6日、非減算対象では29.0日と減算対象が上回った。

図表 22 10月の営業日数



図表 23 月間(平成24年10月)の営業日数の平均値(単位:日数)

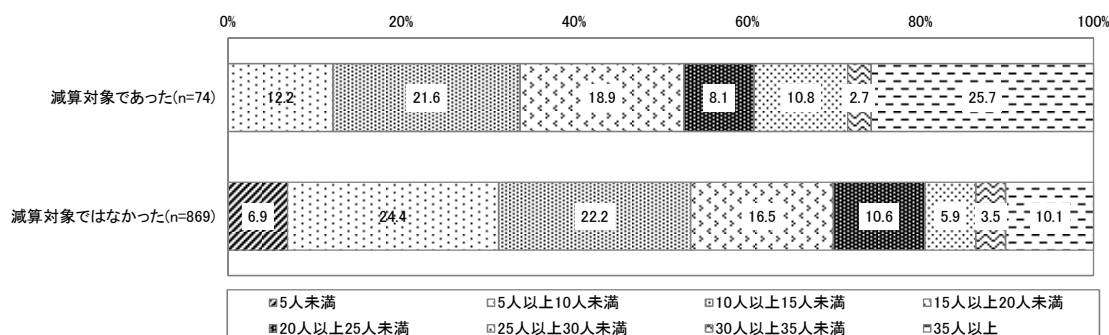
事業所の区分	営業日数	備考
減算対象の訪問介護事業所	30.6	n=75
非減算対象の訪問介護事業所	29.0	n=870

② 従業者数(平成24年10月末時点)(事業所調査票 問5)

a) 総従業者数(平成24年10月末時点)

訪問介護員とその他の職員を合わせた総従業者数は、減算対象では「10人未満」が12.2%、非減算対象では31.3%であった。総従業者数「10人未満」の事業所は、減算対象は非減算対象に比べて割合が低くなっている。

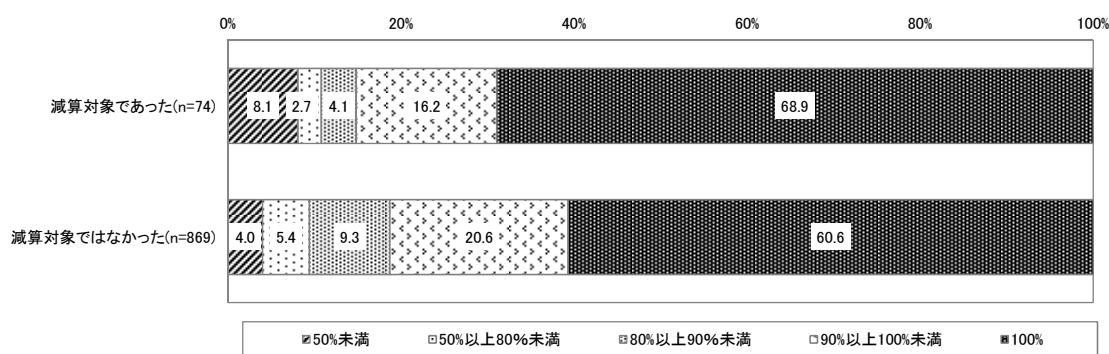
図表 24 総従業者数



b) 総従業員数に占める訪問介護員の割合

総従業員に占める訪問介護員の割合は、減算対象では「100%」が 68.9%、非減算対象が 60.6%と、減算対象が上回った。

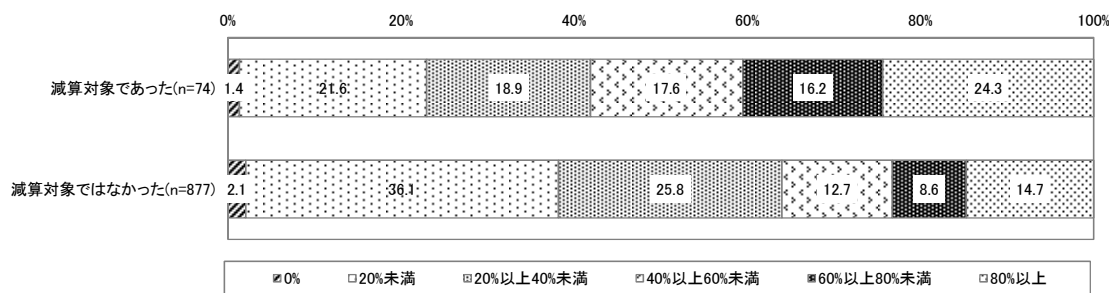
図表 25 総従業員に占める訪問介護員の割合



c) 訪問介護員に占める常勤者の割合

訪問介護員に占める常勤者(常勤専従者と常勤兼務者の合計)の割合は、減算対象では「60%以上」が 40.5%に対して、非減算対象では 23.3%であり、減算対象は非減算対象に比べて、訪問介護員に占める常勤者の割合が高くなっている。

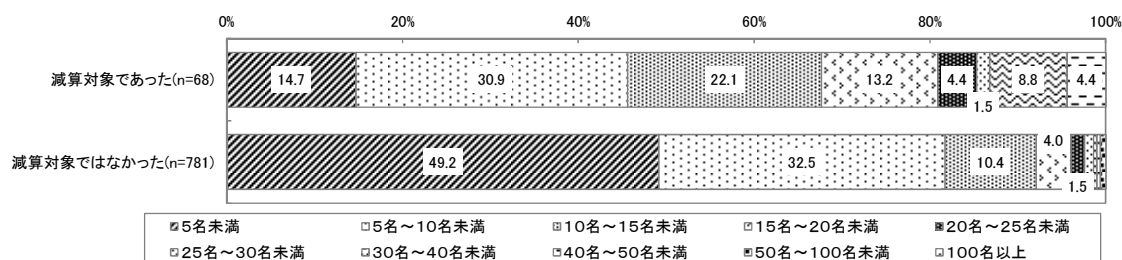
図表 26 訪問介護員に占める常勤者の割合



d) 訪問介護常勤換算

訪問介護常勤換算は、減算対象では「10名以上」が54.4%、非減算対象では18.3%である。また、訪問介護員の常勤換算数の平均値は、減算対象では13.9人、非減算対象では7.0人である。減算対象は、非減算対象に比べて訪問介護員を多く抱えている。

図表 27 訪問介護常勤換算



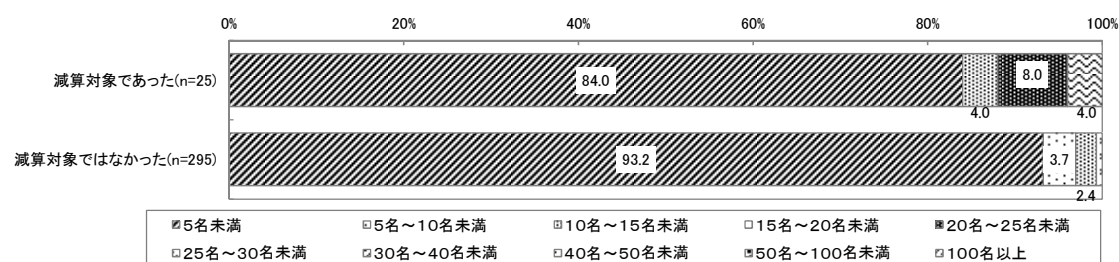
図表 28 訪問介護員の常勤換算数(単位:人)

事業所の区分	常勤換算数	備考
減算対象の訪問介護事業所	13.9	n=68
非減算対象の訪問介護事業所	7.0	n=781

e) その他の職員常勤換算

その他の職員常勤換算は、減算対象では「5名未満」が84.0%、非減算対象では93.2%であった。

図表 29 その他の職員常勤換算



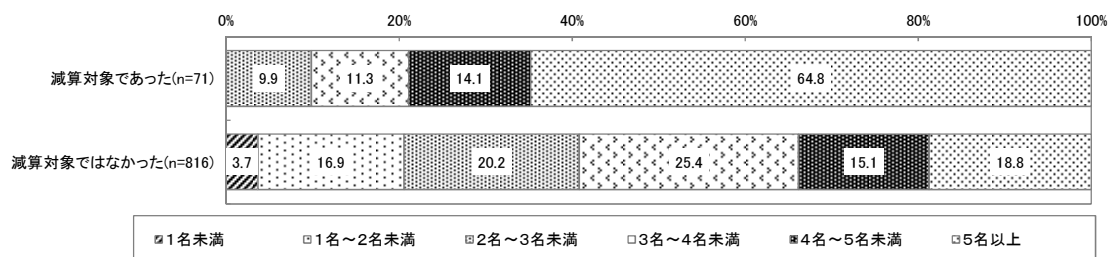
③ 訪問介護員一人一日当たりの訪問件数(事業所調査票 問6)

訪問介護員一人一日当たりの訪問件数は、減算対象では「5名以上」の割合が64.8%、非減算対象では18.8%であった。

訪問介護員一人一日当たりの訪問件数の平均値は、減算対象では5.6件／人・日、非減算対象では3.5件／人・日と、減算対象の訪問介護事業所では、訪問介護員が非減算対象より多くの利用者を訪問している。

また、利用者の居住地により「同一建物」、「混合型」、「同一・近隣建物以外」に3分類した事業所ごとの訪問介護員一人一日当たりの訪問件数は、「同一建物」では「5名以上」が55.8%、「混合型」では36.5%、「同一・近隣建物以外」では13.0%であった。事業所と利用者の距離に応じて、訪問件数が減少することがうかがえる。

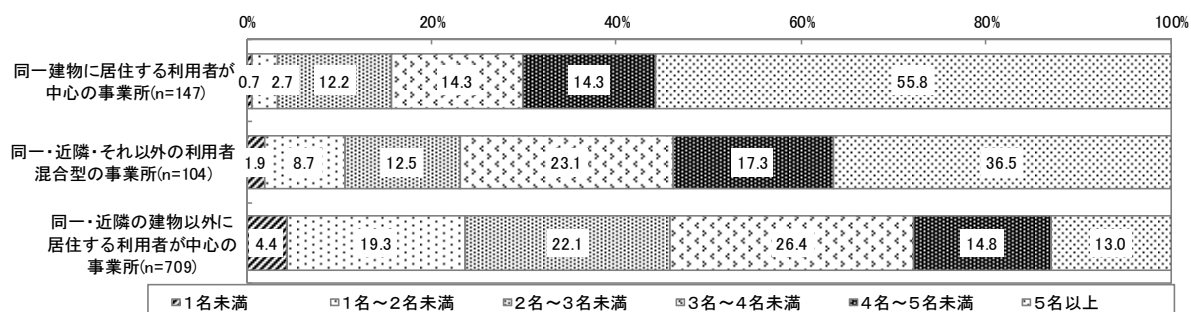
図表 30 訪問介護員一人一日当たりの訪問件数



図表 31 訪問介護員一人一日当たりの訪問件数(単位:件／人・日)

事業所の区分	訪問件数	備考
減算対象の訪問介護事業所	5.6	n=71
非減算対象の訪問介護事業所	3.5	n=816

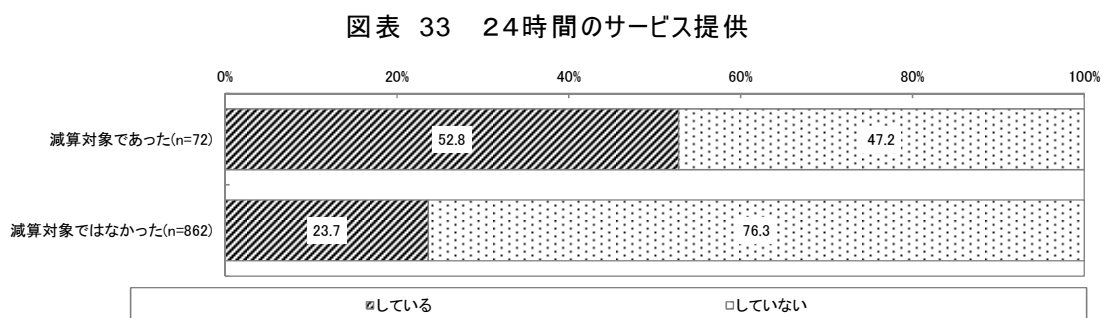
図表 32 利用者の居住地別の訪問介護員一人一日当たりの訪問件数(単位:件／人・日)



④ 訪問介護サービスの提供体制(事業所調査票 問7)

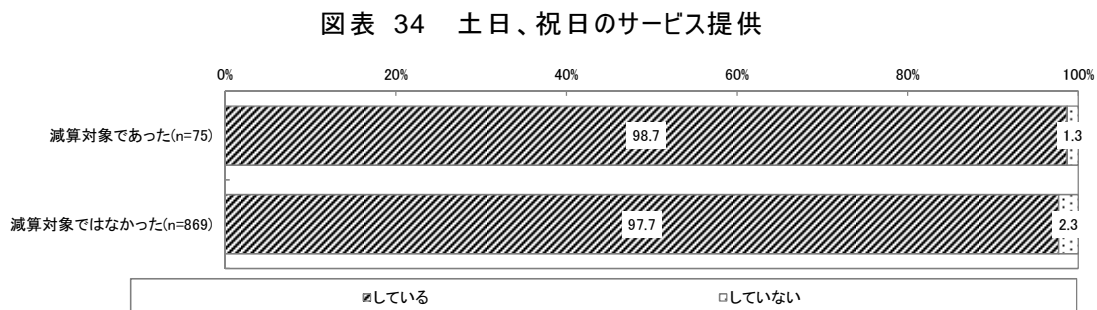
a) 24時間のサービス提供

24時間のサービス提供は、減算対象では「している」が52.8%、非減算対象は23.7%であった。減算対象は24時間サービスを提供する割合が高くなっている。



b) 土日、祝日のサービス提供

土日、祝日のサービス提供は、減算対象では「している」が98.7%、非減算対象は97.7%であった。減算・非減算に関わらず、土日、祝日のサービスが提供されている。

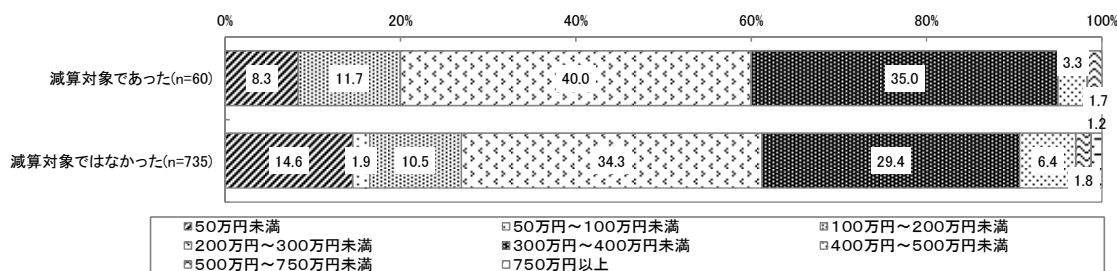


⑤ 平成23年度の、訪問介護員の人件費のおおよその金額(事業所調査票 問8)

a) 一人当たりの常勤職員の給与・賞与

一人当たりの常勤職員の給与・賞与の平均値は、減算対象では 262 万円、非減算対象では 254 万円とほぼ同額であった。

図表 35 一人当たりの常勤職員の給与・賞与



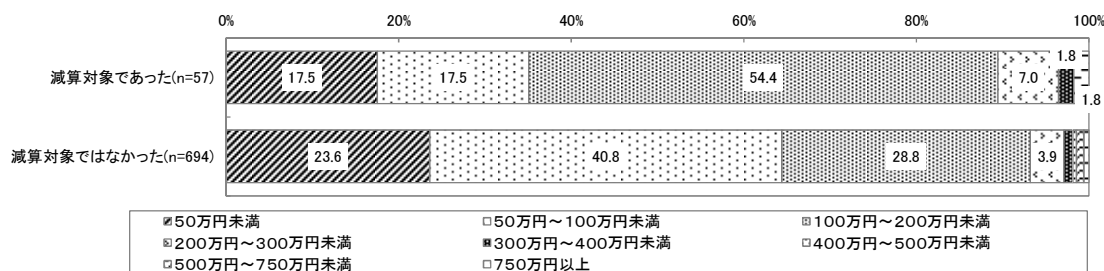
図表 36 常勤職員の年収(単位:千円)

事業所の区分	年収	備考
減算対象の訪問介護事業所	2620.8	n = 60
非減算対象の訪問介護事業所	2540.8	n = 735

b) 一人当たりの非常勤職員の給与・賞与

一人当たりの非常勤職員の給与・賞与の平均値は、減算対象では 125 万円、非減算対象では 97 万円であり、減算対象が上回った。

図表 37 一人当たりの非常勤職員の給与・賞与



図表 38 非常勤職員の年収(単位:千円)

事業所の区分	年収	備考
減算対象の訪問介護事業所	1246.0	n = 57
非減算対象の訪問介護事業所	969.9	n = 694

⑥ 平成23年度の年度収支および平成24年10月の月間収支(事業所調査票 問9)

a) 平成23年度の収入、支出、収支比率

平成23年度の収入全体額は、減算対象の平均値では約1億1千万円、非減算対象では約6千万円であった。また、収支比率は、減算対象では87.0%、非減算対象では94.4%であった。減算対象の事業所は、非減算対象の2倍近い収入であり、さらに、収支比率も非減算対象に比べて良好であった。

なお、平均値の算出に際しては、回答者の桁間違いの可能性を避けるため、10億円以上の収入とした事業所、収支比率が50%未満あるいは200%以上の事業所は、除いて算出した。収支比率は、各事業所ごとに算出してその平均値を求めた。

図表 39 平成23年度の収入、支出、収支比率(単位:千円、%)

事業所の区分	収入	支出	収支比率
減算対象の訪問介護事業所(n=45)	109,468	97,893	87.0%
非減算対象の訪問介護事業所(n=542)	61,584	57,191	94.4%

b) 平成23年度の訪問介護事業収入

平成23年度の訪問介護事業収入は、減算対象の平均値では約5千万円、非減算対象では約3千万円であった。事業所の収入全体に占める訪問介護収入は、減算・非減算とも約7割であった。

図表 40 平成23年度の訪問収入、収入に占める割合(単位:千円、%)

事業所の区分	訪問収入	構成比
減算対象の訪問介護事業所(n=45)	50,071	71.4%
非減算対象の訪問介護事業所(n=535)	27,638	70.2%

c) 平成24年10月の収入、支出、収支比率

平成24年10月の収入全体額は、減算対象の平均値では約1,700万円、非減算対象では約800万円であった。また、収支比率は、減算対象では84.8%、非減算対象では88.7%であった。平成23年度の収支比率と比較すると、減算対象は2.2%低下、非減算対象は、5.7%低下していた。収支比率の改善は、減算対象よりも非減算対象が進んでいる可能性がある。ただし、減算対象の回答数は40件と限られている。

図表 41 平成24年10月の収入、支出、収支比率(単位:千円、%)

事業所の区分	収入	支出	収支比率
減算対象の訪問介護事業所(n=40)	16,893	14,377	84.8%
非減算対象の訪問介護事業所(n=481)	8,310	7,373	88.7%

d) 平成24年10月の訪問介護事業収入

平成24年10月の訪問介護事業収入は、減算対象の平均値では約870万円、非減算対象では約350万円であった。事業所の収入全体に占める訪問介護収入は、減算・非減算とも約7割であった。

図表 42 平成24年10月の収入、収入に占める割合(単位:千円、%)

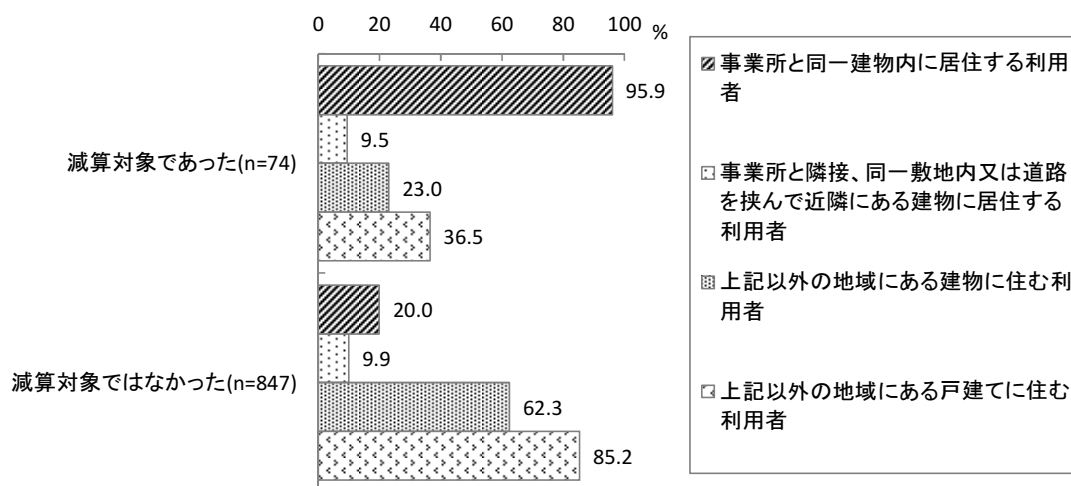
事業所の区分	訪問収入	構成比
減算対象の訪問介護事業所(n=39)	8,676	72.3%
非減算対象の訪問介護事業所(n=472)	3,489	72.3%

(3) 居住場所別のサービス提供状況について

① 平成24年10月1ヶ月間に、訪問介護サービスの提供を行った利用者(事業所調査票問10)

平成24年10月1ヶ月間に、訪問介護サービスの提供を行った利用者は、減算対象でも「上記以外の地域(同一建物・近隣地域以外の地域)にある戸建てに住む利用者」が36.5%を占めている。減算対象でも約3分の1の事業所では、同一建物以外の利用者に対して訪問介護サービスが提供されている。また、非減算対象でも、2割の事業者は、同一建物の利用者に対して訪問介護サービスを提供している。

図表 43 平成24年10月1ヶ月間に、訪問介護サービスの提供を行った利用者

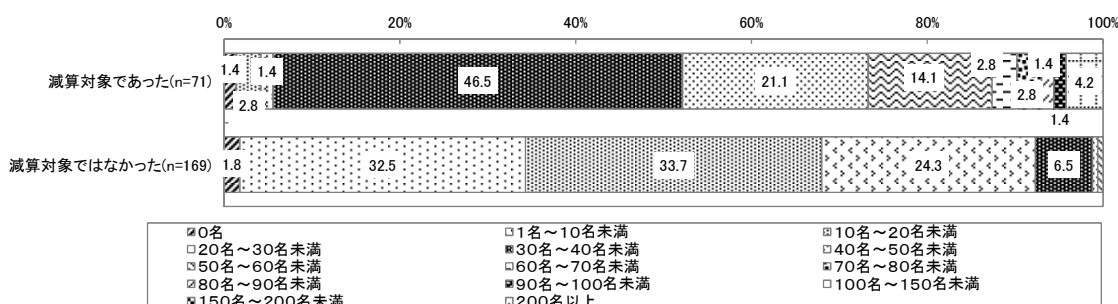


② 訪問介護サービスの提供を行った平成24年10月時点の利用者数(事業所調査票問 11)

a) 同一建物内に居住する利用者の合計

平成24年10月時点の同一建物内に居住する利用者の合計は、減算対象では「30名以上」が94.3%、非減算対象では7.7%であった。減算対象でありながら、同一建物内の利用者が「30名未満」が5.6%見られ、利用者の変動があることがうかがえる。

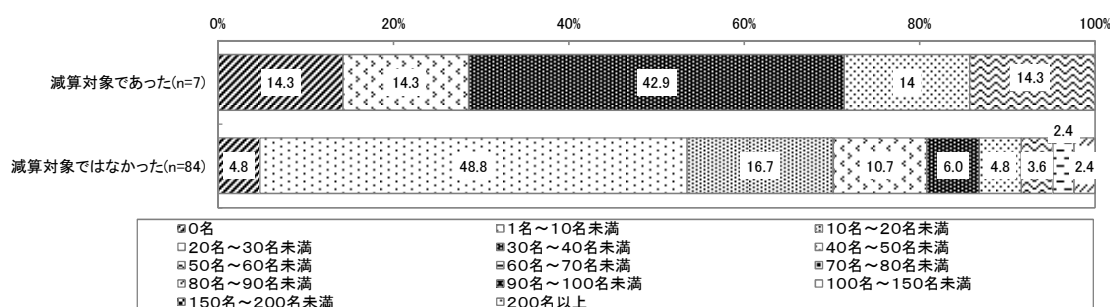
図表 44 同一建物内に居住する利用者の合計



b) 近隣の建物に居住する利用者の合計

近隣の建物に居住する利用者の合計は、減算対象では「30名~40名未満」が42.9%を占め、非減算対象では「1名から10名未満」が48.8%を占めた。なお、減算対象は、7事業所からの回答結果である。

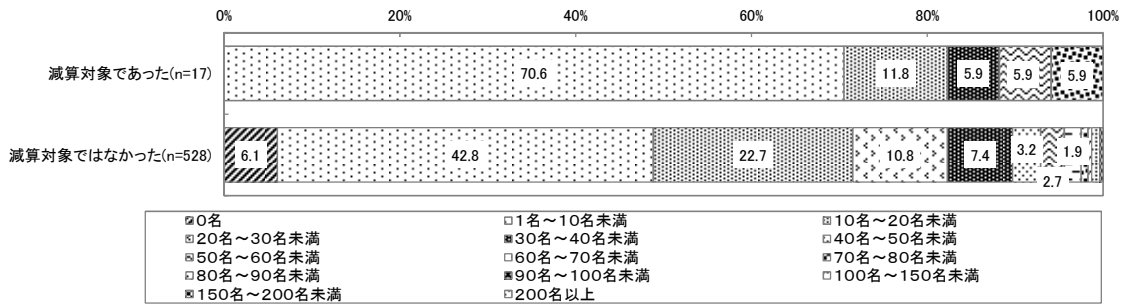
図表 45 近隣の建物に居住する利用者の合計



c) その他地域の建物に居住する利用者の合計

その他地域の建物に居住する利用者の合計は、減算対象では「1名～10名未満」が70.6%、非減算対象は42.8%であった。なお、減算対象は、17事業所からの回答結果である。

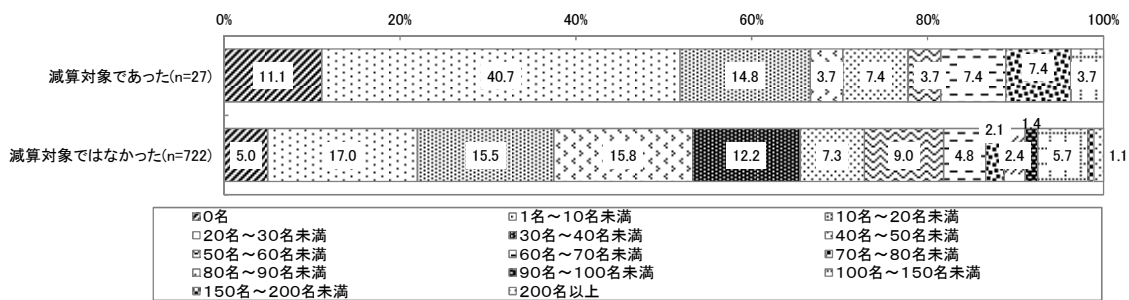
図表 46 その他地域の建物に居住する利用者の合計



d) その他地域の戸建に居住する利用者の合計

その他地域の戸建に居住する利用者の合計は、減算対象では「10名未満」が51.8%、非減算対象では22.0%であった。その他地域の戸建の利用者に対して、減算対象は非減算対象に比べてサービス提供の規模が小さい。

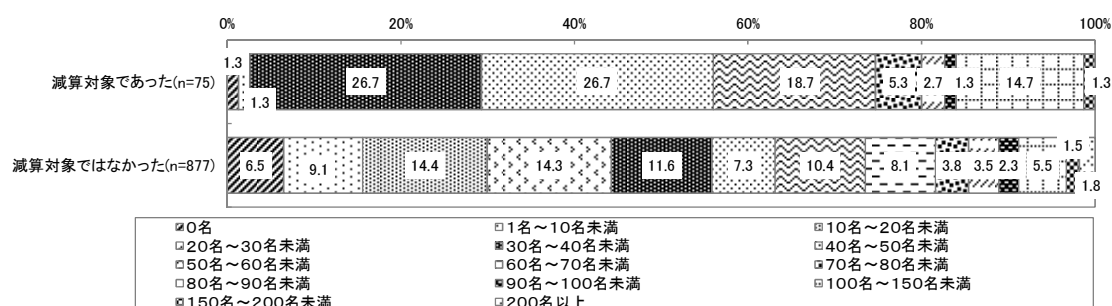
図表 47 その他地域の戸建に居住する利用者の合計



e) 利用者の合計

減算対象では、「50名以上」が44.0%、非減算対象が36.9%であった。減算対象は、非減算対象に比べて多数の利用者を抱える事業所が多かった。

図表 48 利用者の合計



f) 要介護度別の利用者数

平成24年10月時点の訪問介護サービスの利用者数について、要介護度別の利用者数の平均値を下表のとおり整理した。

減算対象の訪問介護事業所は、非減算対象に比べて、要支援の利用者は少なく、要介護の利用者が多い。

図表 49 要介護度別の訪問介護サービスの利用者数平均値(単位:人)

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
減算対象	3.9	5.3	14.4	12.3	9.0	9.0	6.7
非減算対象	8.6	9.6	11.2	10.1	6.2	4.7	4.4

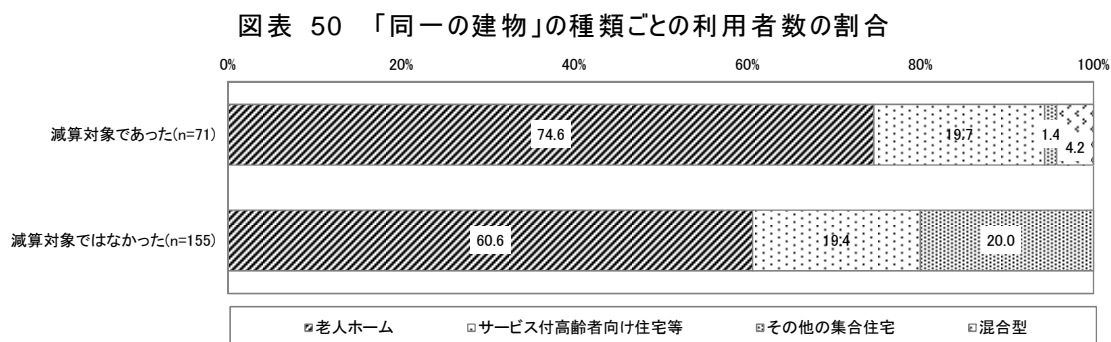
(4) 同一建物に居住する利用者へのサービス提供について

① 「同一の建物」の種類ごとの利用者数(事業所調査票 問12)

a) 「同一の建物」の種類ごとの利用者割合

「同一の建物」の利用者が、どのような居住形態をとっているかを比較した。同一建物内の養護老人ホーム・軽費老人ホーム・有料老人ホームの居住者が 100%である事業所を「老人ホーム」、サービス付高齢者向け住宅・旧高齢者専用賃貸住宅の居住者が 100%である事業所を「サービス付高齢者向け住宅等」、その他の集合住宅の居住者が 100%である事業所を「その他の集合住宅」、老人ホーム・サービス付高齢者向け住宅等・その他の集合住宅のうち二種以上の利用者がいる事業所を「混合型」と4区分した。

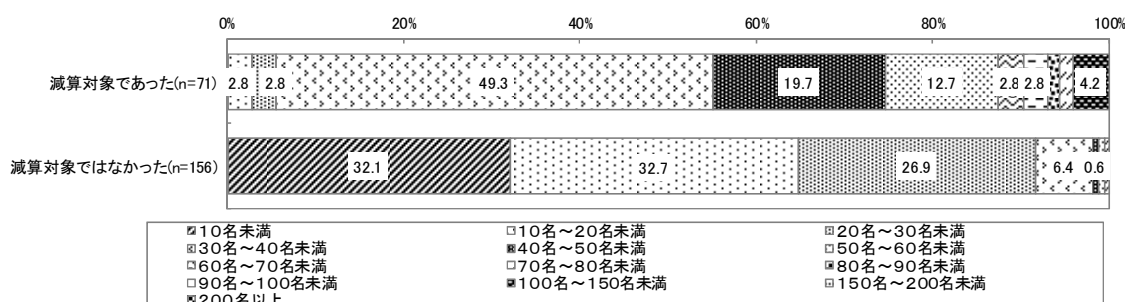
「同一の建物」の利用者の居住建物の種類は、減算対象では「老人ホーム」が 74.6%、非減算対象では 60.0%であり、減算対象は「老人ホーム」の割合が高かった。



b) 事業所あたりの訪問介護利用者数合計

事業所あたりの訪問介護利用者数合計は、減算対象では「30名以上」の事業所が94.3%を占め、非減算対象では「30名未満」の事業所が91.7%を占めた。

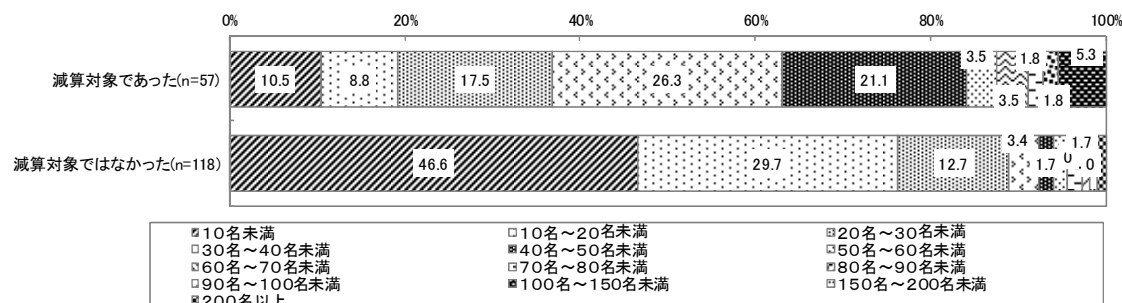
図表 51 事業所あたりの訪問介護利用者数合計



c) 居宅介護支援事業所利用者数合計

法人あたりの居宅介護支援事業所利用者数合計は、減算対象では「30名以上」の事業所が63.2%を占め、非減算対象では「30名未満」の事業所が89.0%を占めた。

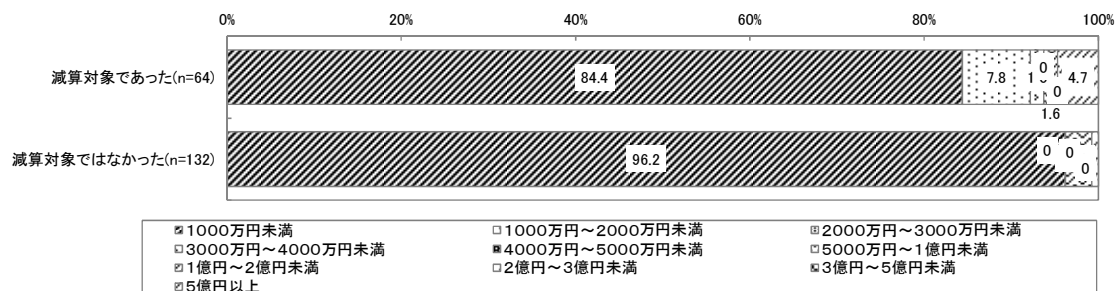
図表 52 法人あたりの居宅介護支援事業所利用者数合計



② 平成24年10月の利用者への訪問による訪問介護収入額(事業所調査票 問13)

平成24年10月の利用者への訪問による訪問介護収入額は、減算対象では「1000万円未満」の事業所が84.4%、非減算対象では96.2%であった。

図表 53 平成24年10月の、利用者への訪問による訪問介護収入額



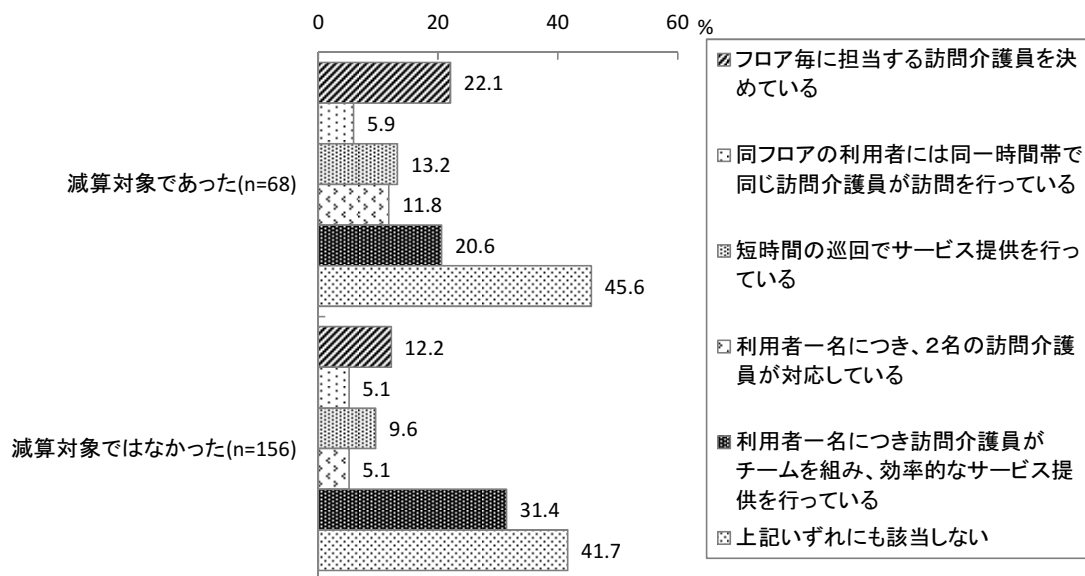
③ サービスの提供方法と効率性について(事業所調査票 問 14)

a) 「事業所と同一建物内に居住する利用者」に対するサービス

「事業所と同一建物内に居住する利用者」に対するサービスは、減算対象では「フロア毎に担当する訪問介護員を決めている」が 22.1%、「利用者一名につき訪問介護員がチームを組み、効率的なサービス提供を行っている」が 20.6%であった。

非減算対象では「フロア毎に担当する訪問介護員を決めている」が 12.2%、「利用者一名につき訪問介護員がチームを組み、効率的なサービス提供を行っている」が 31.4%であった。

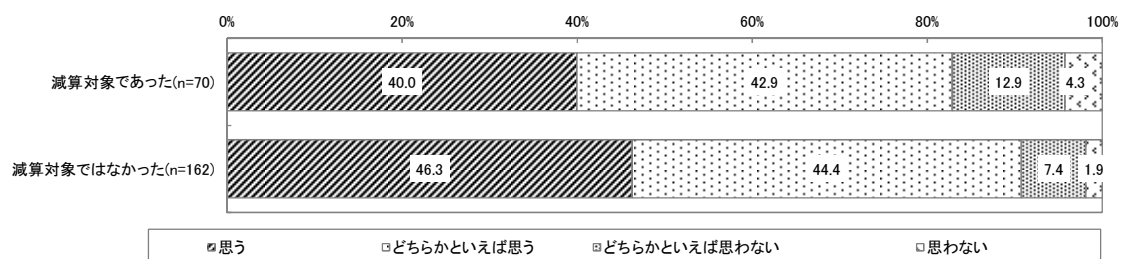
図表 54 「事業所と同一建物内に居住する利用者」に対するサービス



b) 同一建物内の利用者へのサービス提供の効率性(経営の観点)

同一建物内の利用者へのサービス提供の効率性(経営の観点)は、減算対象では効率的であると「思う」と「どちらかといえば思う」を合わせた肯定的回答は 82.9%、非減算対象では 90.7%であった。

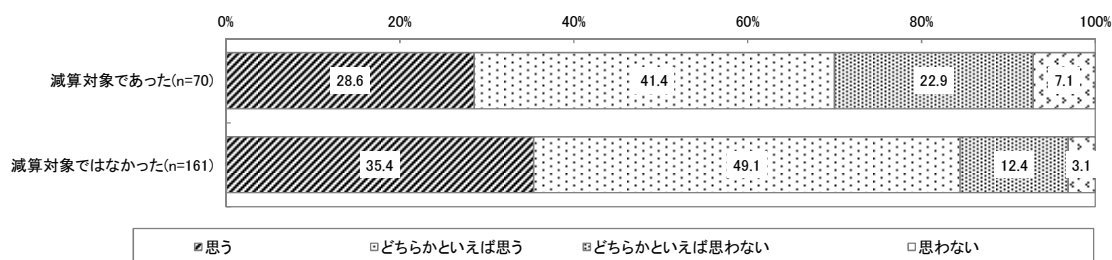
図表 55 同一建物内の利用者へのサービス提供の効率性(経営の観点)



c) 同一建物内の利用者へのサービス提供の効率性(採算の観点)

同一建物内の利用者へのサービス提供の効率性(採算の観点)は、減算対象では「思う」と「どちらかといえば思う」を合わせた肯定的回答は 70.0%、非減算対象では 84.5%であった。

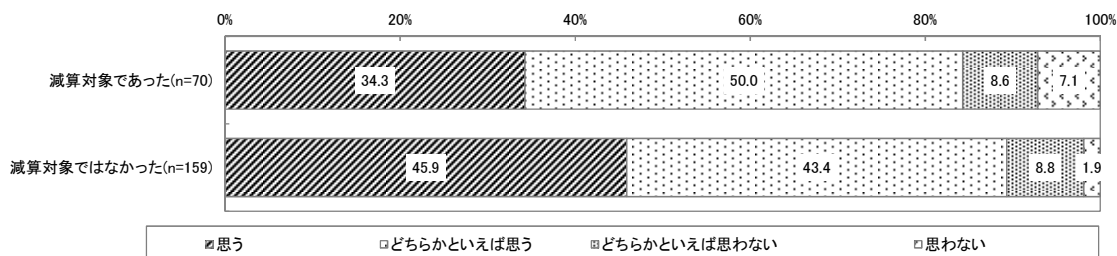
図表 56 同一建物内の利用者へのサービス提供の効率性(採算の観点)



d) 同一建物内の利用者へのサービス提供の効率性(人材活用の観点)

同一建物内の利用者へのサービス提供の効率性(人材活用の観点)は、減算対象では「思う」と「どちらかといえば思う」を合わせた肯定的回答は 84.3%、非減算対象では 89.3%であった。

図表 57 同一建物内の利用者へのサービス提供の効率性(人材活用の観点)



e) 同一建物内の利用者に対するサービス提供の経営効率性に関する回答理由

□ 肯定的回答(選択肢1, 2)

経営に効率的であると「思う」「どちらかといえば思う」と、肯定的回答をした事業者の主な理由は、時間のロス回避、訪問件数の効率、移動コストの削減、事故リスクの回避、定時性の確保などであった。回答事例は下記のとおりである。

図表 58 肯定的理由と回答事例(同一建物の場合の経営効率)

主な理由	理由の回答事例
時間のロス回避	<ul style="list-style-type: none"> ・移動時間がかからないので、効率的なサービス提供ができる ・移動時間の短縮、利用者の状態把握が容易、ムダの無いパートヘルパーのシフト調整が取り易い
訪問件数の効率性	<ul style="list-style-type: none"> ・移動時間が短縮でき、件数がこなせる ・移動に伴う時間のロスが少ないため、時間あたりのサービス提供件数は効率が

	よい
移動コストの削減	<ul style="list-style-type: none"> ・移動等で手当、ガソリン、車管理等のコストを考えなくて済む ・移動に要する時間の賃金がかからないため ・移動時間が少なくて済みガソリン代等の経費も軽減できる
事故リスクの回避	<ul style="list-style-type: none"> ・移動の際に発生する事故リスク等を低減できる ・冬場は雪が降ったり、道が凍ったりするので、訪問に危険が伴う。車の事故や移動時間の心配がないことが一番のメリットである
定時性の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・時間に遅れる事なくサービスを提供できる ・雪国の気候や道路条件に左右されず、時間のロスが少なく、利用者の希望時間にサービス提供できる

□否定的回答(選択肢3, 4)

経営に効率的であると「思わない」「どちらかといえば思わない」と、否定的回答をした事業者の主な理由は、減算による影響、同一建物外利用者に対するサービス提供、介護保険外の対応、サービス単価の相違(外部サービス利用型特定施設の場合)などであった。回答事例は下記のとおりである。

図表 59 否定的理由と回答事例(同一建物の場合の経営効率)

主な理由	理由の回答事例
減算による影響	<ul style="list-style-type: none"> ・同一建物とそうでない建物へのサービス内容は変わらないが、減算になるのは、効率的ではないと思う ・同一建物内でのサービス提供に関しては、スタッフの移動賃金等の削減が行なわれ効率的だと思われるが、採算の観点からでは、減算項目対象であるので、両者を合わせると経営側としては減算項目は痛手だと思われる
同一建物外利用者に対するサービス提供	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問先が同一建物内のご利用者のみではないため ・事業所から、利用者宅への移動が少ないということのみをもって効率的とはいえない。同一建物内の利用者ばかりを同一時間帯に訪問できるのならば効率的と言えるかもしれないが、現実的にはそのようなことは起こりにくいと思われる
介護保険外への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・個々のケアプランに添ってサービスを提供しており又ケアプラン以外の見守り、ナースコール対応に24時間の職員配置も必要であり、介護保険以外の対応が生じてくる
サービス単価の相違	<ul style="list-style-type: none"> ・同一建物の施設種別が外部サービス利用型特定施設の場合、サービス単価は特定施設サービスコード表のものとなり、訪問介護の単価と比べると安くなってしまう

f)同一建物内の利用者に対するサービス提供の人材活用に関する回答理由

□肯定的回答(選択肢1, 2)

人材の効率的活用の観点から効率的であると「思う」「どちらかといえば思う」と、肯定的回答をした事業者の主な理由は、人員のスリム化、柔軟なサービス提供、職員間の情報共有のしやすさ、サービス向上などであった。回答事例は下記のとおりである。

図表 60 肯定的理由と回答事例(同一建物の場合の人材活用)

主な理由	理由の回答事例
人員のスリム化	<ul style="list-style-type: none"> ・月間の訪問回数がおおむね固定でき余分な人員が必要ない ・計画的にサービスを行うことで少ない人材で24時間サービスを対応することができる
柔軟なサービス提供	<ul style="list-style-type: none"> ・急変時の対応など状況を把握している職員が近況にいる方が良い ・移動の費用および時間がなく、利用者ニーズに臨機に対応ができる ・移動にかかる時間を短縮でき、人材を効率的に活用でき、利用者の増加に対しても対応が行いやすい
職員間の情報共有のしやすさ	<ul style="list-style-type: none"> ・入居者情報の共有がしやすく、状態の変化に早く対応できる ・チームでの連携を図れる。お客様のADL(日常生活動作)、スタッフ間の情報等がわかりやすい
サービス向上	<ul style="list-style-type: none"> ・少ない訪問介護員の移動のロス時間がなく、又、同じ介護員による介護で利用者の安心感、日常の状況、生活の様子などが見え、身体的、精神的な部分に配慮しながら介護支援ができる ・地域性、利便性から考えると、交通時間を短くし、サービスの提供時間に集中する事ができる

□否定的回答(選択肢3, 4)

人材の効率的活用の観点から効率的であると「思わない」「どちらかといえば思わない」と、否定的回答をした事業者の主な理由は、利用ニーズの集中に合わせた体制が必要になること、コストに反映されない時間の増加であった。回答事例は下記のとおりである。

図表 61 否定的理由と回答事例(同一建物の場合の人材活用)

主な理由	理由の回答事例
利用ニーズ集中に合わせた体制が必要	<ul style="list-style-type: none"> ・サービスを受けたい時間はみなさん似たりよったり同じような時間帯なので効率的とは言えません ・同一建物内でのサービス提供は移動時間などの部分や職員の安全確保などの部分では効率化を計れるが、反面サービス提供が集中している部分に合わせた職員配置が必要となるため、非効率的である
コストに反映されない時間の増加	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問介護に実際にたずさわっていない時間帯が多くなり、コストに反映されない

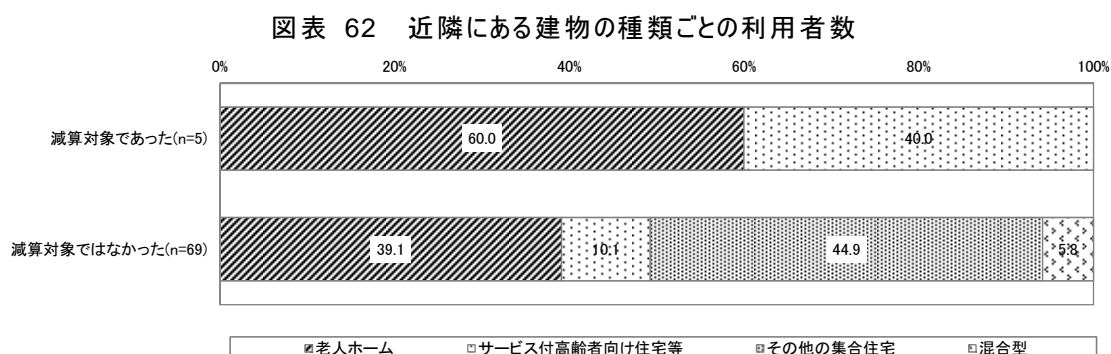
(5) 隣接、同一敷地内又は道路を挟んで近隣にある建物の利用者に対するサービス提供について

① 近隣にある建物の種類ごとの利用者数(事業所調査票 問 15)

a) 近隣にある建物の種類ごとの利用者数まとめ表

「近隣にある建物」の利用者が、どのような居住形態をとっているかを比較した。近隣にある建物内の養護老人ホーム・軽費老人ホーム・有料老人ホームの居住者が 100%である事業所を「老人ホーム」、サービス付高齢者向け住宅・旧高齢者専用賃貸住宅の居住者が 100%である事業所を「サービス付高齢者向け住宅等」、その他の集合住宅の居住者が 100%である事業所を「その他の集合住宅」、老人ホーム・サービス付高齢者向け住宅等・その他の集合住宅のうち二種以上の利用者がある事業所を「混合型」と4区分した。

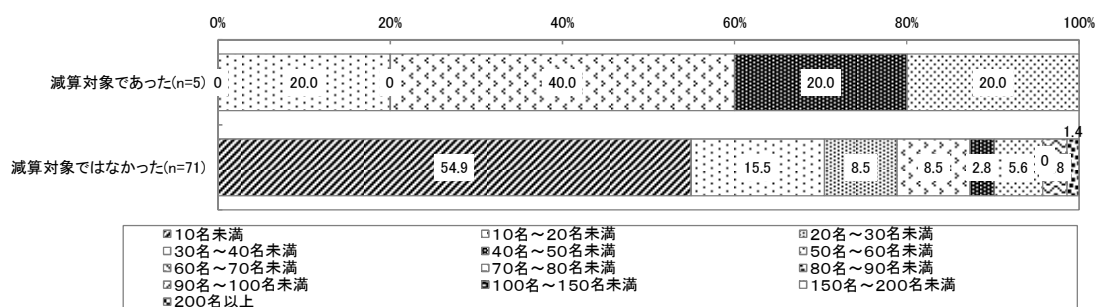
「近隣にある建物」の利用者の居住建物の種類は、減算対象では「老人ホーム」が 60.0%、非減算対象では「その他の集合住宅」が 44.9%、「老人ホーム」が 39.1%であった。



b) 事業所あたりの訪問介護利用者数合計

事業所あたりの訪問介護利用者数合計は、減算対象では「30 名以上」の事業所が 80.0%を占め、非減算対象では「30 名未満」の事業所が 78.9%を占めた。なお、減算対象の回答件数は 5 件である。

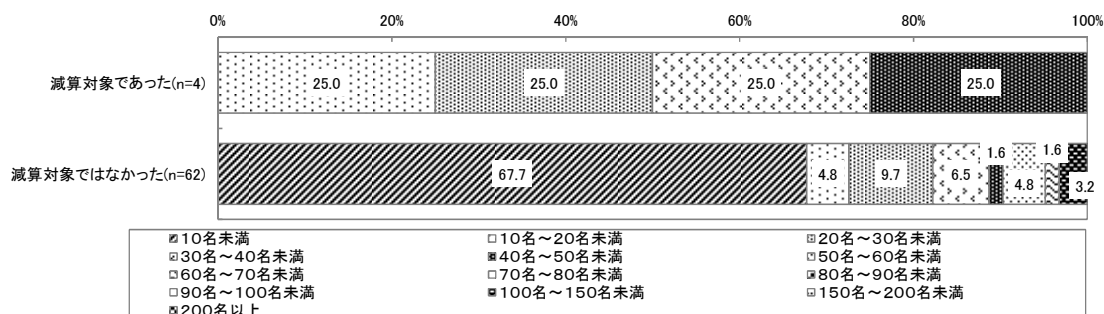
図表 63 事業所あたりの訪問介護利用者数合計



c) 居宅介護支援事業所利用者数合計

法人あたりの居宅介護支援事業所利用者数合計は、減算対象では「30 名以上」の事業所が 50.0%を占め、非減算対象では「30 名未満」の事業所が 82.3%を占めた。なお、減算対象の回答件数は 4 件である。

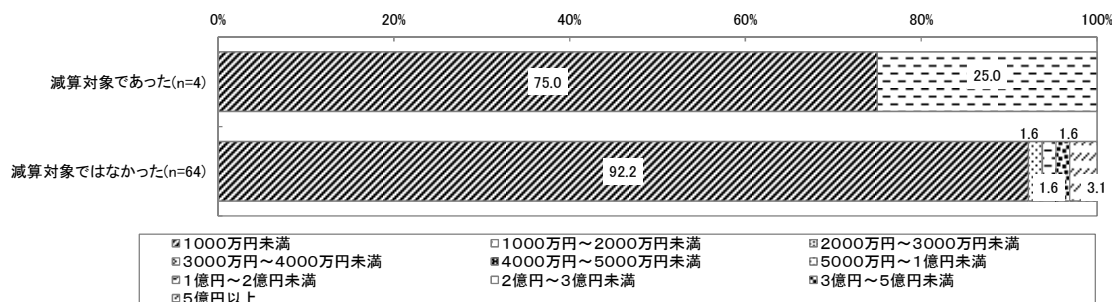
図表 64 法人あたりの居宅介護支援事業所利用者数合計



② 平成24年10月の利用者への訪問による訪問介護収入額(事業所調査票 問16)

平成24年10月の利用者への訪問による訪問介護収入額は、減算対象では「1000万円未満」の事業所が75.0%、非減算対象では92.2%であった。

図表 65 平成24年10月の利用者への訪問による訪問介護収入額

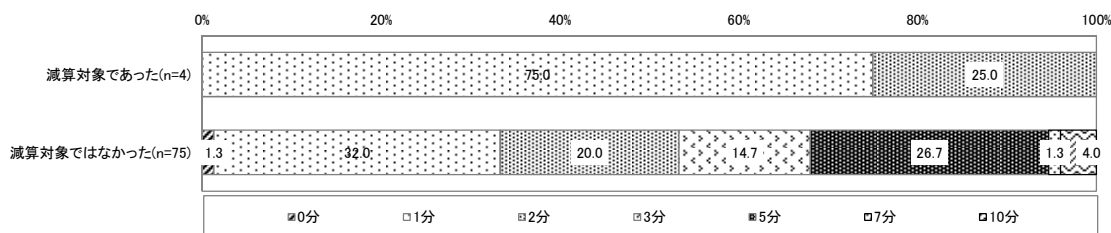


③ 近隣の建物に居住する利用者宅への訪問介護サービスの範囲(事業所調査票 問17)

a) 事業所から利用者宅への最短移動時間

近隣にある建物の利用者宅への最短移動時間は、減算対象では「1分」の事業所が75.0%、非減算対象では「1分」が32.0%、「5分」が26.7%であった。なお、減算対象の回答件数は4件であった。

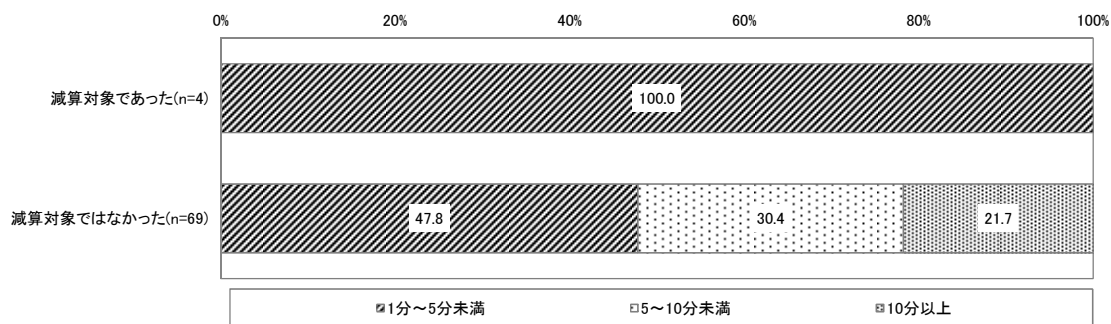
図表 66 事業所から利用者宅への最短移動時間



b) 事業所から利用者宅への最長移動時間

近隣にある建物の利用者宅への最長移動時間は、減算対象では「1分～5分未満」の事業所が100.0%、非減算対象が47.8%であった。なお、減算対象の回答件数は4件であった。

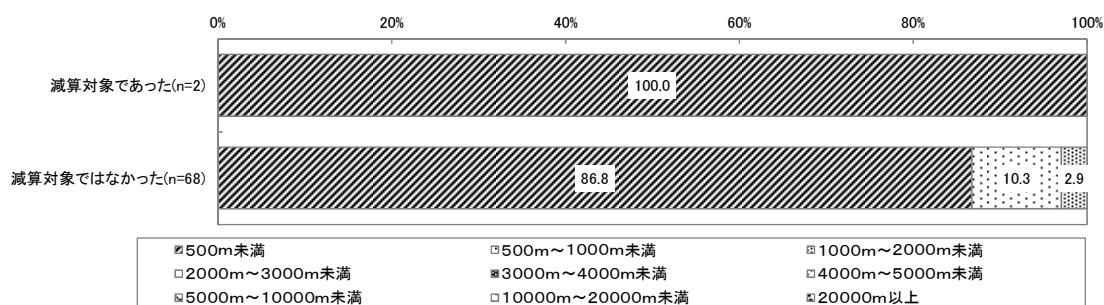
図表 67 事業所から利用者宅への最長移動時間



c) 最大サービス提供範囲

近隣にある建物の最大サービス提供範囲は、減算対象は「500m未満」の事業所が100.0%、非減算対象は86.8%であった。

図表 68 最大サービス提供範囲



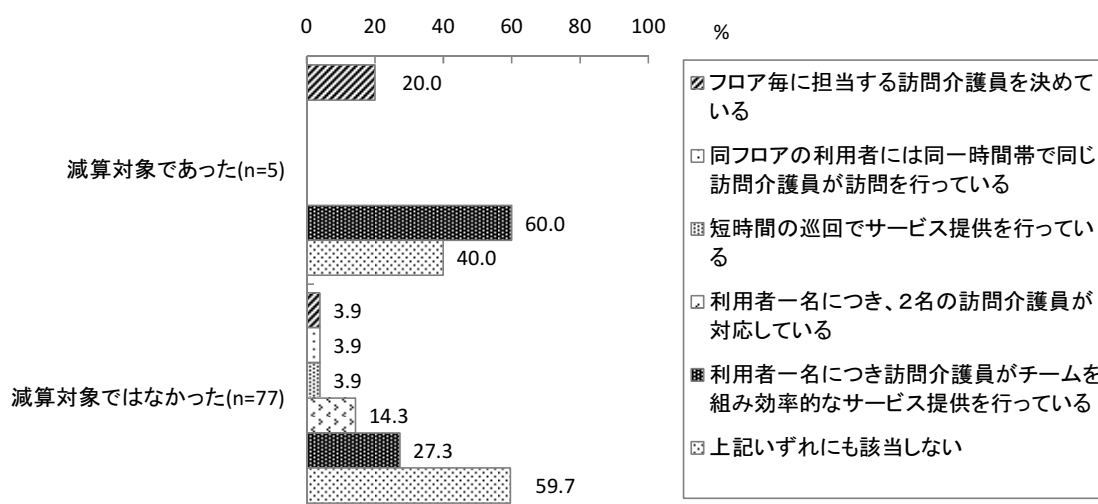
④ サービスの提供方法と効率性について(事業所調査票 問18)

a) 「事業所と隣接、同一敷地内又は道路を挟んで近隣にある建物に居住する利用者」に対するサービス

「事業所と隣接、同一敷地内又は道路を挟んで近隣にある建物に居住する利用者」に対するサービスは、減算対象では「利用者一名につき訪問介護員がチームを組み効率的なサービス提供を行っている」が60.0%、「上記いずれにも該当しない」が40.0%であった。

非減算対象では「利用者一名につき訪問介護員がチームを組み効率的なサービス提供を行っている」が27.3%、「上記いずれにも該当しない」が59.7%であった。

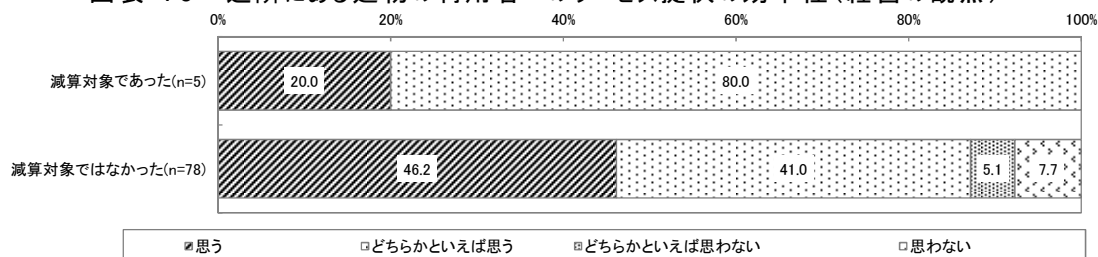
図表 69 「事業所と隣接、同一敷地内又は道路を挟んで近隣にある建物に居住する利用者」に対するサービス



b) 近隣にある建物の利用者へのサービス提供の効率性(経営の観点)

近隣にある建物の利用者へのサービス提供の効率性(経営の観点)は、減算対象では「思う」と「どちらかといえば思う」を合わせた肯定的回答は 100.0%、非減算対象では 87.2%であった。なお、減算対象の回答件数は 5 件であった。

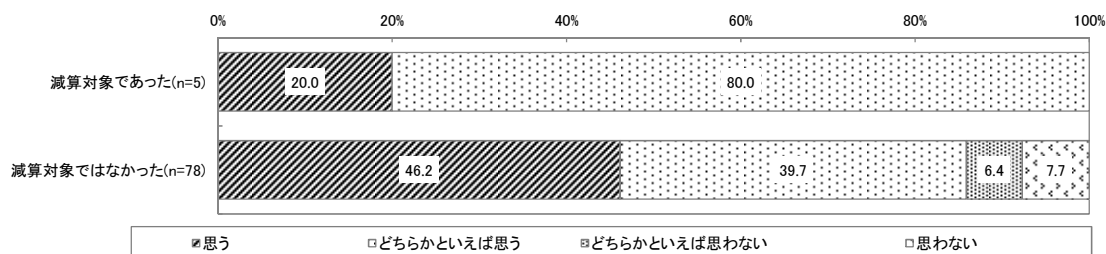
図表 70 近隣にある建物の利用者へのサービス提供の効率性(経営の観点)



c) 近隣にある建物の利用者へのサービス提供の効率性(採算の観点)

近隣にある建物の利用者へのサービス提供の効率性(採算の観点)は、減算対象では「思う」と「どちらかといえば思う」を合わせた肯定的回答は 100.0%、非減算対象では 85.9%であった。なお、減算対象の回答件数は 5 件であった。

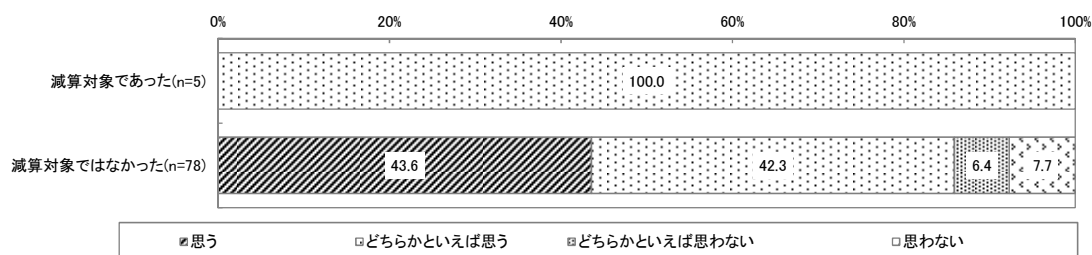
図表 71 近隣にある建物の利用者へのサービス提供の効率性(採算の観点)



d) 近隣にある建物の利用者へのサービス提供の効率性(人材活用の観点)

近隣にある建物の利用者へのサービス提供の効率性(人材活用の観点)は、減算対象では「思う」と「どちらかといえば思う」を合わせた肯定的回答は 100.0%、非減算対象では 85.9%であった。なお、減算対象の回答件数は 5 件であった。

図表 72 近隣にある建物の利用者へのサービス提供の効率性(人材活用の観点)



e)隣接、同一敷地内又は道路を挟んで近隣にある建物の利用者に対するサービス提供は経営に効率的かの回答理由

□肯定的回答(選択肢1, 2)

経営に効率的であると「思う」「どちらかといえば思う」と、肯定的回答をした事業者の主な理由は、時間のロス回避、移動コストの削減、事故リスクの回避、緊急時の迅速な対応、定時性の確保などであった。回答事例は下記のとおりである。

図表 73 肯定的理由と回答事例(近隣の建物の場合の経営効率)

主な理由	理由の回答事例
時間のロス回避	・経営にとっては移動も短かく減算にもならないので、効率的だと思う。サービス提供でも、すぐ、対応できるためよいと思う。人材は利用者のサービス数に応じ対応しなければならず、倍の人材が必要だが、減算がない分経営にはよい。
移動コストの削減	・同一敷地内で活動できるので時間のロスが少なく交通費の削減につながる ・徒歩及び自転車等使用で移動出来る場所でのサービスは、交通費が発生しないので経費削減につながると考えます
事故リスクの回避	・移動時の事故が少ない。移動に時間がかからないので交通費がかからない。職員に事故があった時など、対応が容易にできる
緊急時の迅速な対応	・何かあった時など、緊急な時にも、すぐに行く事ができる ・事業所に近いということは、情報が早く行き交う。すぐ対応できる ・キャンセル時でも、すぐに事務所へ戻って来れる
定時性の確保	交通状況の影響を受けづらく、確実な時間に訪問できる

□否定的回答(選択肢3, 4)

経営に効率的であると「思わない」「どちらかといえば思わない」と、否定的回答をした事業者の主な理由は、効率重視への懸念、同一建物内の設置が最善などであった。回答事例は

下記のとおりである。

図表 74 否定的理由と回答事例(近隣の建物の場合の経営効率)

主な理由	理由の回答事例
効率重視への懸念	・ヘルパーが効率重視目線となり、利用者個別への配慮が失われがち
同一建物内が最善	・同一建物内の方がより効率的 ・減算にならないのであればおそらく大半の事業所は建物内に事業所があれば良いと思う

f)隣接、同一敷地内又は道路を挟んで近隣にある建物に居住する利用者へサービスを提供している事業者の人材の効率的活用の回答理由

□肯定的回答(選択肢1, 2)

人材の効率的活用の観点から効率的であると「思う」「どちらかといえば思う」と、肯定的回答をした事業者の主な理由は、ヘルパーの効率的な稼働、柔軟なサービス提供、コミュニケーションの向上などであった。回答事例は下記のとおりである。

図表 75 肯定的理由と回答事例(近隣の建物の場合の人材活用)

主な理由	理由の回答事例
ヘルパーの効率的な稼働	・ヘルパーの移動のコストがかからない。誰でもサービスにかけつけることが可能 ・ヘルパーの人材不足のなか、ヘルパーの移動時間のロスを少なくすることで、より多くのご利用者に就かせることができる
柔軟なサービス提供	・一名で介助しているが、対応が難しい時事業所との連携がスムーズなのでヘルパーが安心してケアできる ・何かあった時、緊急の場合でも、すぐに対応できる。
コミュニケーションの向上	・事業所に近いということは、情報が早く行き交う。すぐ対応できる

□否定的回答(選択肢3, 4)

人材の効率的活用の観点から効率的であると「思わない」「どちらかといえば思わない」と、否定的回答をした事業者の主な理由は、利用者との相性によるヘルパー派遣や近隣へ配慮したヘルパー派遣が必要であるためであった。回答事例は下記のとおりである。

図表 76 否定的理由と回答事例(近隣の建物の場合の人材活用)

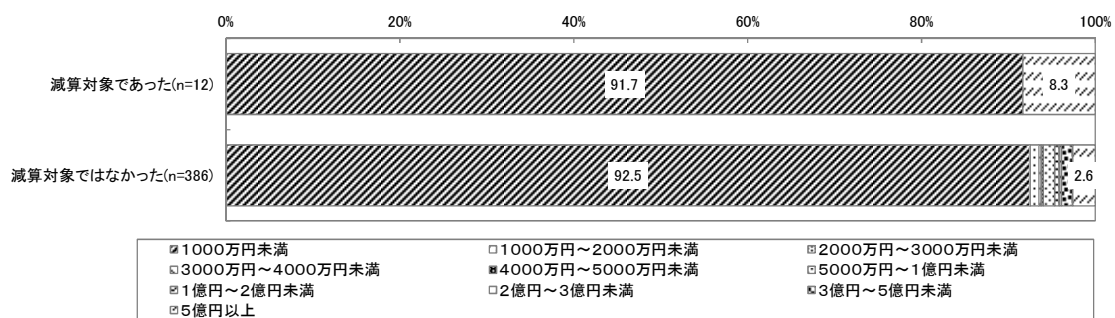
主な理由	理由の回答事例
相性によるヘルパー派遣の必要性	・利用者と訪問介護員の相性もあり単なる効率化だけの調整は難しい。時間帯も各利用者本位の調整のため事業所の都合ばかりでは、良い事業だとは思われない
近隣へ配慮したヘルパー派遣の必要性	・ヘルパーさんは自分と同じ棟の人には入れないし、同じ棟の人の所にはなるべくちがうヘルパーに行ってもらっているので効率は悪いです

(6) 地域にある建物に住む利用者へのサービス提供について

① 平成24年10月の「近隣以外の地域にある建物に住む利用者」への利用者への訪問による訪問介護収入額（事業所調査票 問19）

平成24年10月の「近隣以外の地域にある建物に住む利用者」への利用者への訪問による訪問介護収入額は、減算対象では「1000万円未満」の事業所が91.7%、非減算対象が92.5%であった。

図表 77 平成24年10月の「近隣以外の地域にある建物に住む利用者」への利用者への訪問による訪問介護収入額

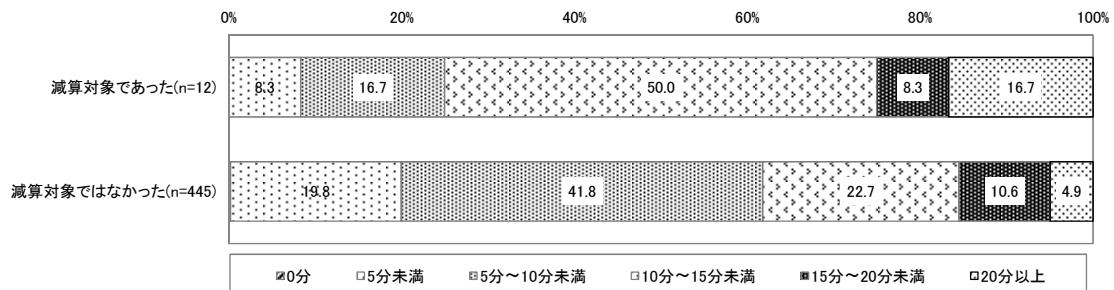


② その他地域の建物に居住する利用者宅への訪問介護サービスの範囲(事業所調査票 問20)

a) 事業所から利用者宅への最短移動時間

同一建物や近隣地域以外のその他地域の建物の利用者宅への最短移動時間は、減算対象では「10分未満」の事業所が25.0%、非減算対象では61.6%であった。なお、減算対象の回答件数は12件であった。

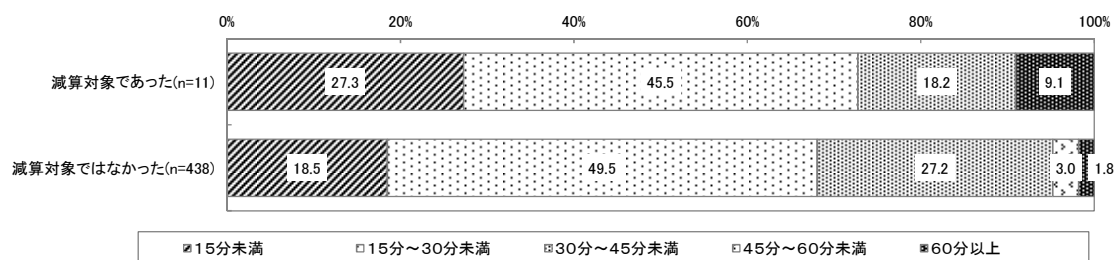
図表 78 事業所から利用者宅への最短移動時間



b) 事業所から利用者宅への最長移動時間

同一建物や近隣地域以外のその他地域の建物の利用者宅への最長移動時間は、減算対象では「30分未満」の事業所が72.8%、非減算対象では68.0%であった。なお、減算対象の回答件数は11件であった。

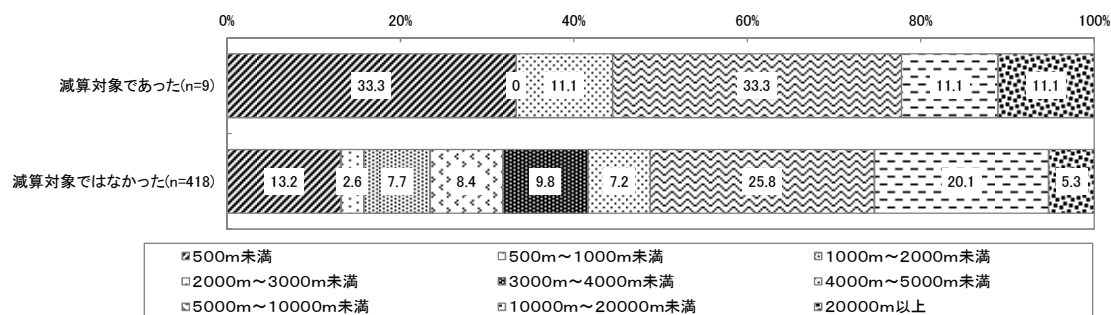
図表 79 事業所から利用者宅への最長移動時間



c) 最大サービス提供範囲

同一建物や近隣地域以外のその他地域の建物の利用者宅への最大サービス提供範囲は、減算対象では「5,000m未満」の事業所が44.4%、非減算対象では48.8%であった。なお、減算対象の回答件数は9件であった。

図表 80 最大サービス提供範囲



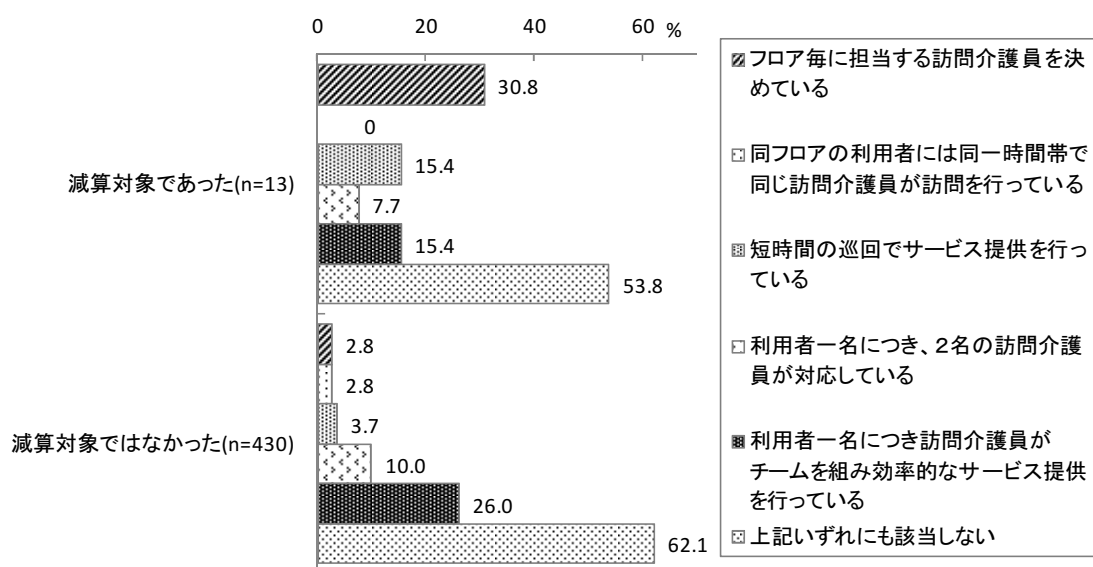
③ サービスの提供方法と効率性について(事業所調査票 問 21)

a) 「事業所と同一建物・隣接・同一敷地内・近隣以外の地域にある建物に住む利用者」に対するサービス

「事業所と同一建物・隣接・同一敷地内・近隣以外の地域にある建物に住む利用者」に対するサービスは、減算対象では「上記いずれにも該当しない」が 53.8%、「フロア毎に担当する訪問介護員を決めている」が 30.8%であった。なお、減算対象の回答件数は 13 件であった。

非減算対象では「上記いずれにも該当しない」が62.1%、「利用者一名につき訪問介護員がチームを組み効率的なサービス提供を行っている」が 26.0%であった。

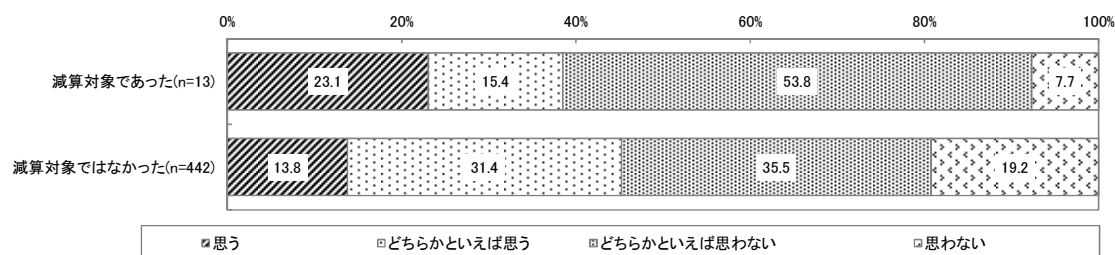
図表 81 「事業所と同一建物・隣接・同一敷地内・近隣以外の地域にある建物に住む利用者」に対するサービス



b) 近隣以外の建物に住む利用者へのサービス提供の効率性(経営の観点)

近隣以外の建物に住む利用者へのサービス提供の効率性(経営の観点)は、減算対象では「思う」と「どちらかといえば思う」を合わせた肯定的回答は 38.5%、非減算対象では 45.2%であった。なお、減算対象の回答件数は 13 件であった。

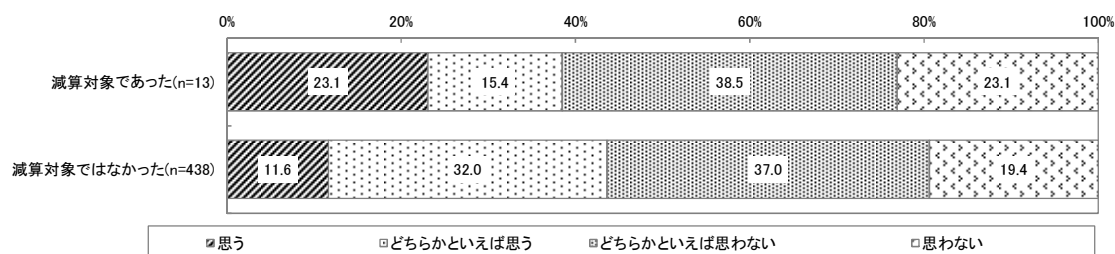
図表 82 近隣以外の建物に住む利用者へのサービス提供の効率性(経営の観点)



c) 近隣以外の建物に住む利用者へのサービス提供の効率性(採算の観点)

近隣以外の建物に住む利用者へのサービス提供の効率性(採算の観点)は、減算対象では「思う」と「どちらかといえば思う」を合わせた肯定的回答は 38.5%、非減算対象では 43.6%であった。なお、減算対象の回答件数は 13 件であった。

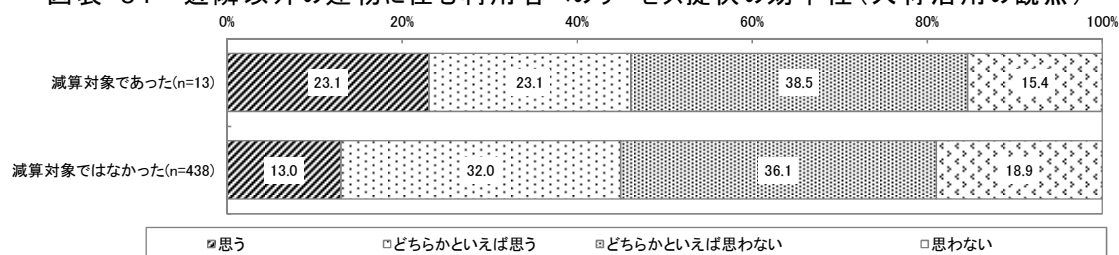
図表 83 近隣以外の建物に住む利用者へのサービス提供の効率性(採算の観点)



d) 近隣以外の建物に住む利用者へのサービス提供の効率性(人材活用の観点)

近隣以外の建物に住む利用者へのサービス提供の効率性(人材活用の観点)は、減算対象では「思う」と「どちらかといえば思う」を合わせた肯定的回答は46.2%、非減算対象では45.0%であった。なお、減算対象の回答件数は13件であった。

図表 84 近隣以外の建物に住む利用者へのサービス提供の効率性(人材活用の観点)



e) 同一・近隣以外の地域にある建物の利用者に対するサービス提供は経営に効率的かの回答理由

□ 肯定的回答(選択肢1, 2)

経営に効率的であると「思う」「どちらかといえば思う」と、肯定的回答をした事業者の主な理由は、時間のロス回避、移動コストの削減、駐車場確保のしやすさなどであった。さらに、利用者の集積や連続したサービス提供などの条件が整えば効率的であるとの意見が見られた。回答事例は下記のとおりである。

図表 85 肯定的理由と回答事例(同一・近隣地域以外の建物の場合の経営効率)

主な理由	理由の回答事例
時間のロス回避	<ul style="list-style-type: none"> ・同じフロアなので移動時間にムダがない ・ニュータウン内では集合住宅が1ヶ所に集中しており、その他の集合住宅へのサービスは数件になっているので効率的と考えられる
移動コストの削減	<ul style="list-style-type: none"> ・1軒1軒に訪問する時間(移動時間)が短縮されるのでコスト削減につながる ・地域外でも、同一の建物内で複数の利用者に訪問があれば、移動時間も少なく、効率的にサービスが提供できる
駐車場確保のしやすさ	<ul style="list-style-type: none"> ・マンション等は来客者の駐車場があり、ヘルパー派遣の人選の幅が広がる ・集合住宅だと連続でサービスに入っている事ができる時もある。駐車場の確保がしやすい事が多い
条件付きの効率性	<ul style="list-style-type: none"> ・1つの建物に数人の利用者がいて、連続してサービスができれば効率的と思うが、すべてには当てはまらない ・同フロアに数名の利用者がいる場合は効率的に担当できると思うが、曜日、時間等がマチマチの現状では難しい ・近隣以外の地域にある建物の場合、その建物に利用者が集まっていれば効率的だが、そうでない場合は戸建てと同じ ・移動に要する時間や燃料代(ガソリン代)等効率的なことは明らか。但し、その建物に複数の利用者が居住していなければ効果はない

□否定的回答(選択肢3, 4)

経営に効率的であると「思わない」「どちらかといえば思わない」と、否定的回答をした事業者の主な理由は、戸建住宅と同様の非効率な移動、集合住宅の訪問しにくさ、調整困難な訪問日時などであった。回答事例は下記のとおりである。

図表 86 否定的理由と回答事例(同一・近隣地域以外の建物の場合の経営効率)

主な理由	理由の回答事例
戸建住宅と同様の非効率な移動	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス提供時間や訪問場所は様々であり、効率良く移動する事は難しい。又自家用車で訪問活動している非常勤職員については移動の効率性が特に大きな課題になると思う ・近隣以外の地域に訪問する場合は移動時間がかかるため、なかなか効率的にはいかない ・同じ集合住宅に複数利用者がいるのならば、移動等の面でも良いだろうが、異なる集合住宅にそれぞれの利用者1人ずつであれば、戸建てと変わらない ・当事業所の場合、集合住宅といっても複数の利用者があるわけではなく場所は点在しており移動には時間がかかる。戸建住宅と状況は変わらない
集合住宅の訪問しにくさ	<ul style="list-style-type: none"> ・最近、オートロック等建物に入りにくくなっている。エレベータのない建物は大変です ・同一建物に複数の利用者がいるわけではない。かえって、エレベータ、階段等、手間がかかる ・アパート、マンションは駐車スペースがなく駐車料金がかかる
調整困難な訪問日時	<ul style="list-style-type: none"> ・同じアパートに住んでいたとしても、利用が必ず同じ日とは限らず、別な日に(曜日)に利用する 경우가ほとんど ・個別の援助であり事業所の都合で訪問時間と曜日を決定する事は出来ない

f)同一・近隣以外の地域にある建物に居住する利用者へサービスを提供している事業者の
人材の効率的活用の回答理由

□肯定的回答(選択肢1, 2)

人材の効率的活用の観点から効率的であると「思う」「どちらかといえば思う」と、肯定的回答をした事業者の主な理由は、ヘルパーの効率的な稼働、非効率でも人材の活用が必要などであった。回答事例は下記のとおりである。

図表 87 肯定的理由と回答事例(同一・近隣地域以外の建物の場合の人材活用)

主な理由	理由の回答事例
ヘルパーの効率的な稼働	<ul style="list-style-type: none"> ・時間をずらすだけで1人の訪問介護員での対応が可能となる ・建物内のサービスを効率よく廻ることが出来る。又従業者も固定化出来れば正社員化し、指示伝達、業務効率をUPし品質も良くなる
非効率でも人材の活用が必要	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣地域外の利用者に対応するためには、移動等に時間・費用が掛かり、経営的には非効率と思われるが、採算、人材の利用を考えると、サービスを提供していかなければならない

□否定的回答(選択肢3, 4)

人材の効率的活用の観点から効率的であると「思わない」「どちらかといえば思わない」と、否定的回答をした事業者の主な理由は、利用者の要望に基づく訪問日時、移動に伴うヘルパーの拘束、ヘルパー確保のしにくさ、利用者との相性によるヘルパー派遣や近隣へ配慮したヘルパー派遣の必要性などであった。回答事例は下記のとおりである。

図表 88 否定的理由と回答事例(同一・近隣地域以外の建物の場合の人材活用)

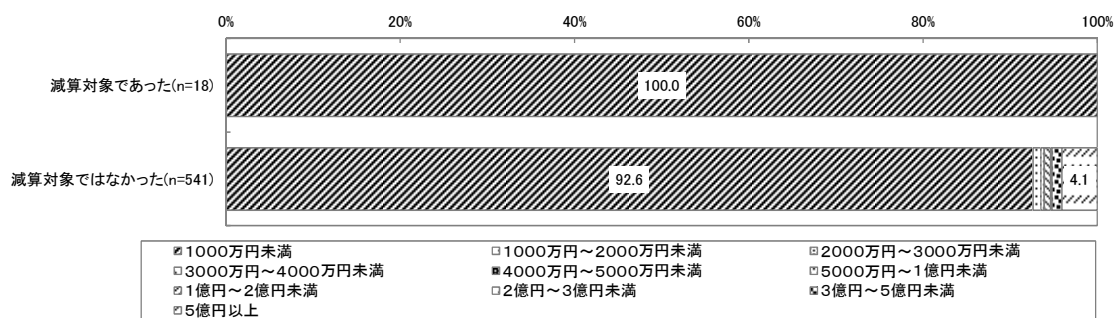
主な理由	理由の回答事例
利用者の要望に基づく訪問日時	<ul style="list-style-type: none"> ・曜日と時間指定があり、人材を効率的に回せない ・援助時間が重なることが多いので訪問介護員の人員の確保が難しい
移動に伴うヘルパーの拘束	<ul style="list-style-type: none"> ・ヘルパーの数が少ない上に移動(ヘルパーは事業所からではないので)にも時間がかかり、効率的でない。又移動時間及び休日の訪問の費用が公費で出ない ・移動に時間がかかってしまえばヘルパーの拘束時間が掛かってしまうので効率を考えるとあまり良いとは思えない
ヘルパー確保のしにくさ	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問介護員不足もあり、近隣以外の調整は難しい。また、「近隣なら行きます」という登録ヘルパーもいる
相性によるヘルパー派遣の必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・ヘルパーと利用者の相性があり同じ方向になかなか統一できない
近隣へ配慮したヘルパー派遣の必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の中には、同じアパートの人には知られたくないや、仲の悪い方への訪問で、ヘルパー自身も気をつかうこともあり、人材的にはあまり効率的とは思いません

(7) 地域にある戸建てに住む利用者へのサービス提供について

① 平成24年10月の、「近隣以外の地域にある戸建てに住む利用者」への利用者への訪問による訪問介護収入額(事業所調査票 問22)

平成24年10月の、「近隣以外の地域にある戸建てに住む利用者」への利用者への訪問による訪問介護収入額は、減算対象では「1000万円未満」の事業所が100.0%、非減算対象では92.6%であった。

図表 89 平成24年10月の、「近隣以外の地域にある戸建てに住む利用者」への利用者への訪問による訪問介護収入額

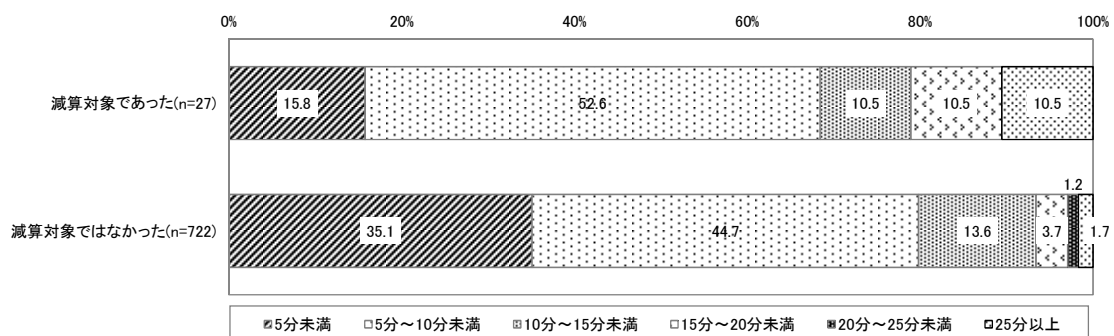


② その他地域の戸建に居住する利用者宅への訪問介護サービスの範囲(事業所調査票 問23)

a) 事業所から利用者宅への最短移動時間

同一建物や近隣地域以外のその他地域の利用者宅への最短移動時間は、減算対象では「10分未満」の事業所が68.4%、非減算対象では79.8%を占めた。

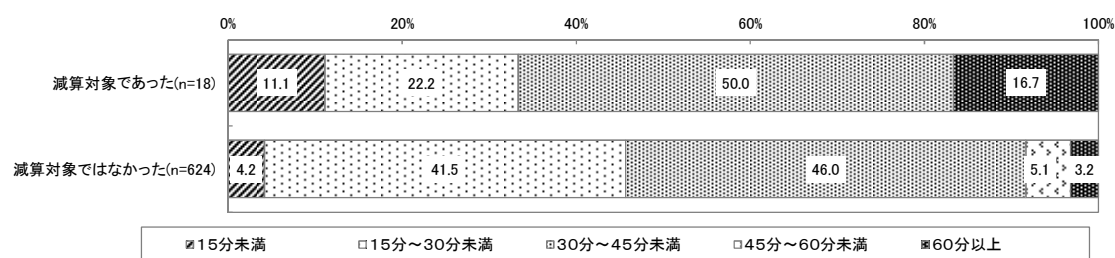
図表 90 事業所から利用者宅への最短移動時間



b) 事業所から利用者宅への最長移動時間

同一建物や近隣地域以外のその他地域の利用者宅への最長移動時間は、減算対象では「30分未満」の事業所が33.3%、非減算対象では45.7%を占めた。

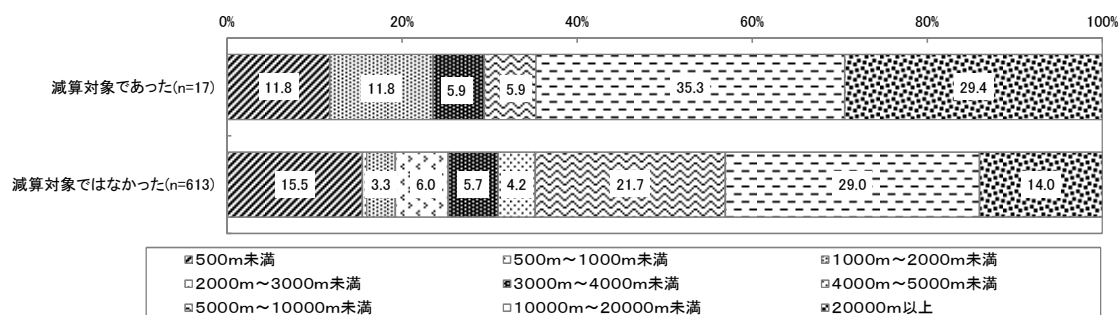
図表 91 事業所から利用者宅への最長移動時間



c) 最大サービス提供範囲

最大サービス提供範囲は、減算対象では「5,000m未満」が29.4%、非減算対象が35.2%であった。なお、減算対象の回答件数は17件であった。

図表 92 最大サービス提供範囲

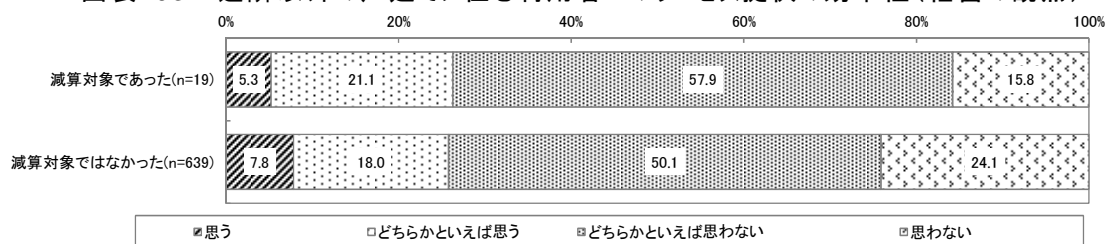


③ サービス提供の効率性について(事業所調査票 問24)

a) 近隣以外の戸建てに住む利用者へのサービス提供の効率性(経営の観点)

近隣以外の戸建てに住む利用者へのサービス提供の効率性(経営の観点)は、減算対象では「思う」と「どちらかといえば思う」を合わせた肯定的回答は 26.4%、非減算対象では 25.8%であった。なお、減算対象の回答件数は 19 件であった。

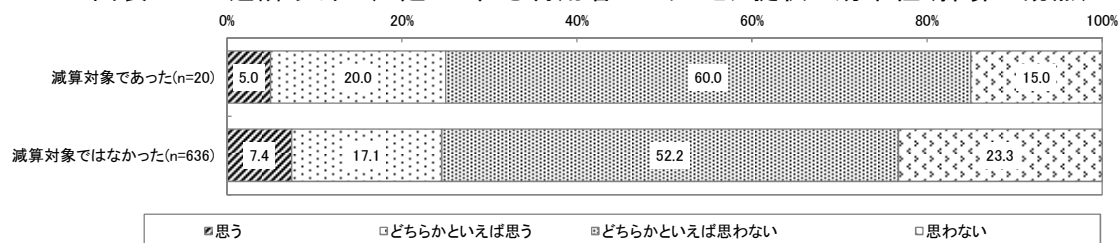
図表 93 近隣以外の戸建てに住む利用者へのサービス提供の効率性(経営の観点)



b) 近隣以外の戸建てに住む利用者へのサービス提供の効率性(採算の観点)

近隣以外の戸建てに住む利用者へのサービス提供の効率性(採算の観点)は、減算対象では「思う」と「どちらかといえば思う」を合わせた肯定的回答は 25.0%、非減算対象では 24.5%であった。

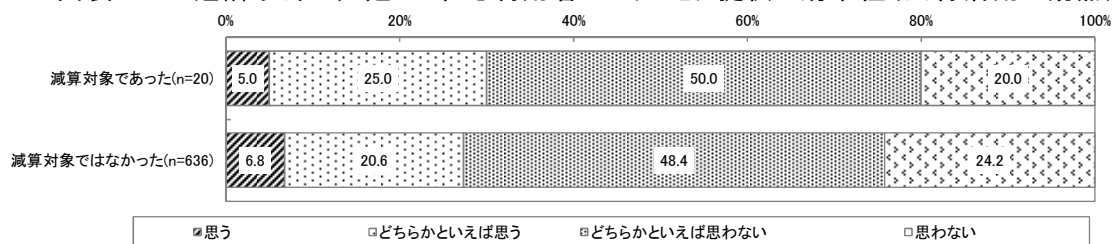
図表 94 近隣以外の戸建てに住む利用者へのサービス提供の効率性(採算の観点)



c) 近隣以外の戸建てに住む利用者へのサービス提供の効率性(人材活用の観点)

近隣以外の戸建てに住む利用者へのサービス提供の効率性(人材活用の観点)は、減算対象では「思う」と「どちらかといえば思う」を合わせた肯定的回答は25.0%、非減算対象では27.4%であった。

図表 95 近隣以外の戸建てに住む利用者へのサービス提供の効率性(人材活用の観点)



d) 同一・近隣以外の地域にある戸建の利用者に対するサービス提供は経営に効率的かの回答理由

□肯定的回答(選択肢1, 2)

経営に効率的であると「思う」「どちらかといえば思う」と、肯定的回答をした事業者の主な理由は、営業エリアの限定、訪問工程の工夫、駐車場確保のしやすさなどであった。回答事例は下記のとおりである。

図表 96 肯定的理由と回答事例(同一・近隣地域以外の戸建の場合の経営効率)

主な理由	理由の回答事例
営業エリアの限定	<ul style="list-style-type: none"> ・地域を限定することができると効率的になると思われる ・当事業所では、実施地域が町内のみで、移動時間が少ないため ・戸建の方もニュータウン内に集中しており効率良くサービスを行えるように心がけています ・事業所周辺には戸建て住宅が多く存在しているため
訪問工程の工夫	<ul style="list-style-type: none"> ・スケジュールの組み方や担当を考慮することで効率的にできる ・何軒か途中に利用者があるため、効率的に時間帯を変えて訪問を行っている ・訪問場所、ヘルパーの動きを整理し対応すれば効率的に活用できる ・登録ヘルパーは自宅から直行しており住所地で考慮している
駐車場確保のしやすさ	<ul style="list-style-type: none"> ・戸建てだと駐車スペースがあり、近隣の登録ヘルパーを配置する事が出来る ・駐車スペースがある場合が多いので良い

□否定的回答(選択肢3, 4)

経営に効率的であると「思わない」「どちらかといえば思わない」と、否定的回答をした事業者の主な理由は、増やしにくい訪問件数、ヘルパーの移動時間の増加、移動コストの上昇、ヘルパーの負担増加、利用者の要望に基づく訪問日時などであった。回答事例は下記のとおりである。

図表 97 否定的理由と回答事例(同一・近隣地域以外の戸建の場合の経営効率)

主な理由	理由の回答事例
増やしていく訪問件数	<ul style="list-style-type: none"> ・移動時間も時給が発生し、人件費がかかる。労力もかかる。ヘルパー1人あたりの訪問件数が限られる ・移動時間に費やされて、件数をこなせない
ヘルパーの移動時間の増加	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の希望する時間帯にサービス提供を行うことが基本となる為、ヘルパーの移動時間や効率性の良い動線を確認することが非常に難しい ・移動時間が多くかかり、効率的でない。雪積時は移動時間も多くかかることもあり、危険である。
移動コストの上昇	<ul style="list-style-type: none"> ・移動に係る交通費や移動手当の支給が経営面で負担になる ・ガソリン代もかかる。車の消耗も早い。
ヘルパーの負担増加	<ul style="list-style-type: none"> ・地方では、利用者宅間の移動に時間がかかる。又、登録ヘルパーも少ない(増えてこない)為、ヘルパー個々への負担も増えている ・移動時間が長い利用者が多いと、“遠方だから”という理由で登録ヘルパーの確保が難しく、限られた常勤ヘルパーでサービス提供しなければならない ・ヘルパーさんが高年齢化している事もあり負担が大きくなる
利用者の要望に基づく訪問日時	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス提供の必要な時間帯が重なるので、なかなか効率的なサービス提供ができない ・訪問時間の希望時間が重なる事が多く、ヘルパーの数が少ないと空いたヘルパーに訪問させるため遠く(訪問宅～訪問宅)まで移動せざるを得ない ・利用者の訪問希望時間が重なるので、ヘルパーがその人数分だけ必要である。シフトを組んでいるがなかなか効率的にはいかない
広大な営業エリア	<ul style="list-style-type: none"> ・営業区域が広く、事業所から利用者宅へ行くのに峠を越えなくてはならない ・当事業所は湾を囲んだ地域の間地点位に位置し、その湾の端から端まで移動をするのに車で1時間程度、約40Kmの距離があり、そこに点在する居住区の訪問を行っている。そのため車両の経費や、労働者の移動に関する拘束時間に対する賃金等で、効率的ではない

e)同一・近隣以外の地域にある戸建に居住する利用者へサービスを提供している事業者の人材の効率的活用の回答理由

□肯定的回答(選択肢1, 2)

人材の効率的活用の観点から効率的であると「思う」「どちらかといえば思う」と、肯定的回答をした事業者の主な理由は、ヘルパーの効率的な稼働、利用者近隣のヘルパーの活用、非効率でも人材の活用が必要などであった。回答事例は下記のとおりである。

図表 98 肯定的理由と回答事例(同一・近隣地域以外の戸建の場合の人材活用)

主な理由	理由の回答事例
ヘルパーの効率的な稼働	<ul style="list-style-type: none"> ・ヘルパーのあき時間を考慮すると利用者ニーズのある所に行く所が一件でも多ければ効率的に人材活用もできる。 ・パートヘルパーの勤務形態が自宅から直行直帰のため効率的に良い
利用者近隣のヘルパーの活用	<ul style="list-style-type: none"> ・近くに(利用者様宅の近くに)住んでいる登録ヘルパーを活用出来れば移動費等の面から考えると効率的だと思う ・パートについては直接自宅より利用者宅に訪問することが出来るので近いパ

	ートさんを訪問させられる等の利便性がある
非効率でも人材の活用が必要	・移動時間を考えると効率的ではないが、利用者の確保、人材の活用、利用者の選択肢が拡大するという観点からすると遠方であってもサービス提供を行うべきだと思う

□否定的回答(選択肢3, 4)

人材の効率的活用の観点から効率的であると「思わない」「どちらかといえば思わない」と、否定的回答をした事業者の主な理由は、訪問回数の制約、ヘルパー確保のしにくさ、移動に対応した人員確保の必要性、利用者の要望に基づく訪問日時などであった。回答事例は下記のとおりである。

図表 99 否定的理由と回答事例(同一・近隣地域以外の戸建の場合の人材活用)

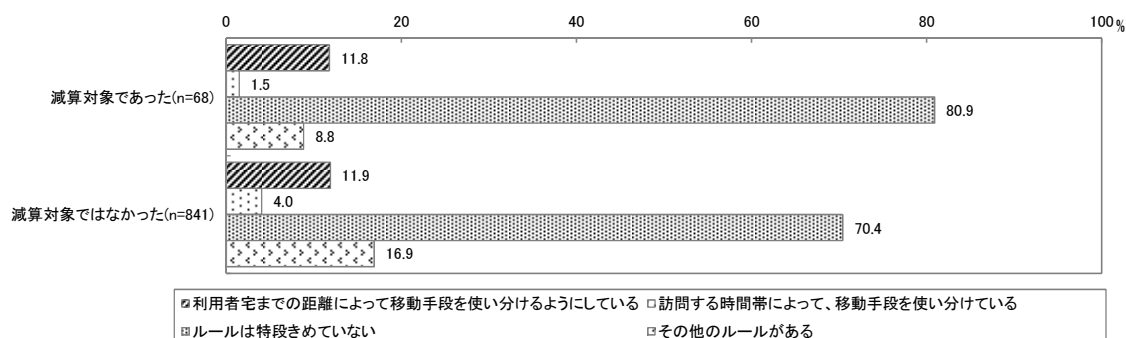
主な理由	理由の回答事例
訪問回数の制約	<ul style="list-style-type: none"> ・移動にかかる時間を考えると、1日に対応できる一人当たりの件数が限られてくる ・移動時間がかかり、サービスのシフトが組みにくい。ヘルパーが1日に受け持つ利用者数が限られる ・移動時間がある為1人の介護員の受持件数に制限がある。故に利用者の数と平行して多くの人材を雇用する必要があり、交通費も重む
ヘルパー確保のしにくさ	<ul style="list-style-type: none"> ・時間がかかるので、移動時間があると、ヘルパーが行きたくない申し出る ・特定のヘルパーの負担が大きくなる一方で、大部分のヘルパーは一人当りの稼働時間が短かく収入も低いので人材確保も困難 ・近年デイサービスの利用や小規模多機能、有料老人ホームへかわる利用者が多くなり、朝、夕に集中し、日中の利用が少なく非効率的なうえヘルパー確保がむつかしくなっている。有資格が増えても移動の少ない職場を希望され効率の悪い訪問介護のなり手がない
移動に対応した人員確保の必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・移動に時間を要し、人員も確保しなければならない ・移動時間を考えると人材を多く使わないといけない。収入は、サービス時間のみで、移動時間は含まれないので経営的に不利 ・利用者の居宅が分散していると移動コストが大きくなり、ヘルパーのスケジュール調整も難しくなる
利用者の要望に基づく訪問日時	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の訪問希望時間が重なるので、ヘルパーがその人数分だけ必要である。シフトを組んでいるがなかなか効率的にはいかない ・利用者の希望の曜日、時間帯が違っているため、遠方の利用者どおしを効率的に訪問することが難しい ・必要な人に必要な時間帯にサービスを提供する事は、効率的にサービス提供する事と同時に成立しない ・援助時間が重なることが多いので訪問介護員の人員確保が難しい

(8) 利用者宅への移動手段と移動コストについて

① 移動手段のルール(事業所調査票 問25)

移動手段の選択ルールを定めていない事業所の割合は、減算対象では 80.9%、非減算対象は 70.4%であった。減算対象の訪問介護事業所では、移動手段の選択ルールを定めていない割合が高かった。

図表 100 移動手段のルール



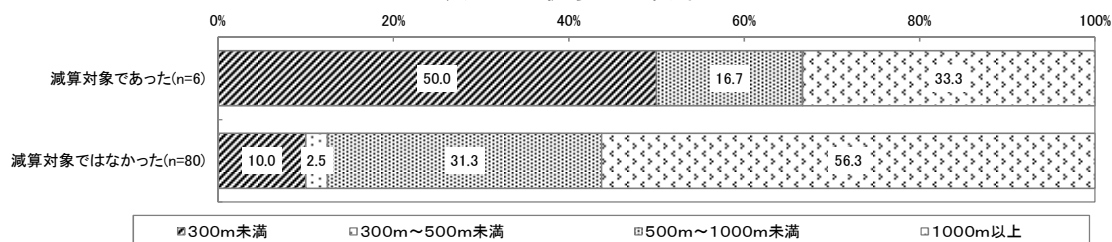
② 事業所から利用者宅までの距離による移動手段の使い分け(事業所調査票 問26)

①で「利用者宅までの距離によって移動手段を使い分けようとしている」と答えた事業所に対し、約何mの範囲内で移動手段を使い分けしているか尋ねた。

a) 徒歩・自転車

徒歩・自転車を使い分ける距離は、減算対象では「300m未満」の事業所が 50.0%であった。非減算対象では「1,000m以上」の事業所が 56.3%であった。また、徒歩・自転車を使い分ける平均距離は、減算対象では 608m、非減算対象では 1,354mであった。なお、減算対象の回答件数は 6 件であった。

図表 101 徒歩・自転車



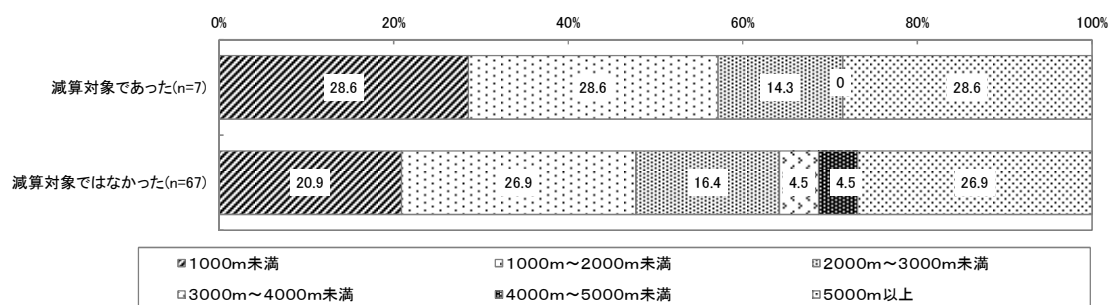
図表 102 徒歩・自転車を使い分ける平均距離(単位:m)

事業所の区分	平均距離	備考
減算対象の訪問介護事業所	608	n=6
非減算対象の訪問介護事業所	1,355	n=80

b) バイク・自動車

バイク・自動車を使い分ける距離は、減算対象では「2,000m未満」が57.2%、非減算対象では47.8%であった。また、バイク・自動車を使い分ける平均距離は、減算対象では3,657m、非減算対象では3,550mとほぼ同様の距離であった。なお、減算対象の回答数は7件であった。

図表 103 バイク・自動車



図表 104 バイクと自動車とを使い分ける平均距離(単位:m)

事業所の区分	平均距離	備考
減算対象の訪問介護事業所	3,657	n = 7
非減算対象の訪問介護事業所	3,550	n = 67

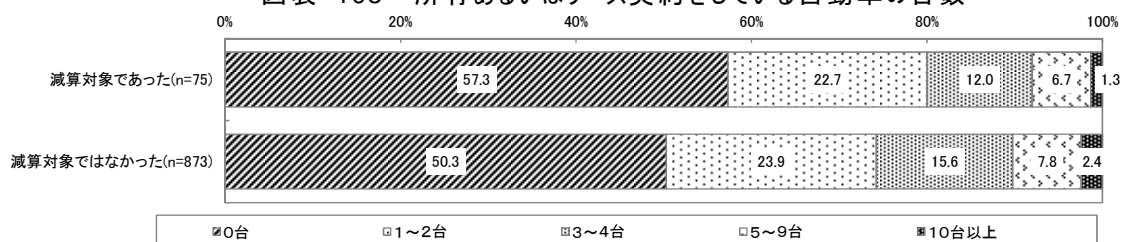
③ 所有あるいはリース契約をしている自動車の台数、1台あたりの購入額、1台あたりの年間リース料、1台あたりの年間維持費 (事業所調査票 問27)

a) 自動車

ア) 所有あるいはリース契約をしている自動車の台数

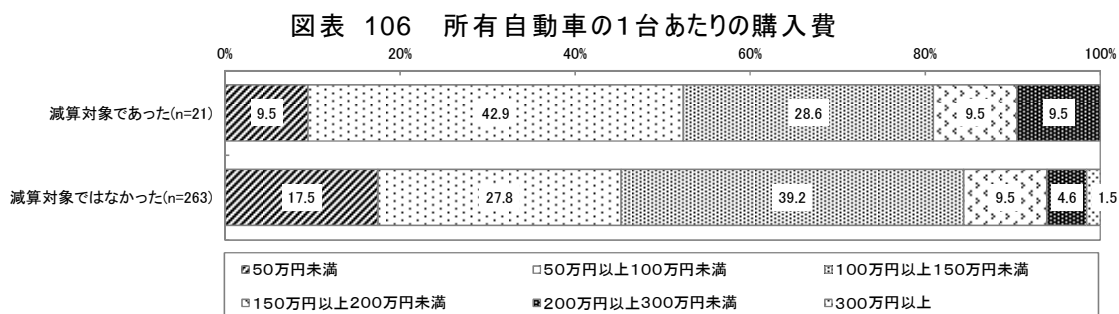
所有あるいはリース契約をしている自動車の台数は、減算対象では「0台」が57.3%、「1~2台」が22.7%であった。非減算対象では「0台」が50.3%、「1~2台」が23.9%であった。

図表 105 所有あるいはリース契約をしている自動車の台数



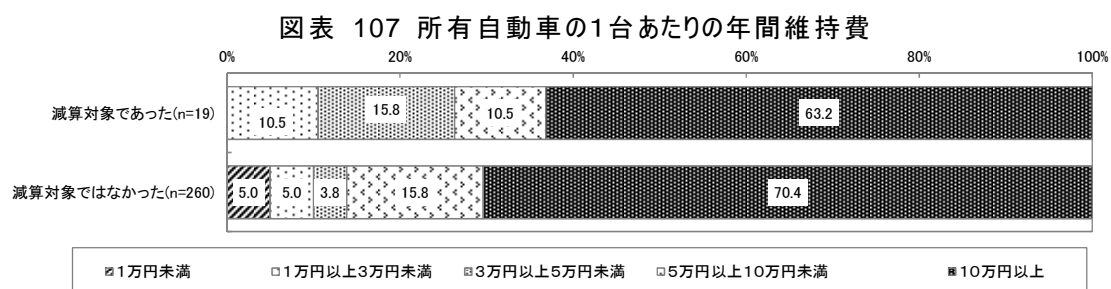
イ) 所有自動車の1台あたりの購入費

所有自動車の1台あたりの購入費は、減算対象では「50 万円以上 100 万円未満」が 42.9%、「100 万円以上 150 万円未満」が 28.6%であった。非減算対象では「50 万円以上 100 万円未満」が 27.8%、「100 万円以上 150 万円未満」が 39.2%であった。



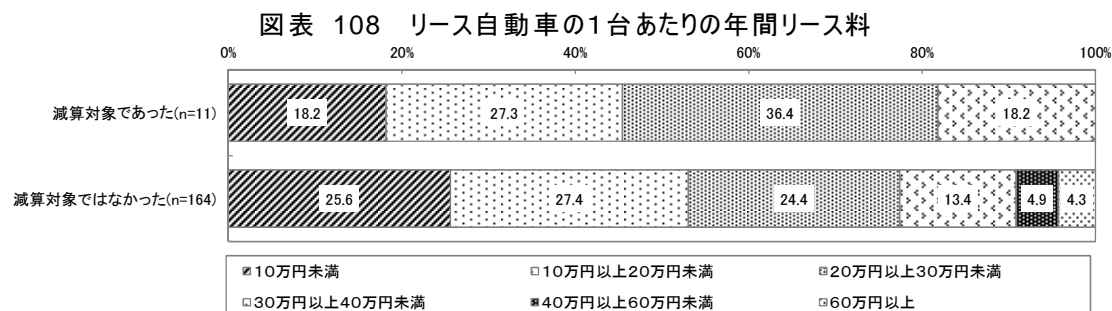
ウ) 所有自動車の1台あたりの年間維持費

所有自動車の1台あたりの年間維持費は、減算対象では「10 万円以上」が 63.2%、非減算対象では 70.4%であった。



エ) リース自動車の1台あたりの年間リース料

リース自動車の1台あたりの年間リース料は、減算対象では「10 万円以上 30 万円未満」の事業所が 63.7%、非減算対象では 51.8%であった。なお、減算対象の回答件数は 11 件であった。



オ) 自動車の購入費と年間維持費

自動車の所有・リース台数、1台あたり購入費・リース費、1台あたり年間維持費を下表のとおり整理した。減算対象では所有車両とリース車両合わせて 238 万円がかかり、非減算対象では 224 万円と、車両の購入と維持には、ほぼ同額がかかっている。

図表 109 自動車の所有台数、購入費、年間維持費(単位:円)

	所有台数	1台あたり購入費	1台あたり年間維持費	年間合計金額
減算対象	2.3 (n=26)	909,127 (n=21)	187,677 (n=19)	954,405
非減算対象	3.3 (n=324)	961,381 (n=263)	184,689 (n=260)	1,402,613

※自動車の購入費は、小型車(総排気量が0.66リットル以下のもの)の減価償却の耐用年数が4年であることから、購入費を4年で割り、1年当たりの金額に換算した。

図表 110 自動車のリース台数、リース料、年間維持費(単位:円)

	リース台数	1台あたり年間リース料	1台あたり年間維持費	年間合計金額
減算対象	3.0 (n=12)	203,138 (n=11)	270,889 (n=9)	1,422,081
非減算対象	2.3 (n=181)	205,688 (n=164)	157,248 (n=137)	834,753

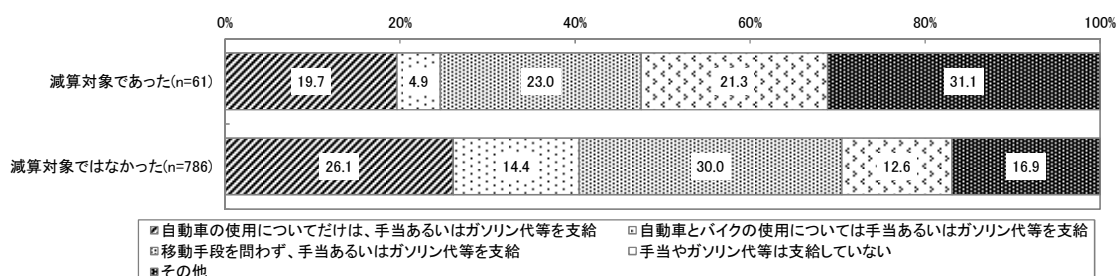
④ 職員に対する移動手当(事業所調査票 問28)

a) 移動手当の支給状況

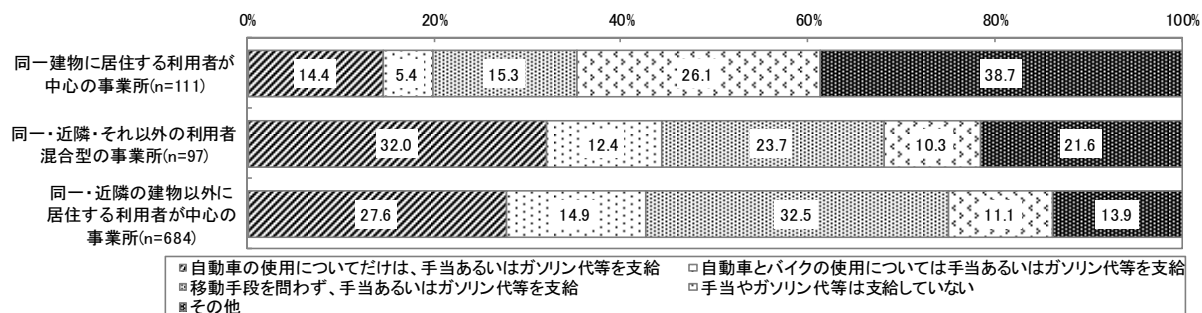
移動手当の支給状況は、減算対象では「手当やガソリン代等を支給している」割合は47.6%、非減算対象では70.5%であった。減算対象は、非減算対象に比べて移動手当を支給している割合が低かった。

また、利用者の居住地により「同一建物」、「混合型」、「同一・近隣建物以外」に3分類した事業所ごとの「手当やガソリン代等を支給している」割合は、「同一建物」が35.1%、「混合型」では68.1%、「同一・近隣建物以外」では75.0%であった。事業所と利用者の距離に応じて、移動手当の支給割合が高くなることがうかがえる。

図表 111 移動手当の支給状況



図表 112 利用者の居住地別の移動手当の支給状況

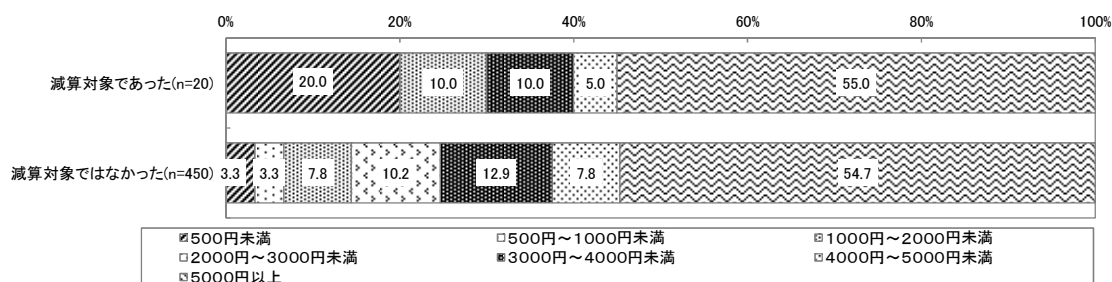


b) 移動手当の支給額

移動手当の支給額は、減算対象では「500円未満」が20.0%、非減算対象では3.3%であった。

また、移動手当等の1人当たりの月額支給額の平均値は、減算対象では 5,635 円／月、非減算対象では 6,711 円／月と、減算対象のほうが低額であった。

図表 113 移動手当の支給額



図表 114 移動手当等の1人当たりの月額支給額(単位:円／月)

事業所の区分	支給額	備考
減算対象の訪問介護事業所	5,635	n = 20
非減算対象の訪問介護事業所	6,711	n = 450

(9) 減算について

① 1割の減算について(事業所調査票 問29)

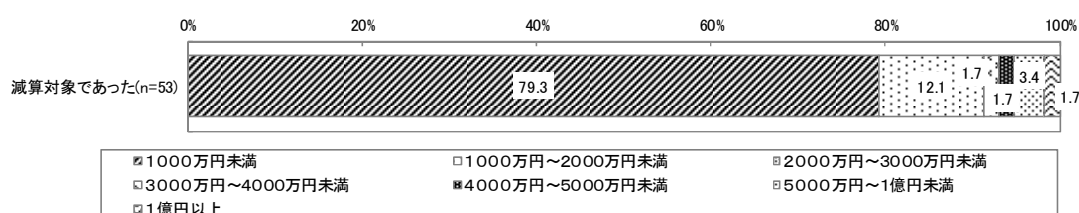
平成24年10月訪問分に関して、「減算対象であった」と回答した事業所は75件、「減算対象ではなかった」と回答した事業所は877件であった。

② 平成24年10月に実施した訪問分の報酬額(事業所調査票 問30)

a) 減算対象となった訪問介護報酬額

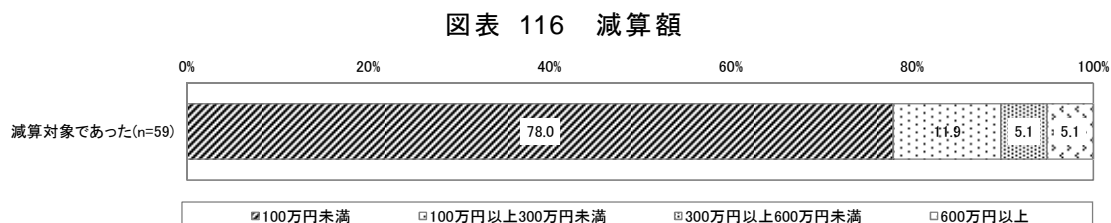
減算対象となった訪問介護報酬額は、「1,000万円未満」が79.3%を占めている。

図表 115 減算対象となった訪問介護報酬額



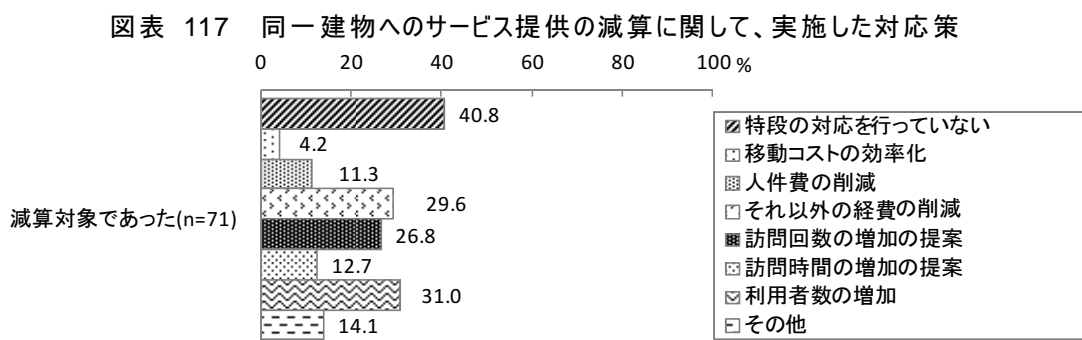
b) 減算額

減算額は、「100万円未満」の事業所が78.0%を占めている。



③ 同一建物へのサービス提供の減算に関して、実施した対応策

同一建物へのサービス提供の減算に関して実施した対応策は、全体としては「特段の対応を行っていない」が40.8%と最も多く、次いで「利用者数の増加」が31.0%、「それ以外の経費の削減」が29.6%、「訪問回数の増加の提案」が26.8%であった。



④ 減算制度に関する意見(事業所調査票 問32)

現在の減算制度に関して、減算に納得しているという意見は少数であった。減算制度に納得できないという意見や経営に影響を及ぼしているという意見が、下記のとおり寄せられた。

図表 118 減算制度に関する意見

制度の肯定	<ul style="list-style-type: none"> ・移動経費がかかっていない事などで10%減算は妥当だと考える。他、基本となる報酬が低く、人件費を上げる事がむずかしい ・同一建物や同一敷地内への訪問は移動時間が短く徒歩で移動可能であり減算はやむをえない事だとは思いますが、当事業所への影響は大きいものがあった
経営への影響	<ul style="list-style-type: none"> ・減算にならなくても人件費等、経営面は厳しい状況にある。ヘルパーがきめ細かいサービスをしたくても減算により人件費を削減しなければいけない ・改定に伴い月に20万円以上の減算額がでた事もあった。人材不足であったが人件費を削減しなければ経営は成り立たず、給料カットもしなければならぬ状況である ・同一建物の減算は、今後住宅型有料が増えて行く中で経営側的には厳しい。減算をなくすために事業所を別の近隣に移設したりと方法を取っている所もあるが、人件費や移設先の家賃等で採算が合わない等の声も聞かれる ・同一建物へのサービス提供は、移動コストがかからないなど利点は多いが、1割もの減算は多すぎる ・細かな介護ニーズに対応するには訪問回数・時間が必要となり、人員もそれに応じた数を揃えなければならないが人件費が収入を圧迫している。減算分で人員を増やしたり、現行のスタッフの処遇改善も可能だと思う。訪問介護事業所への加算が4%あったとしてもトータル収入減が事業所・人材に与える影響を考慮してほしい
制度に対する疑問	<ul style="list-style-type: none"> ・同一敷地内で隣接していても、減算の対象にならないのに、同じ建物内なら対象になるという意味が理解できない。 ・当事業所は居住施設と百m以上離れているにもかかわらず、渡り廊下でつながっているからと減算対象となることには強く納得がいかない ・移動もなく効率よく動け、よりよいサービスの提供が出来ていると思っているのに1割減算は納得がいきません ・同一建物だからといって効率的にまわれるものではない 1人1日2.5件の訪問件数である。なのに減算対象とされるのは困る ・10%という具体的な数字が、何を基準にして算出されたのか分からない ・サービス内容の質は、同一であるなしに関係なく同じであるので、移動に対する減算であるなら、居宅に対して加算の方が気分的に納得できる

3. 「利用者データ調査」の結果

利用者データ調査では、訪問介護サービスの利用者の要介護度、サービス利用回数、移動時間、移動手段などを利用者ごとに把握した。

利用者データ調査票は 1,016 票を回収し、事業所調査票とマッチングできた票数は 1,011 票であった。

本調査から得られた結果について、さらに詳細に分析・検証を進めるにあたっては、以下の2つの基本クロスのパターンにより分析を行った。

I. 減算・非減算別のクロス集計

事業所調査票と利用者データ調査票をマッチングさせたことにより、事業所調査票の設問 29 の選択肢である「減算対象であった」か「減算対象ではなかった」に基づき、2 分類を軸とした。母数(n 数)はそれぞれ、対象事業所数のうち無回答を除いた事業所数もしくは利用者数とした。

II. 利用者が居住する建物別のクロス集計

利用者データ調査票の設問 7 の選択肢である「戸建住宅」、「集合住宅(団地、アパート、マンション等)」、「養護老人ホーム」、「軽費老人ホーム」、「有料老人ホーム」、「サービス付き高齢者向け住宅」、「旧高齢者専用賃貸住宅」、「その他」に基づき、8 分類を軸とした。母数(n 数)はそれぞれ、無回答を除いた利用者数とした。

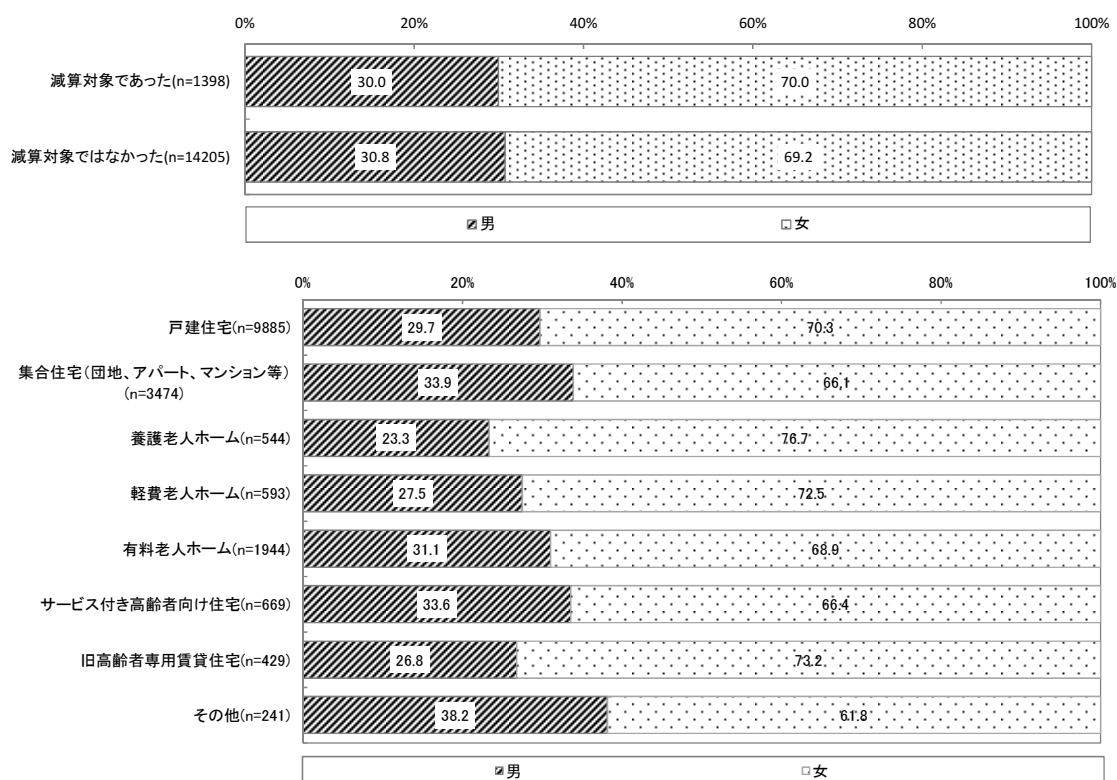
(1) 回答者の基本属性

① 性別(利用者データ調査票 問1)

減算対象では男性が 30.0%、女性が 70.0%、非減算対象では男性が 30.8%、女性が 69.2%であった。

利用者が居住する建物別では、養護老人ホームでは他の建物に比較して、女性の割合が高かった。

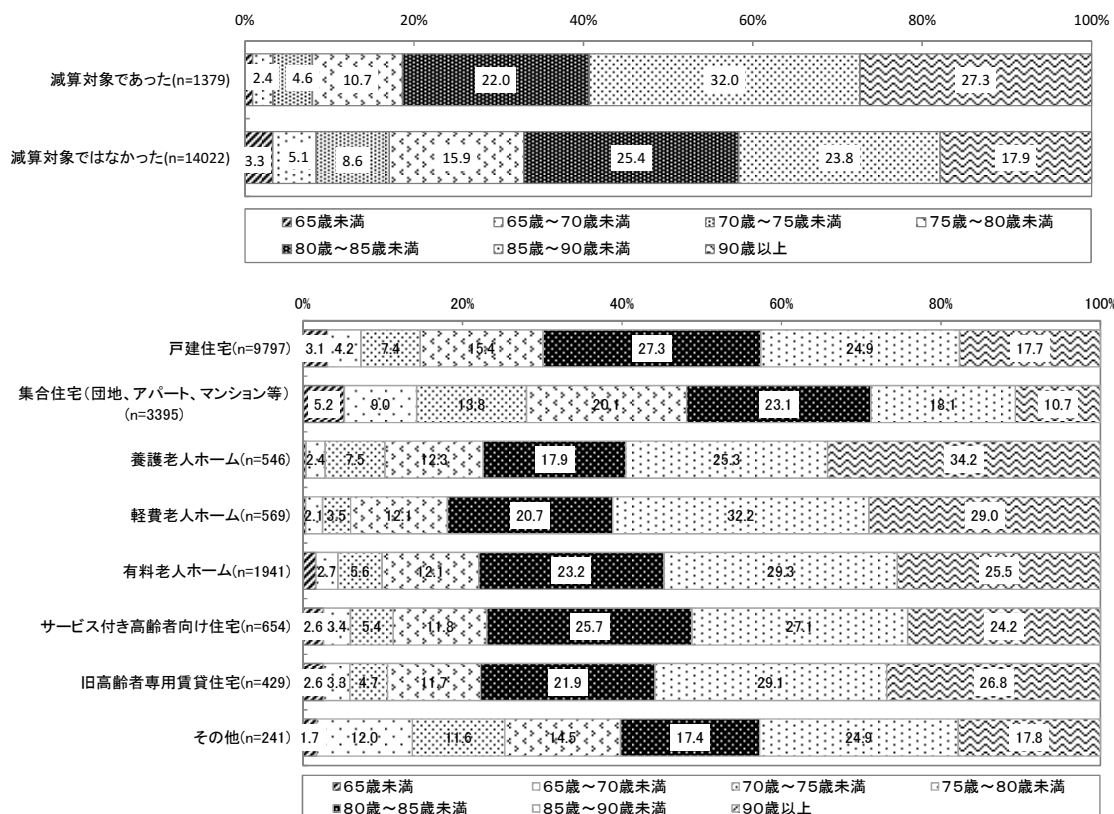
図表 119 性別



② 年齢(利用者データ調査票 問2)

減算対象では、75歳以上の利用者の割合は92.0%、非減算対象では、83.0%であった。また、利用者の平均年齢は、減算対象が85.3歳、非減算対象が82.0歳と、減算対象の事業所の利用者は、年齢が非減算対象に比べて高かった。

図表 120 年齢



図表 121 利用者の年齢(単位: 歳)

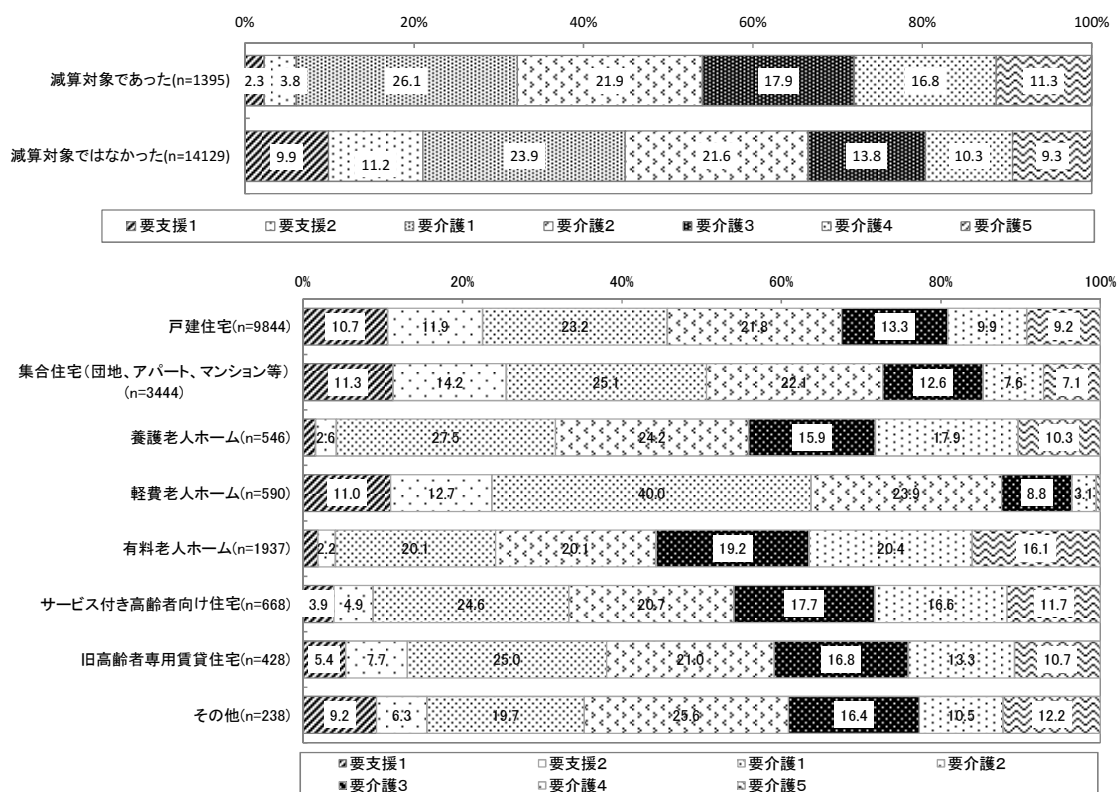
事業所の区分	平均年齢	備考
減算対象の訪問介護事業所	85.3	n = 1,379
非減算対象の訪問介護事業所	82.0	n = 14,022

③要介護度(利用者データ調査票 問3)

減算対象では、「要介護3以上」の割合が46.0%、非減算対象では33.4%であった。減算対象の事業所の利用者は、非減算対象に比べて要介護度が高かった。

「要介護3以上」の割合は、利用者が居住する建物別では、有料老人ホームが最も高かった。

図表 122 要介護度

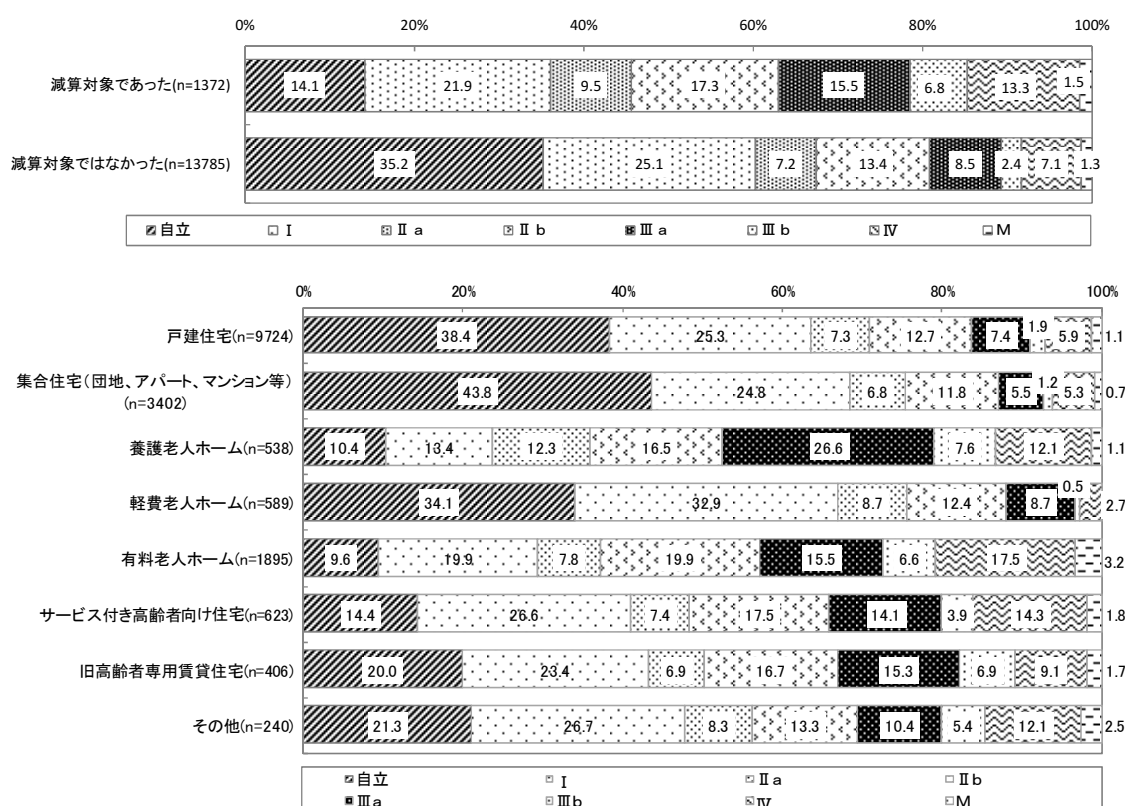


④認知高齢者の日常生活自立度(利用者データ調査票 問4)

「認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ(日常生活に支障を来すような症状・行動や意志疎通の困難さがときどき見られ、介護を必要とする場合)以上」の割合は、減算対象では37.1%、非減算対象では19.3%であった。減算対象の事業所は、非減算対象に比べて認知症が進んでいる利用者を抱えている。

「認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上」の割合は、利用者が居住する建物別では、養護老人ホームが最も高く、次いで有料老人ホームが高かった。

図表 123 認知高齢者の日常生活自立度

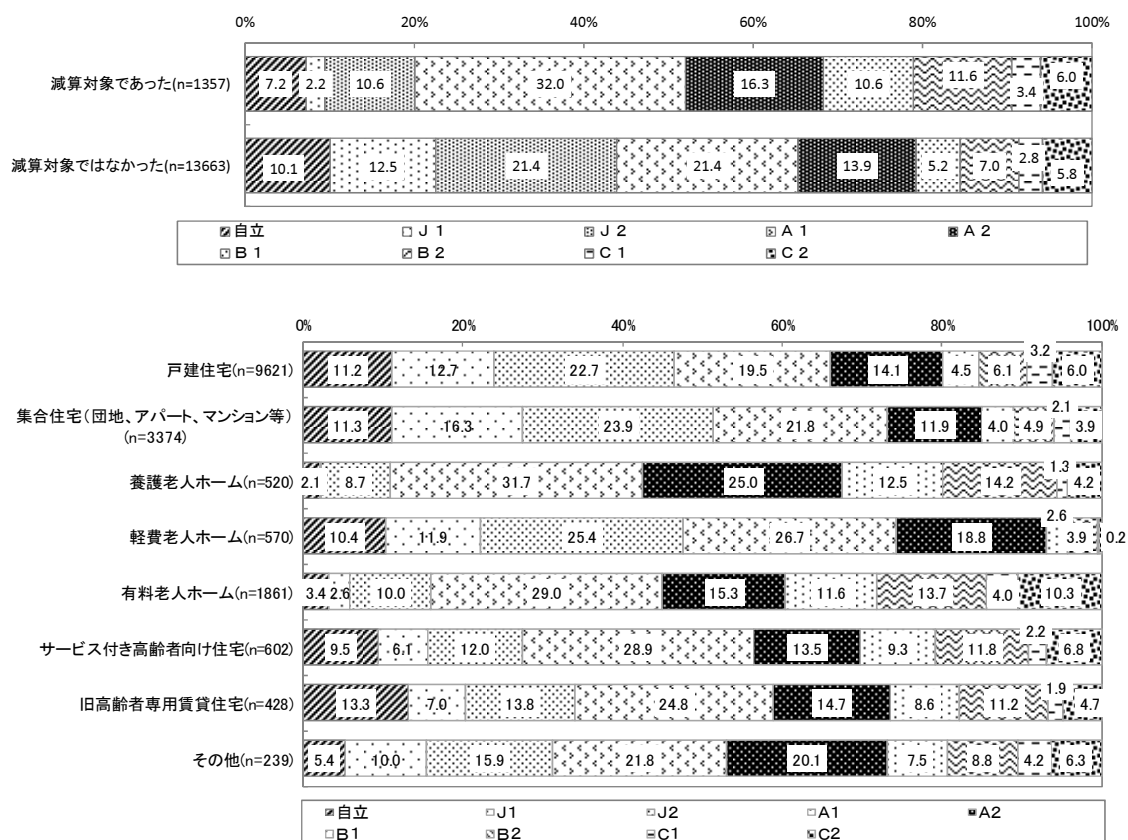


⑤障害高齢者の日常生活自立度(利用者データ調査票 問5)

「障害者高齢者の日常生活自立度B1(寝たきり)以上」の割合は、減算対象では31.6%、非減算対象では20.8%であった。減算対象の事業所は、非減算対象に比べて寝たきり状態が進んだ高齢者を抱えている。

「障害者高齢者の日常生活自立度B1(寝たきり)以上」の割合は、利用者が居住する建物別では、有料老人ホームが最も高く、次いで養護老人ホームが高かった。

図表 124 障害高齢者の日常生活自立度

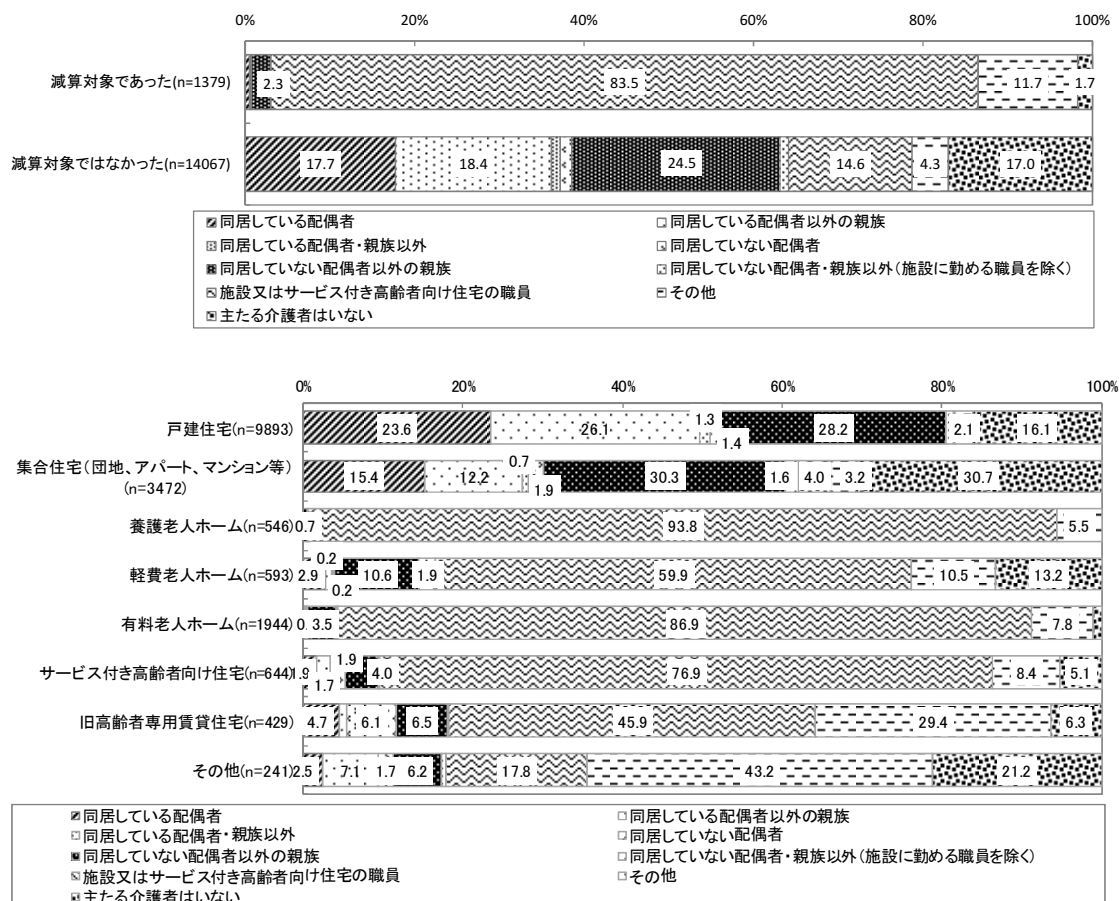


⑥主たる介護者(利用者データ調査票 問6)

主たる介護者の中で「施設又はサービス付き高齢者向け住宅の職員」の割合は、減算対象では 83.5%、非減算対象では 14.6%であった。減算対象の訪問介護事業所では施設職員が利用者の主たる介護者になっている。

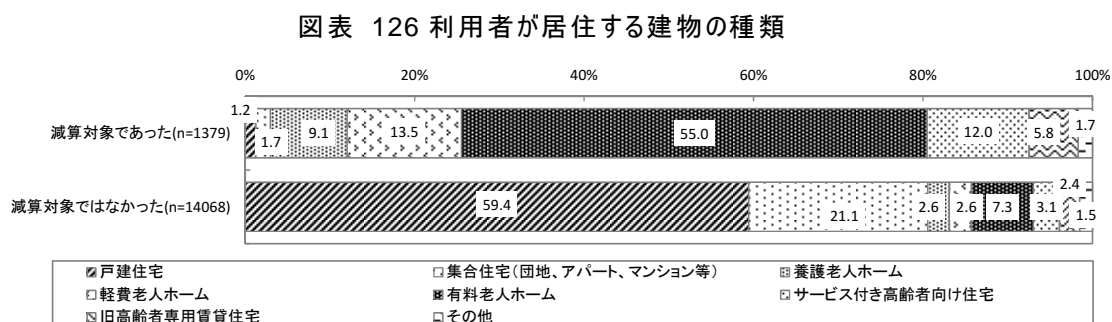
利用者が居住する建物別では、「施設又はサービス付き高齢者向け住宅の職員」の割合は、養護老人ホームが最も高く、次いで有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅が高かった。また、主たる介護者が「同居している配偶者」「同居している親族」の割合は、集合住宅より戸建住宅が高かった。

図表 125 主たる介護者



⑦利用者が居住する建物の種類(利用者データ調査票 問7)

利用者が居住する建物の種類は、減算対象では「有料老人ホーム」が 55.0%を占め、次いで「軽費老人ホーム」が 13.5%、「サービス付高齢者向け住宅」が 12.0%であった。非減算対象では「戸建住宅」が 59.4%を占め、次いで「集合住宅」が 21.1%であった。



(2) サービス利用回数

①身体介護と生活援助(利用者データ調査票 問8)

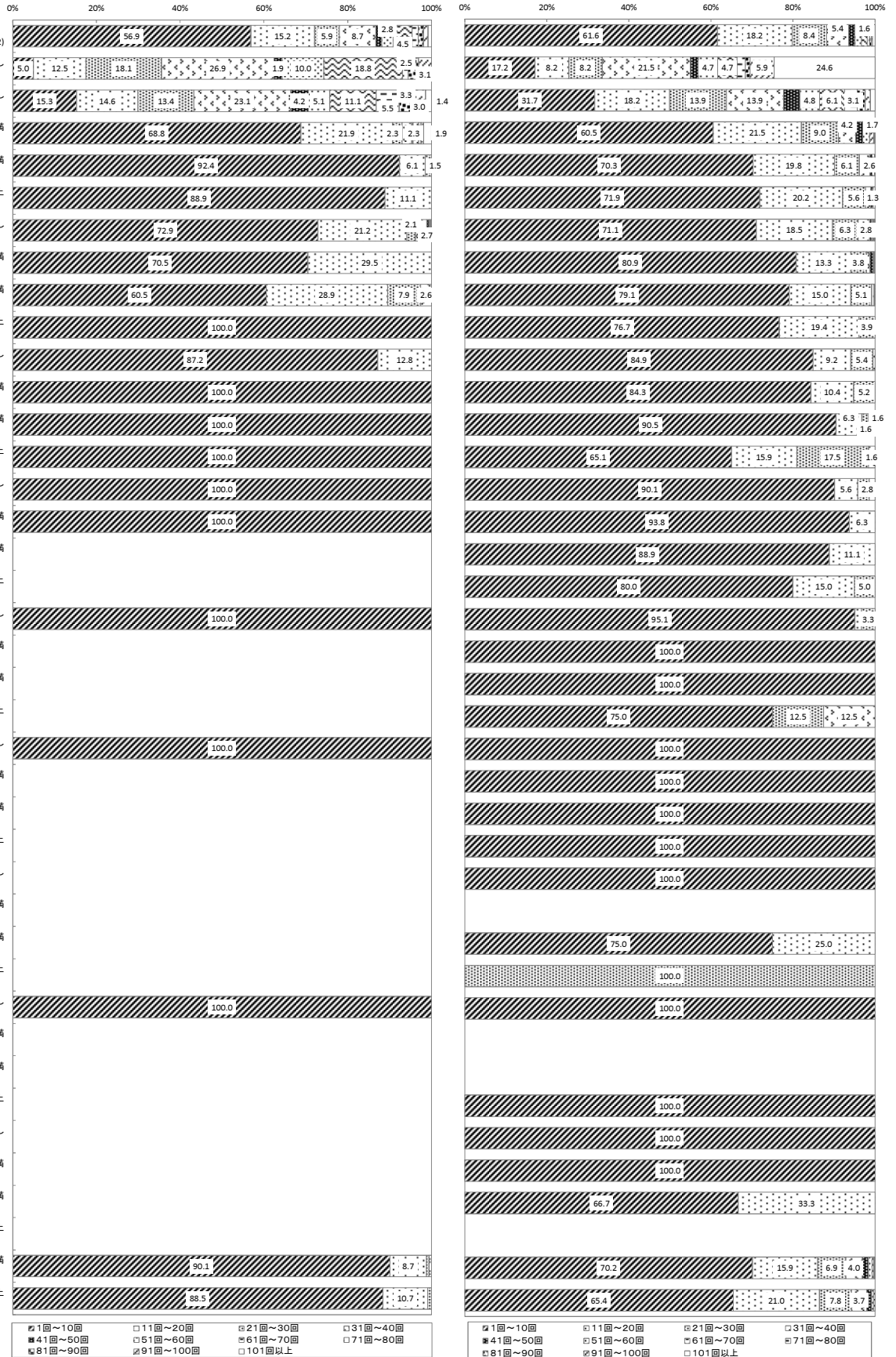
身体介護と生活援助のサービス利用回数は、減算対象の訪問介護事業所の利用者では、「1回～10回」の割合が 56.3%、「11回～20回」が 15.2%、「21回～30回」が 5.9%であった。「31回以上」の割合は 22.6%を占めている。身体介護と生活援助のサービス利用時間は、「介護 20分～30分未満/生活なし」、「介護 30分～60分未満/生活なし」の利用者が多い。

非減算対象の訪問介護事業所の利用者では、「1回～10回」の割合が 61.6%、「11回～20回」が 18.2%、「21回～30回」が 8.4%であった。「31回以上」の割合は 11.8%を占めている。身体介護と生活援助のサービス利用時間は、「介護なし/生活 70分以上」、「介護 20分～30分未満/生活なし」の利用者が多い。

減算対象の利用者は、非減算対象の利用者に比べて利用回数が多く、短時間の「身体介護と生活援助なし」のサービスを利用していることがうかがえた。

第3章 訪問介護事業所アンケート調査結果
3. 「利用者データ調査」の結果

図表 127 身体介護と生活援助(左:減算対象、右:非減算対象)

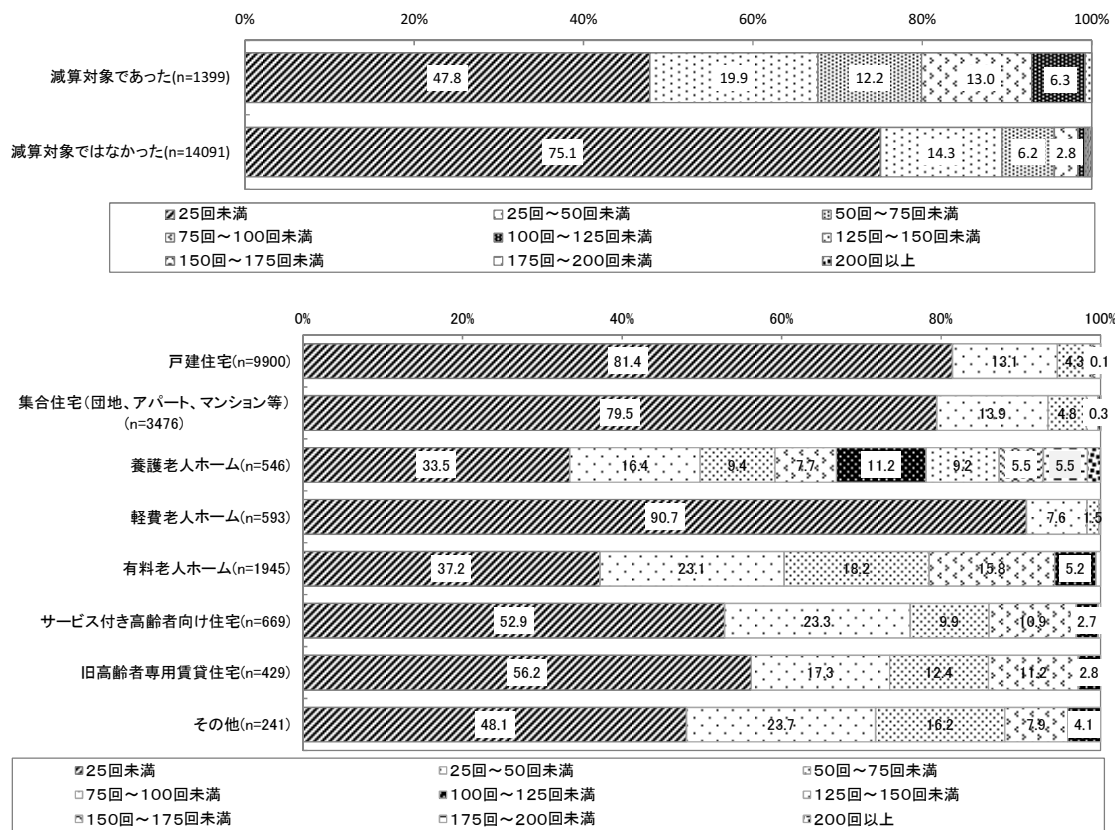


②10月中のサービス利用回数の合計

平成24年10月中のサービス利用回数合計値は、減算対象では「25回未満」が47.8%、非減算対象では75.1%であった。利用者の10月の平均利用回数は、減算対象では39.9回/月、非減算対象では20.3回/月であった。減算対象の事業所の利用者は、サービス利用回数が非減算対象に比べて多かった。

利用者が居住する建物別では、養護老人ホーム、有料老人ホームでは、他の建物の利用者に対して、サービス利用回数が多かった。

図表 128 10月中のサービス利用回数の合計



図表 129 平均サービス利用回数(平成24年10月)(単位:回/月)

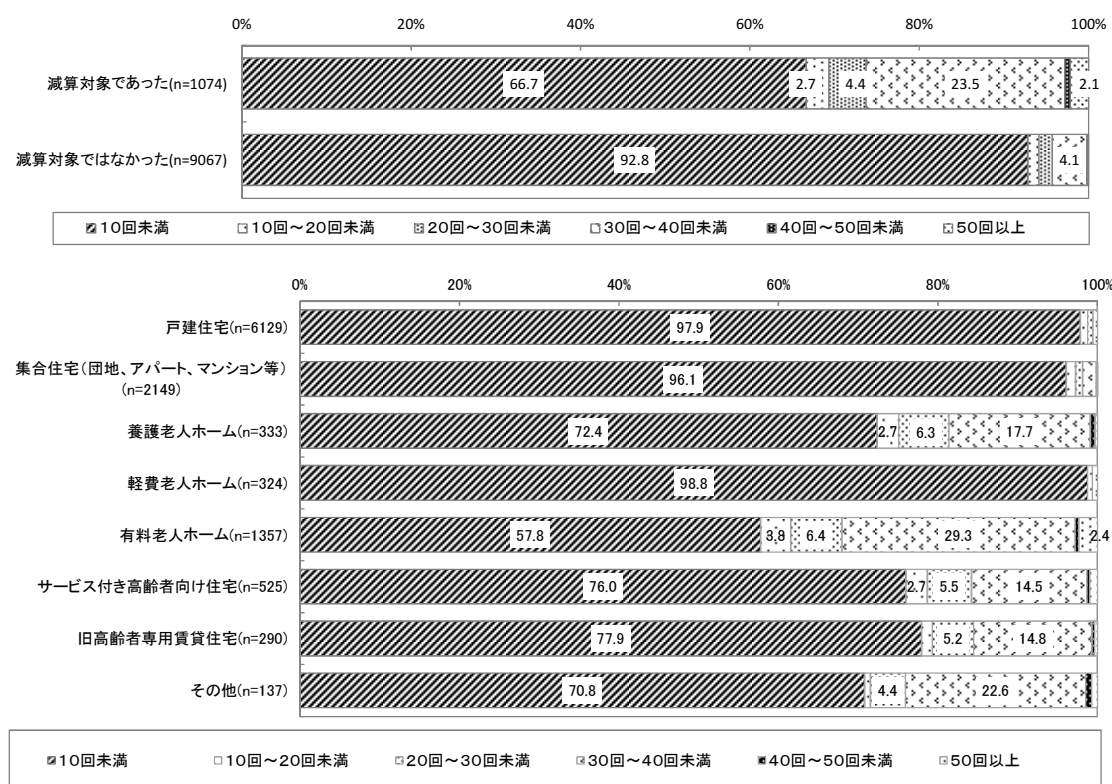
事業所の区分	利用回数	備考
減算対象の訪問介護事業所	39.9	n=1,399
非減算対象の訪問介護事業所	20.3	n=14,091

③10月中の夜間サービス利用回数の合計

平成24年10月中の夜間サービス利用回数の合計値は、減算対象では「10回未満」が66.7%、非減算対象では92.8%であった。10月の夜間サービスの平均利用回数は、減算対象では10.4回/月、非減算対象では2.0回/月であった。減算対象の事業所の利用者は、夜間サービスの利用回数が非減算対象に比べて多かった。

利用者が居住する建物別では、有料老人ホームが他の建物の利用者に比べて、夜間サービスの利用回数が多かった。

図表 130 10月中の夜間サービス利用回数の合計



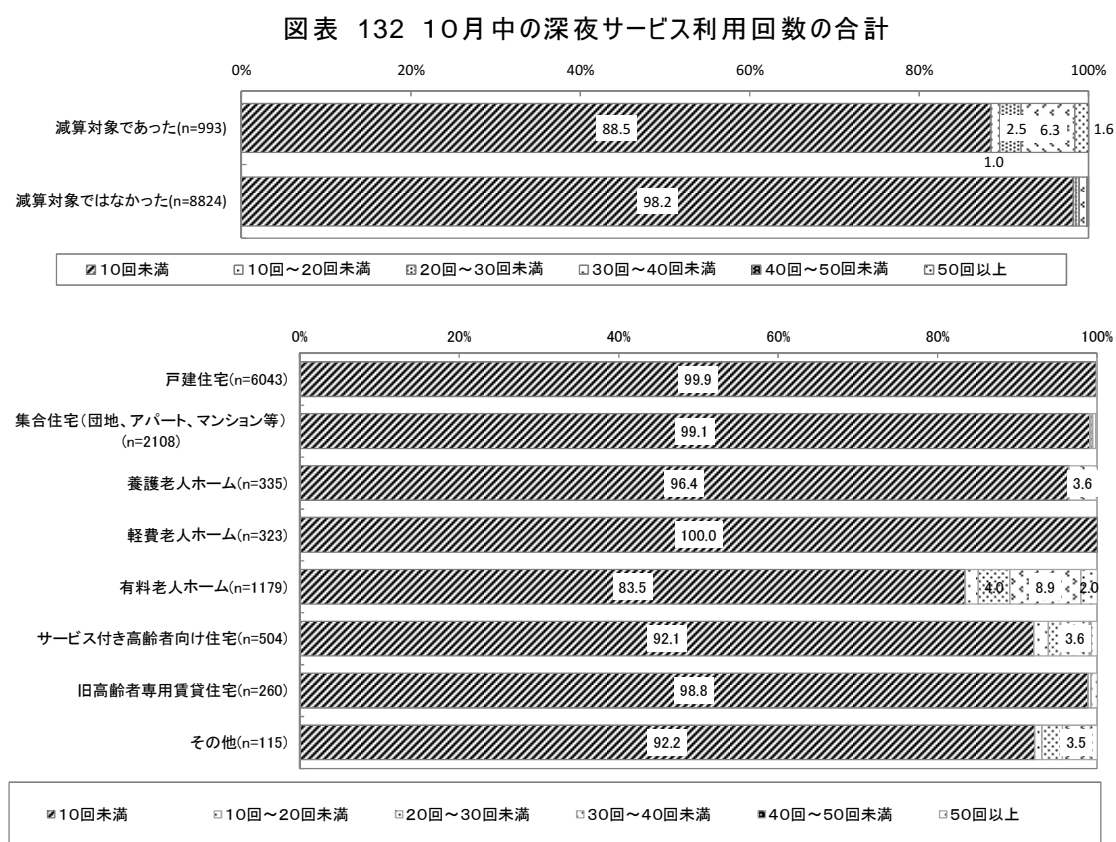
図表 131 平均夜間サービス利用回数(平成24年10月)(単位:回/月)

事業所の区分	利用回数	備考
減算対象の訪問介護事業所	10.4	n=1,074
非減算対象の訪問介護事業所	2.0	n=9,067

④10月中の深夜サービス利用回数の合計

平成 24 年 10 月中の深夜サービス利用回数の合計値は、減算対象では「10 回未満」が 88.5%、非減算対象では 98.2%であった。10 月の深夜サービスの平均利用回数は、減算対象では 3.8 回／月、非減算対象では 0.6 回／月であった。減算対象の事業所の利用者は、深夜サービスの利用回数が非減算対象に比べて多かった。

利用者が居住する建物別では、有料老人ホームが他の建物の利用者に比べて、深夜サービスの利用回数が多かった。



図表 133 平均深夜サービス利用回数(平成 24 年 10 月)(単位:回/月)

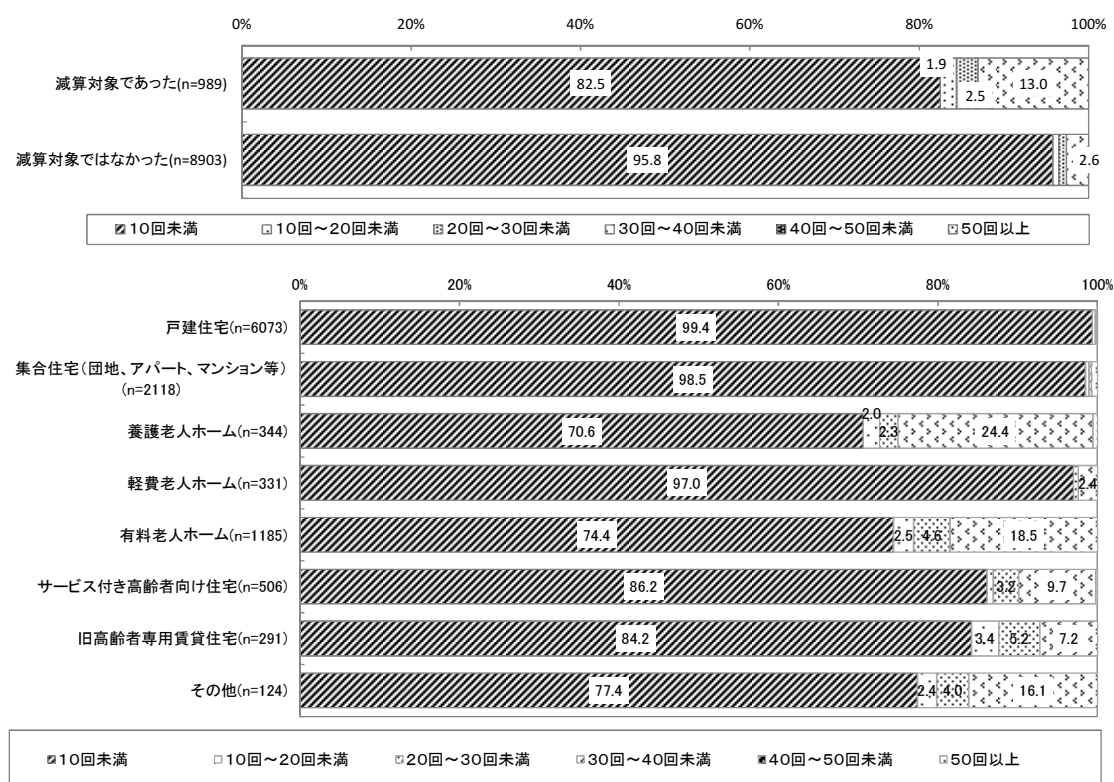
事業所の区分	利用回数	備考
減算対象の訪問介護事業所	3.8	n=993
非減算対象の訪問介護事業所	0.6	n=8,824

⑤10月中の早朝サービス利用回数の合計

平成 24 年 10 月中の早朝サービス利用回数の合計値は、減算対象では「10 回未満」が 82.5%、非減算対象では 95.8%であった。10 月の早朝サービスの平均利用回数は、減算対象では 5.0 回／月、非減算対象では 1.2 回／月であった。減算対象の事業所の利用者は、早朝サービスの利用回数が非減算対象に比べて多かった。

利用者が居住する建物別では、養護老人ホーム、有料老人ホームが、他の建物の利用者に比べて、早朝サービスの利用回数が多かった。

図表 134 10月中の早朝サービス利用回数の合計



図表 135 平均早朝サービス利用回数(平成 24 年 10 月)(単位:回/月)

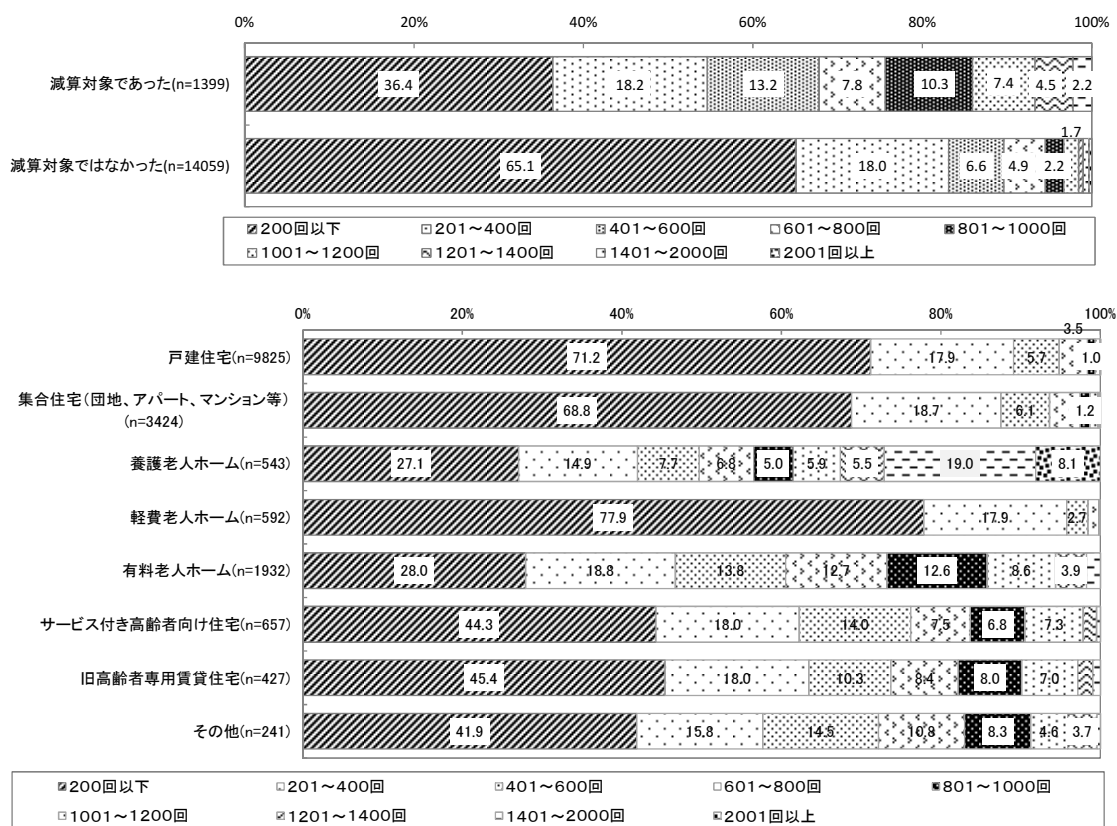
事業所の区分	利用回数	備考
減算対象の訪問介護事業所	5.0	n = 989
非減算対象の訪問介護事業所	1.2	n = 8,903

⑥年間サービス利用回数

年間サービス利用回数は、減算対象では「200 回以下」が 36.4%、非減算対象では 65.1%であった。減算対象の事業所の利用者は、年間サービス利用回数が非減算対象に比べて多かった。

利用者が居住する建物別では、養護老人ホーム、有料老人ホームが、他の建物の利用者 に比べて、年間サービス利用回数が多かった。

図表 136 年間サービス利用回数

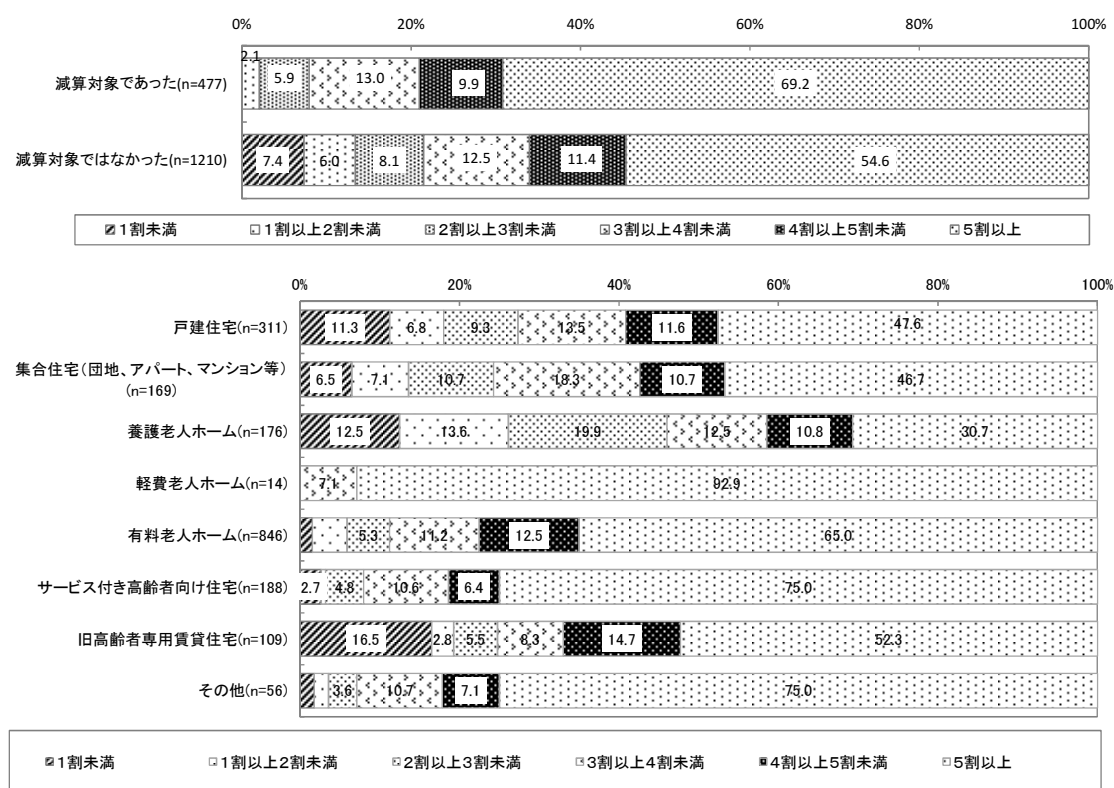


⑦夜間＋深夜＋早朝サービス利用割合

月間の利用回数に占める夜間・深夜・早朝サービスの利用割合は、減算対象では「5割以上」が69.2%、非減算対象では54.6%であった。減算対象の事業所の利用者は、夜間・深夜・早朝サービスの利用割合が高かった。

利用者が居住する建物別では、軽費老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、有料老人ホームが、他の建物の利用者に比べて、夜間・深夜・早朝サービスの利用割合が高かった。ただし、軽費老人ホームは、回答件数が14件での結果である。

図表 137 夜間＋深夜＋早朝サービス利用割合

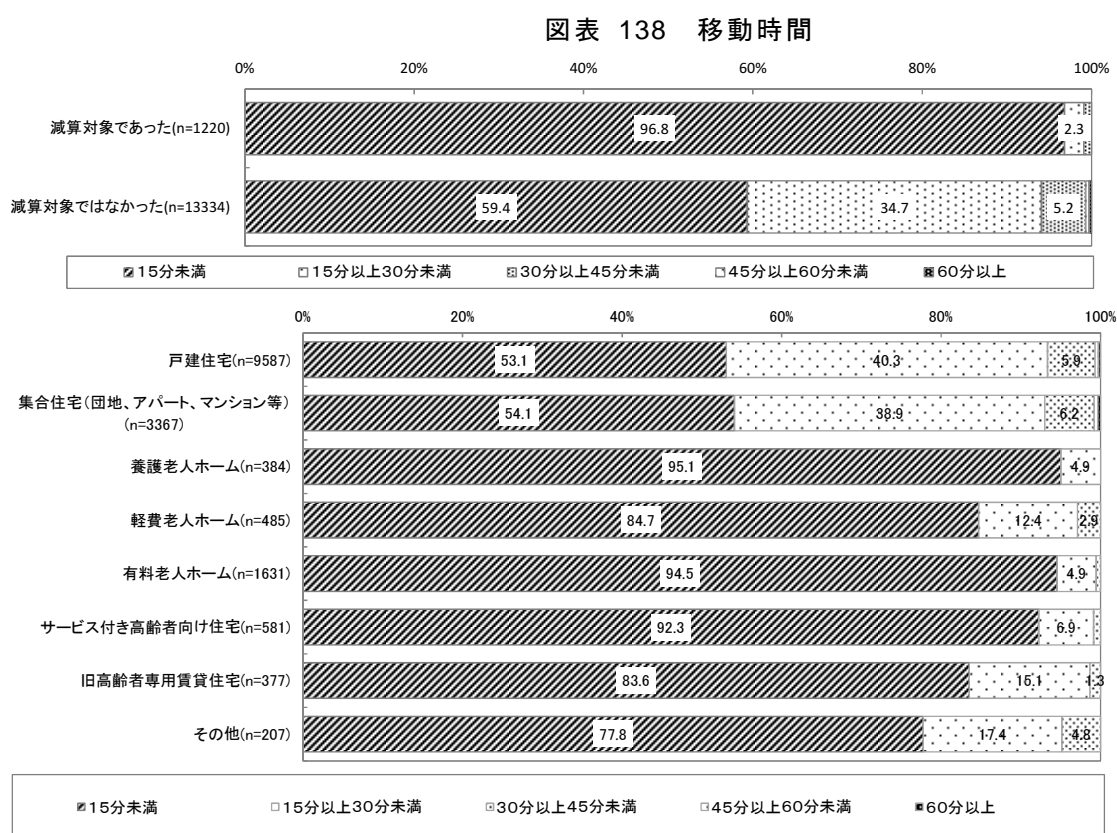


(3) 移動について

①移動時間(利用者データ調査票 問9)

事業所から利用者宅までの片道の移動時間は、減算対象では「15分未満」が96.8%、非減算対象では59.4%であった。片道の移動時間の平均時間は、減算対象では2.5分、非減算対象では12.0分であった。減算対象の事業所の利用者は、非減算対象に比べて片道当たり約10分平均移動時間が短い。

利用者が居住する建物別では、戸建住宅、集合住宅が、他の建物の利用者に比べて、片道当たりの移動時間が長い。



図表 139 片道平均移動時間(単位:分)

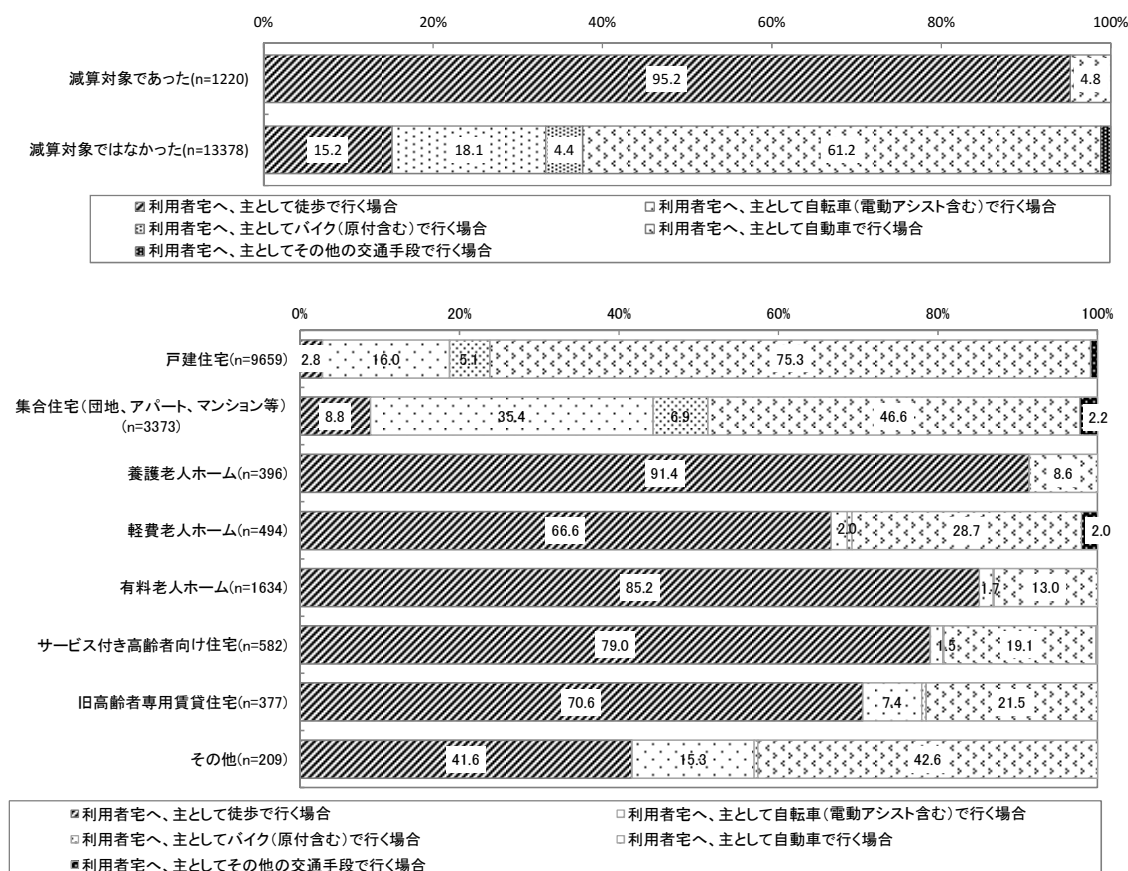
事業所の区分	移動時間	備考
減算対象の訪問介護事業所	2.5	n = 1,220
非減算対象の訪問介護事業所	12.0	n = 13,334

②移動手段(利用者データ調査票 問10)

事業所から利用者宅までの移動手段は、減算対象では「主として徒歩」が 95.2%、非減算対象では「主として徒歩」が 15.2%、「主として自動車」が 61.2%であった。

利用者が居住する建物別では、戸建住宅、集合住宅が、他の建物の利用者に比べて、「主として自動車」の割合が高く、養護老人ホーム、有料老人ホームは「主として徒歩」の割合が高かった。

図表 140 移動手段



4. 減算対象訪問介護事業所の事業特性のまとめ

(1)減算対象の訪問介護事業所に関する特性

①減算対象の訪問介護事業所のサービス提供体制

減算対象の訪問介護事業所では、非減算対象に比べて、併設事業所を抱えている割合が高く、24時間のサービス提供を行っている割合は、減算対象が52.8%と、非減算対象の23.7%の約2倍であった。

また、訪問介護員の常勤換算数の平均値は、減算対象が13.9人と、非減算対象の7.0人の約2倍であった。

②減算対象の訪問介護事業所のサービス提供状況

利用者データ調査からは、減算対象の訪問介護事業所がサービスを提供する利用者の55.0%は、有料老人ホームに居住していることが把握できた。

平成24年10月時点の訪問介護サービスの利用者数から、減算対象は、非減算対象に比べて多数の利用者を抱える事業所が多いことがうかがえた。

減算対象の事業所は、利用者を効率的に訪問できるため、訪問介護員一人一日当たりの訪問件数の平均値は、減算対象が5.6件/人・日と、非減算対象の3.5件/人・日を上回っている。

③減算対象の訪問介護事業所職員の年収

常勤職員の年収平均値は、減算対象では262万円、非減算対象では254万円とほぼ同額であった。非常勤職員の年収平均値は、減算対象では125万円、非減算対象では97万円であり、減算対象が上回った。利用者を効率的に訪問できることが、非常勤職員の年収の違いに影響している可能性がある。

④減算対象の訪問介護事業所の収支

減算対象の訪問介護事業所の平成23年度の収入平均値は、約1億1千万円と、非減算対象の約2倍であった。また、減算対象の収支比率は87.0%であり、非減算対象の94.4%に比べて良好であった。

平成24年10月の収支比率は、減算対象が84.8%、非減算対象が88.7%であり、平成23年度の収支比率と比較すると、減算対象は2.2%低下、非減算対象は、5.7%低下している。減算対象の収支比率の回答数は40件と限られるが、減算対象よりも非減算対象の収支比率の改善が進んでいる可能性がある。

⑤減算対象の訪問介護事業所の移動コスト

移動手当やガソリン代等を支給している事業所の割合は、減算対象では 47.5%、非減算対象では 70.5%と、減算対象は、移動手当の支給する割合が低いことがうかがえた。

移動手当等の1人当たりの月額支給額の平均値は、減算対象では 5,635 円/月、非減算対象では 6,711 円/月と、減算対象のほうが低額であった。

移動手段の選択ルールを定めていない事業所の割合は、減算対象では 80.9%に対して、非減算対象は 70.4%と、減算対象の訪問介護事業所では、移動手段の選択ルールを定めていない割合が高かった。

⑥減算対象の訪問介護事業所の減算対応策

減算に対する対応策は、特段の対応を行っていない事業所が約 4 割を占めたが、利用者数の確保、訪問回数の増加を図るといった対応策をとっている事業所も約 3 割を占めていた。減算対象の訪問介護事業所では、減収分を補う対応をしている現状がうかがえた。

(2)減算対象の訪問介護事業所の利用者に関する特性

①減算対象の利用者が居住する建物

減算対象の訪問介護事業所がサービスを提供する利用者は、有料老人ホームに居住している利用者が 55.0%、軽費老人ホームが 13.5%、養護老人ホームが 9.1%と、老人ホームで約 8 割を占めている。一方、老人ホーム以外は約 2 割であり、その内訳は、サービス付き高齢者向け住宅に居住する利用者が 12.0%、旧高齢者専用賃貸住宅が 5.8%、集合住宅（団地、アパート、マンション等）が 1.7%、戸建住宅が 1.2%であった。減算対象の事業所の利用者は、老人ホームの居住者が中心であることが把握できた。

②減算対象の利用者の状態

利用者の平均年齢は、減算対象の訪問介護事業所では 85.3 歳、非減算対象では 82.0 歳と、減算対象の利用者は、非減算対象に比べて平均年齢が高かった。

また、減算対象の訪問介護事業所は、非減算対象に比べて、要支援の利用者は少なく、要介護度3以上の利用者の割合は、減算対象では 45.9%、非減算対象では 33.5%であった。減算対象の訪問介護事業所の利用者は、非減算対象に比べて要介護度が高いことがうかがえた。

さらに、利用者の認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の割合や、障害者高齢者の日常生活自立度B1(寝たきり)以上の割合も、減算対象の訪問介護事業所は非減算対象に比べて高かった。減算対象の訪問介護事業所は、より状態の重い利用者に対してサービスを提供していることがうかがえた。

③減算対象の利用者の主たる介護者

主たる介護者の中で、「施設又はサービス付き高齢者向け住宅の職員」の割合は、減算対象では 83.5%、非減算対象では 14.6%であった。減算対象の訪問介護事業所では施設職員が利用者の主たる介護者になっていることがうかがえた。

④減算対象の利用者のサービス利用回数

平成 24 年 10 月におけるサービス利用回数の平均値は、減算対象の利用者では 39.9 回、非減算対象では 20.3 回であった。減算対象の訪問介護事業所の利用者は、サービス利用回数が非減算対象に比べて多いことがうかがえた。

⑤減算対象の利用者の夜間・深夜・早朝サービスの利用回数

平成 24 年 10 月における夜間サービス利用回数の平均値は、減算対象では 10.4 回、非減算対象では 2.0 回であった。深夜サービス利用回数の平均値は、減算対象では 3.8 回、非減算対象では 0.6 回、早朝サービス利用回数の平均値は、減算対象では 5.0 回、非減算対象では 1.2 回であった。

減算対象の訪問介護事業所の利用者は、夜間、深夜、早朝のいずれのサービス利用回数も非減算対象に比べて多いことがうかがえた。

⑥減算対象の利用者宅までの移動時間

利用者宅までの片道平均移動時間は、減算対象では 2.5 分、非減算対象では 12.0 分であった。減算対象の訪問介護事業所の利用者は非減算対象に比べて片道当たり約 10 分平均移動時間が短いことがうかがえた。

⑦減算対象の利用者宅までの移動手段

利用者宅までの移動手段の中で、「主として徒歩で行く」割合は、減算対象では 95.2%、非減算対象では 15.2%であった。減算対象の訪問介護事業所では、利用者に対してはほとんど徒歩で移動していることがうかがえた。

第4章 訪問介護の移動コストの分析

【訪問介護の移動コストの分析結果の概要】

- ・年間移動時間を経済価値に換算すると、減算対象では平均約 300 万円、非減算対象では平均約 560 万円がかかっていることになる。現実的には経費に計上されない移動時間コストがかかっている
- ・年間移動時間を経済価値に換算した移動時間コストが訪問介護事業収入に占める割合は、減算対象が 7.5%、非減算対象が 34.4%。減算対象、非減算対象ともに経費に計上されない負担がかかっている
- ・減算対象の収支比率の平均値(平成 24 年 10 月分)は 84.8%、非減算対象の収支比率の平均値(平成 24 年 10 月分)は 88.7%。減算対象は、非減算対象に比べて収支がよい
- ・収支データに基づく移動コスト(移動手当+移動物件費)が全体収入に占める割合の平均値は、減算対象(平成 24 年 10 月分)が 1.22%、非減算対象(平成 24 年 10 月分)が 3.62%。移動コストの負担は、減算対象は非減算対象に比べて軽い
- ・1割減算の導入後の平成 24 年 10 月のデータに基づき、減算額を現状の 1.6 倍に増やすと、その収支比率は 88.3%になり、非減算対象の 88.7%に近づく。減算対象に比べて効率的な訪問がしにくい非減算対象の収支比率と同水準に合わせるならば、減算の割合をさらに上げられる可能性がある

1. 訪問介護事業所の移動関係経費の分析

(1) 支出に占める移動コスト(移動手当+移動物件費の割合(事業所調査票 問9))

事業所調査票の問9の支出、移動手当、移動物件費から、事業所ごとの支出全体に占める移動コスト(移動手当+移動物件費)の割合の平均値を算出した。

減算対象の訪問介護事業所では23年度が平均1.60%、平成24年10月が平均1.37%であった。非減算対象では平成23年度が平均3.86%、平成24年10月が4.21%であった。減算対象の訪問介護事業所の支出に占める移動コストの割合は、非減算対象の約3分の1であった。

図表 141 支出全体に占める移動コストの割合(単位:%)

事業所の区分	割合	備考
減算対象の訪問介護事業所 平成23年度	1.60	n=34
減算対象の訪問介護事業所 平成24年10月	1.38	n=30
非減算対象の訪問介護事業所 平成23年度	3.86	n=487
非減算対象の訪問介護事業所 平成24年10月	4.21	n=436

(2) 収入に占める移動コスト(移動手当+移動物件費)の割合(事業所調査票 問9)

事業所調査票の問9の収入、移動手当、移動物件費から、事業所ごとの収入全体に占める移動コスト(移動手当+移動物件費)の割合の平均値を算出した。

減算対象の訪問介護事業所では23年度が平均1.29%、平成24年10月が平均1.22%であった。非減算対象では平成23年度が平均3.63%、平成24年10月が3.62%であった。減算対象の訪問介護事業所の収入に占める移動コストの割合は、非減算対象の約3分の1であった。

図表 142 収入全体に占める移動コストの割合(単位:%)

事業所の区分	割合	備考
減算対象の訪問介護事業所 平成23年度	1.29	n=34
減算対象の訪問介護事業所 平成24年10月	1.22	n=29
非減算対象の訪問介護事業所 平成23年度	3.63	n=487
非減算対象の訪問介護事業所 平成24年10月	3.62	n=434

2. 訪問介護事業所の移動時間の分析

(1) 利用者1人当たりの移動時間（利用者データ調査票 問9）

利用者データ調査票の問9移動時間（片道の移動時間）から、事業所ごとの平均移動時間を算出した。減算対象の訪問介護事業所は平均 2.5 分、非減算対象は平均 12.2 分と、両者の間には片道当たり 10 分の差が見られた。利用者1人当たりの平均移動時間も、減算対象が平均 2.5 分、非減算対象が平均 12.0 分であった。

図表 143 事業所当たりの平均移動時間（単位：分）

事業所の区分	移動時間	備考
減算対象の訪問介護事業所	2.5	n=61
非減算対象の訪問介護事業所	12.2	n=762

図表 144 利用者1人当たりの平均移動時間（単位：分）

事業所の区分	移動時間	備考
減算対象の訪問介護事業所の利用者平均	2.5	n=1,220
非減算対象の訪問介護事業所の利用者平均	12.0	n=13,334

(2) 事業所の最短・最長の移動時間（事業所調査票 問17、問20、問23）

事業所調査票の問17、問20、問23の事業所から利用者宅への最短・最長の平均移動時間は、下表のとおりである。最短も最長も、平均移動時間は、「隣接同一敷地内又は道路を挟んで近隣にある建物」に居住する利用者に訪問介護サービスを提供している事業所が短く、移動の負担が軽いことが確認できた。「上記以外の地域にある戸建住宅」に居住する利用者に訪問介護サービスを提供している事業所では、最長の場合、平均移動時間が約 30 分であり、往復の移動時間が効率的な訪問を阻害していることがうかがえた。

図表 145 事業所の最短・最長の平均移動時間（単位：分）

事業所の区分	最短	最長
事業所と隣接同一敷地内又は道路を挟んで近隣にある建物（問17）	2.9	5.3
上記以外の地域にある建物（集合住宅）（問20）	7.7	22.7
上記以外の地域にある戸建住宅（問23）	5.8	28.4

(3) 移動時間（利用者データ調査票 問9）

利用者データ調査票の問9移動時間（片道の移動時間）と問8の月間利用回数を使用して、事業所ごとに利用者1人当たりの平均年間移動時間を算出した。

減算対象の訪問介護事業所では利用者1人当たり 36.0 時間／人・年、非減算対象では 82.3 時間／人・年の時間がかかっている。減算対象は、非減算対象の 2 分の1以下の時間である。

なお、利用者1人当たりの平均年間移動時間は、「片道移動時間（利用者データ調査票の問9）×2（往復）×平成24年10月の利用回数（利用者データ調査票問8）×12カ月÷60分」で利用者1人ごとに要している年間移動時間を算出し、事業所ごとに平均値を求めている。問9の片道の移動時間は、事業所から利用者宅までの移動時間である。

図表 146 利用者1人当たりの平均年間移動時間（単位：時／人・年）

事業所の区分	移動時間	備考
減算対象の訪問介護事業所	36.0	n=61
非減算対象の訪問介護事業所	82.3	n=762

(4) 移動時間が労働時間に占める割合（利用者データ調査票 問9、事業所調査票 問11）

利用者1人当たりの平均年間移動時間に、利用者数（事業所調査票の問11）を乗じて、事業所ごとの年間移動時間を算出し、事業所の訪問介護員の総年間労働時間（常勤換算訪問介護員数×162.2 時間／月×12 か月）に占める割合を求め、減算対象と非減算対象の事業所別に平均値で比較した。（162.2 時間／月は、財団法人介護労働安定センターが実施した平成23年度介護労働実態調査における訪問介護事業所の常勤職員の月間実労働時間）

減算対象の訪問介護事業所では、常勤換算訪問介護員数をかけた事業所の総労働時間に対して、移動時間は約1割を占め、非減算対象では、総労働時間の約3割が移動時間に占められている結果になった。訪問介護員は、実際には自宅から利用者宅へ、あるいは利用者宅から利用者宅へ移動しているため、現実とは乖離があるが、移動時間の占める割合が労働時間に対して大きな割合を占めていることを概観するため試算した。

図表 147 移動時間が総労働時間（常勤換算職員数分）に占める割合（単位：%）

事業所の区分	移動割合	備考
減算対象の訪問介護事業所	10.1	n=43
非減算対象の訪問介護事業所	28.3	n=609

3. 訪問介護事業所の移動時間の経済価値の試算

(1) 年間移動時間コスト（移動時間を経済価値に換算）

年間移動時間を経済価値に換算し、訪問介護に伴う年間移動コストを算出した。事業所ごとの利用者1人当たりの平均年間移動時間に、利用者数（事業所調査票の問 11）を乗じて、事業所ごとの年間移動時間を算出した。

一方、事業所調査票の問8の常勤職員の年収を年間労働時間（162.2 時間／月×12 か月）で割り時間単価を事業所ごとに算出した。この年間移動時間と時間単価から、訪問介護に伴う移動コストを算出し、減算対象と非減算対象別に平均値で比較した。

（162.2 時間／月は、財団法人介護労働安定センターが実施した平成 23 年度介護労働実態調査における訪問介護事業所の常勤職員の月間実労働時間）

＜ 事業所ごとの年間移動時間コスト試算方法 ＞

利用者1人に要した年間移動時間＝

片道移動時間（利用者データ調査票の問9）×2（往復）×平成 24 年 10 月の利用回数（利用者データ調査票問8）×12 カ月÷60 分

事業所ごとの職員時間単価＝

常勤職員の年収（事業所調査票の問8）÷年間労働時間（162.2 時間／月×12 か月）

利用者1人に要した年間移動コスト＝

利用者1人に要した年間移動時間×事業所ごとの職員時間単価

事業所ごとの利用者1人に要した年間移動コスト平均値＝

利用者1人に要した年間移動コストの総和÷利用者データ調査票の記入人数

事業所ごとの年間移動時間コスト＝

事業所ごとの利用者1人に要した年間移動コスト平均値×利用者数（事業所調査票の問 11）

次表のとおり、減算対象の訪問介護事業所では、年間移動時間を経済価値に換算すると、平均約 300 万円、非減算対象では平均約 560 万円がかかっていることになる。現実的には経費に計上されない移動時間コストがかかっている。

図表 148 年間移動時間コスト(単位:万円/年)

事業所の区分	移動時間 コスト	備考
減算対象の訪問介護事業所	297	n=36
非減算対象の訪問介護事業所	559	n=525

(2) 年間移動時間コストが訪問介護事業収入に占める割合

(1)の年間移動時間コストが、訪問介護事業収入に占める割合を算出した。減算対象の訪問介護事業所では、年間移動時間を経済価値に換算した移動時間コストが訪問介護事業収入に占める割合の平均値は7.5%であった。一方、非減算対象の訪問介護事業所では34.4%であった。移動時間コストの割合が低い減算対象の訪問介護事業所は、非減算対象に比べて、効率的経営に有利であることがうかがえる。

図表 149 年間移動コストが訪問介護事業収入に占める割合(単位:%)

事業所の区分	コスト割合	備考
減算対象の訪問介護事業所	7.5	n=36
非減算対象の訪問介護事業所	34.4	n=525

(3) 総移動コスト（移動手当＋移動物件費＋移動時間コスト）

移動手当、移動物件費に、移動時間を経済価値に換算した移動時間コストを合わせた総移動コストを算出した。総移動コストの平均値は、減算対象で 452 万円、非減算対象で 722 万円であった。

図表 150 総移動コスト(単位:万円/1事業所あたり・年)

事業所の区分	総移動コスト	備考
減算対象の訪問介護事業所	452	n=24
非減算対象の訪問介護事業所	722	n=449

(4) 総移動コストが事業所の収入全体に占める割合

移動手当、移動物件費、移動時間を経済価値に換算した移動時間コストを合計した総移動コストが事業所の収入全体に占める割合を算出した。減算対象では 6.3%を占めたのに対して、非減算対象では 27.5%を占めた。

図表 151 総移動コストが事業所の収入全体に占める割合(単位:%)

事業所の区分	コスト割合	備考
減算対象の訪問介護事業所	6.3	n=24
非減算対象の訪問介護事業所	27.5	n=449

4. 1 割減算の妥当性の検討

(1) 収支比率の比較

減算対象事業所と非減算対象事業所の収支比率を比較した。収支比率は、事業所調査票の問9①(全体収入)と③(全体支出)から下記のとおり算出した。

$$\text{収支比率} = \text{問9③(全体支出)} \div \text{問9①(全体収入)}$$

①減算対象の訪問介護事業所の収支比率

事業所調査票の問29で減算対象と回答し、なおかつ、問9①と③に回答のある45事業所の23年度の収支比率の平均値は87.0%であった。また、収支比率が100%を超える事業所は6事業所で13.3%を占めた。

なお、回答者の桁間違いの可能性による影響を除くため、平成23年度収入額が10億円以上と回答した事業所と、収支比率が過小(50%未満)と過大(200%以上)の事業所を除いて収支比率の平均値を算出した。(非減算対象の収支比率も同様に算出)

図表 152 減算対象の訪問介護事業所の収支比率

	収支比率の 平均値	収支比率100% 以上事業所割合	備考
減算対象事業所 平成23年度	87.0%	13.3%	n=45
減算対象事業所 平成24年10月	84.8%	15.0%	n=40

②非減算対象の訪問介護事業所の収支比率

事業所調査票の問29で非減算対象と回答し、なおかつ、問9①と③に回答のある542事業所の平成23年度の収支比率の平均値は94.4%であった。また、収支比率が100%を超える事業所は143事業所で26.4%を占めた。

図表 153 非減算対象の訪問介護事業所の収支比率

	収支比率の 平均値	収支比率100% 以上事業所割合	備考
非減算対象事業所 平成23年度	94.4%	26.4%	n=542
非減算対象事業所 平成24年10月	88.7%	20.4%	n=481

減算対象の調査対象数は45事業所と限定されているが、非減算対象を比較すると、減算対象の訪問介護事業所が収支がよいことがうかがえた。さらに、介護報酬改定前である平成23年度と、改定後の平成24年10月の収支比率を比較すると、減算対象も非減算対象も収支比率が改善している。ただし、減算対象の収支比率のほうが、非減算対象よりも改善幅が小さく、「1割減算」が影響している可能性がある。

③収支比率による事業所特性の比較

「1割減算」導入後の平成24年10月の収支比率のデータを使用し、減算対象の訪問事業所40件を、収支比率の低いグループ20件と収支比率の高いグループ20件に分けて、訪問介護員1人1日当たりの訪問件数の平均値と、移動コスト(移動手当+移動物件費)が収入全体に占める割合の平均値を求めて比較を行った。

収支比率の低い経営上良好なグループでは、訪問介護員1人当たりの訪問件数が多く、収入に占める移動コストの割合も低いことが確認できた。

さらに、利用者データ調査の移動時間と利用回数から、利用者1人当たりの年間移動時間を事業所ごとに算出するとともに、移動時間と移動手段から利用者宅までの距離の平均値を事業所ごとに求めて、収支比率の高低のグループで比較を行った。収支比率の低いグループは、年間移動時間が短いことが確認できた。なお、これらは20件以下の限られた回答件数での比較である。

図表 154 減算対象の収支比率による比較－訪問件数、移動コスト(単位:件/人日、%)

	訪問介護員1人 当たり訪問件数	収入に占める移 動コスト割合	備考
減算対象事業所 収支比率が低いグループ	5.6	0.56%	n=20
減算対象事業所 収支比率が高いグループ	5.1	1.75%	n=20

図表 155 減算対象の収支比率による比較－移動時間、距離(単位:件/人日、%)

	年間移動時間の 平均値	利用者宅までの 距離の平均値	備考
減算対象事業所 収支比率が低いグループ	29.3	793	n=18
減算対象事業所 収支比率が高いグループ	51.3	703	n=19

また、非減算対象の訪問介護事業所481件についても、平成24年10月の収支比率のデータを使用し、収支比率の低いグループ240件と収支比率の高いグループ241件に分けて、訪問介護員1人1日当たりの訪問件数の平均値と、移動コスト(移動手当+移動物件費)が収入全体に占める割合の平均値を求めて比較を行った。

非減算対象においても、収支比率が低いグループは、訪問介護員1人当たりの訪問件数が多く、移動コストの割合も低いことが確認できた。

図表 156 非減算対象の収支比率による比較－訪問件数、移動コスト(単位:件/人日、%)

	訪問介護員1人 当たり訪問件数	収入に占める移 動コスト割合	備考
非減算対象事業所 収支比率が低いグループ	3.4	3.03%	n=240
非減算対象事業所 収支比率が高いグループ	3.2	4.23%	n=241

図表 157 非減算対象の収支比率による比較－移動時間、距離(単位:件/人日、%)

	年間移動時間の 平均値	利用者宅までの 距離の平均値	備考
非減算対象事業所 収支比率が低いグループ	84.4	5,870	n=227
非減算対象事業所 収支比率が高いグループ	76.9	5,670	n=224

※年間移動時間は、利用者データ調査票の間8の月間利用回数と間9の片道移動時間を使用し、年間移動時間を利用者ごとに算出し、さらに事業所ごとの平均値を求めた。

※利用者宅までの距離の平均値は、利用者データ調査票の間10の移動手段を、下記の分速に換算した。そして、間9の片道移動時間を使用して利用者ごとに距離を算出し、さらに事業所ごとの平均値を求めた。

- ・徒歩 80m/分 : 不動産などの表示に関する法律
- ・自転車 243m/分 : 自転車と歩行者の混在状態下における通行快適性に関する調査
(土木計画学研究・講演集)
- ・バイク 552m/分 : 平成22年道路交通センサスに基づく、都道府県道等の平日混雑時の平均旅行速度
- ・自動車 552m/分 : (同上)

(2) 減算額を増加させた場合の収支比率

「1割減算」導入後の平成24年10月の収支比率のデータを使用し、減算対象の訪問介護事業所に対して、減算額を現状の1割よりも増加させた場合の収支比率の平均値と、収支比率が100%を超える事業所の割合を求めた。

減算額を1.5倍から2.0倍にした場合の収支比率の平均値と、収支比率が100%を超える事業所の割合は、下表のとおりである。減算額を現状の1.6倍にすると、収支比率の平均値は88.3%となり、平成24年10月の収支比率のデータに基づく非減算対象の収支比率88.7%とほぼ同率となる。減算対象の収支比率は、限られた回答数に基づくデータであるが、非減算対象の収支比率と同水準とする上では、減算の割合を現状の1割からさらに上げられる可能性がうかがえた。

図表 158 減算額を増加させた場合の収支比率

	収支比率の 平均値	収支比率100% 以上事業所割合	備考
非減算対象事業所 平成24年10月	88.7%	20.4%	n=481
減算対象事業所の減算額1.5倍	87.6%	18.9%	n=37
減算対象事業所の減算額1.6倍	88.3%	21.6%	n=37
減算対象事業所の減算額1.7倍	89.1%	27.0%	n=37
減算対象事業所の減算額1.8倍	89.9%	27.0%	n=37
減算対象事業所の減算額1.9倍	90.7%	27.0%	n=37
減算対象事業所の減算額2.0倍	91.7%	27.0%	n=37

※減算対象事業所の収支比率は、平成24年10月データ

第5章 減算の妥当性検証に関する課題

前述の通り、本調査研究の結果、現在の減算の妥当性について一定の示唆を得ることができたが、これをただちに次期法改正および介護報酬改定における現在の減算制度の見直しの根拠とするには、必ずしも十分でない。

減算制度の見直しの根拠資料となる、より具体的な検証結果を得るためには、今後以下のような課題の解決に取り組むことが必要であると考えられる。

○ 「収入に占める総移動コストの比率」の水準のあり方の検討

本調査研究では、調査研究の目的である「減算制度の妥当性」を検証するに当たり、妥当性の判断基準として、「訪問介護事業収入に占める総移動コストが、事業所と利用者宅との距離(平均値)によって大きく異ならない」という考え方を適用した。つまり、減算対象の訪問介護事業所について、他の訪問介護事業所と比較して距離(平均値)が著しく小さくなる分訪問介護事業収入を減算することで収入に占める総移動コストの比率が、他の事業所と比較して公平を欠かない水準に収まっているかどうかを検証した。

その結果は前述の通りだが、この検証は、現時点での全訪問介護事業所の同比率の平均的な水準を、そのまま訪問介護事業全体における「訪問介護事業収入に占める総移動コストの比率」の妥当な水準と仮定したものである。

しかし、この減算の導入経緯として、既に実施されている診療報酬における訪問系サービスにおける集合住宅向けの訪問での減算との公平性を確保するという考え方があったこと、介護保険における訪問介護事業とそれ以外の訪問系サービスとの公平性の確保の検証が必要であることを踏まえると、他の訪問系サービスも含めた上で「収入に占める総移動コストの比率」の水準のあり方について検証することが必要であると考えられる。

○ 地域区分別のコスト分析

本調査研究では、予算の条件の中で訪問介護事業所のデータ数が出来る限り多くなるよう調査設計し、有効回収数は1,120事業所、うち減算対象となっている事業所は75事業所であった。これらの標本数に基づき前述のような示唆を得ることができた一方、標本数の制約から、例えば地域区分別の分析や所在地の行政規模別の分析等について、統計的に有意な分析を実施することが困難であった。

前項に示したように、介護報酬の公平性の条件として、「訪問介護事業収入に占める総移動コスト」の割合が事業所と利用者宅との距離に関係なく一定程度の水準に収まっていることを前提とするのであれば、その検討の基礎資料としては、本調査研究で実施した分析に加え、地域区分別のコスト分析が必要となる。

そのためには、特に、事業所と利用者宅との距離が長い地域における標本数を多く確保することが必要である。ただし、そのような条件を満たす地域(人口密度が総じて低

い地域)に所在する訪問介護事業所数は、都市部に所在する訪問介護事業所と比較して非常に少ないことから、地域区分別に調査抽出数を割り付けられる規模の調査設計が必要となる。

なお、そうした調査設計に基づく調査は、必然的に大規模な調査となるが、平成25年度には、介護経営実態調査の実施が予定されていることから、これを活用して地域区分別の分析を加えることも有効であると考えられる。

資料編

(1) 都道府県アンケート調査票	100
(2) 訪問介護事業所アンケート調査票 (①事業所調査票)	103
(3) 訪問介護事業所アンケート調査票 (②利用者データ調査票)	112

(1)都道府県アンケート調査票

減算対象の訪問介護事業所に関するアンケート調査票

平成 24 年度の介護報酬の改定に伴い、利用者が住居する住宅と同一の建物（養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、旧高齢者専用賃貸住宅）に所在する事業所で、当該建物に居住する利用者に対して、前年度の月平均で 30 人以上にサービス提供を行っている場合は、1 割の減算になりました。この減算対象の訪問介護事業所等についてお尋ねします。

■都道府県名：	■部署名：
■担当者名：	■電話番号：

問 1 減算対象の訪問介護事業所数

貴都道府県において、利用者が住居する住宅と同一の建物に所在している減算対象の訪問介護事業所数を回答欄にご記入ください。

◆貴都道府県の減算対象の訪問介護事業所数 件（平成 24 年 月現在）

また、貴都道府県全体の訪問介護事業所数を回答欄にご記入ください。

◆貴都道府県全体の訪問介護事業所数 件（平成 24 年 月現在）

問 2 建物別の減算対象の訪問介護事業所数

貴都道府県において、利用者が住居する住宅と同一の建物に所在し減算対象となった訪問介護事業所数を建物別に把握されていれば、建物別の減算対象の訪問介護事業所数を回答欄にご記入下さい。

◆養護老人ホームの減算対象訪問介護事業所数	<input type="text"/> 件（平成 24 年 月現在）
◆軽費老人ホームの減算対象訪問介護事業所数	<input type="text"/> 件（平成 24 年 月現在）
◆有料老人ホームの減算対象訪問介護事業所数	<input type="text"/> 件（平成 24 年 月現在）
◆サービス付高齢者向住宅の減算対象訪問介護事業所数	<input type="text"/> 件（平成 24 年 月現在）
◆旧高齢者専用賃貸住宅の減算対象訪問介護事業所数	<input type="text"/> 件（平成 24 年 月現在）

貴都道府県全体の養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付高齢者向け住宅、旧高齢者専用賃貸住宅について、それぞれの箇所数を把握されていれば、回答欄にご記入下さい。

◆養護老人ホーム数	<input type="text"/> 件（平成 年 月現在）
◆軽費老人ホーム数	<input type="text"/> 件（平成 年 月現在）
◆有料老人ホーム数	<input type="text"/> 件（平成 年 月現在）
◆サービス付高齢者向住宅数	<input type="text"/> 件（平成 年 月現在）
◆旧高齢者専用賃貸住宅数	<input type="text"/> 件（平成 年 月現在）

問3 減算対象の訪問介護事業所リスト

貴都道府県における上記の減算対象の訪問介護事業所名と所在地、さらに把握されていれば建物名も回答欄にご記入ください。

減算対象の訪問介護事業者リスト

	減算対象 訪問介護事業所名	所在地	建物名
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

また、貴都道府県内の減算対象の訪問介護事業所が 10 箇所以上ある場合には、全体のリストを別途エクセルファイル等で下記メールアドレスまでお送りください。

メールアドレス：watanabe.yasuhide@jri.co.jp

問4 公営団地における訪問介護事業所の併設状況

県営、市営、公社などの公営団地において、建物内に訪問介護事業所を併設している事例を把握されていれば、その団地名、所在地、併設訪問介護事業所名を回答欄にご記入ください。

公営団地名	所在地	併設訪問介護事業所名

問5 減算回避に向けた訪問介護事業所の動向

利用者が住居する住宅と同一の建物になれば、訪問介護事業所は減算対象になりません。このため、近隣の建物に移転するなど、減算回避対策を行った訪問介護事業所もあった可能性があります。減算回避に向けた訪問介護事業所の動向について、該当する選択肢1つに○印をお付け下さい。

- | |
|---------------------------------------|
| 1 移転等の対策をとり、減算を回避した訪問介護事業所があったと捉えている |
| 2 移転等の対策をとり、減算を回避した訪問介護事業所はなかったと捉えている |
| 3 減算回避に向けた訪問介護事業所の動向は不明 |
| 4 その他 () |

上記の設問で、選択肢1をお選びの方にお尋ねします。訪問介護事業所が行った減算回避に向けた対策について、該当する選択肢に○印をお付け下さい。(複数回答可)

- | |
|-------------------------------|
| 1 事業所を近隣の建物に移転し、減算を回避した |
| 2 渡り廊下等の建物をつなぐ施設を取り除き、減算を回避した |
| 3 減算回避に向けた訪問介護事業所の手法は不明 |
| 4 その他 () |

問6 特定事業所加算の届出状況

利用者が住居する住宅と同一の建物にあり、減算対象となった訪問介護事業所では、特定事業所加算の届出状況に特徴が現れているでしょうか。該当する選択肢1つに○印をお付け下さい。

- | |
|---|
| 1 減算対象の訪問介護事業所では、特定事業所加算の届出割合が非減算対象と比べて高い |
| 2 減算対象の訪問介護事業所では、特定事業所加算の届出割合は非減算対象とほぼ同様である |
| 3 減算対象の訪問介護事業所では、特定事業所加算の届出割合が非減算対象と比べて低い |
| 4 減算対象の訪問介護事業所の、特定事業所加算の届出割合は不明 |
| 5 その他 () |

貴都道府県において、特定事業所加算を届出した訪問介護事業所数と、特定事業所加算を届出した減算対象の訪問介護事業所数を把握されていれば、回答欄にご記入下さい。

◆特定事業所加算を届出した訪問介護事業所数・・・・	件(平成 年 月現在)
◆特定事業所加算を届出した減算対象訪問介護事業所数・	件(平成 年 月現在)

問7 訪問介護事業所からの苦情、その他ご意見

「同一建物の訪問介護事業所に対する減算」に関する、訪問介護事業所からの苦情、あるいは、貴都道府県ご担当課のご意見がございましたら、回答欄にご記入下さい。

--

(2)訪問介護事業所アンケート調査票(①事業所調査票)

I 事業所調査票

平成24年度の介護報酬の改定に伴い、利用者が住居する住宅と同一の建物(養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、旧高齢者専用賃貸住宅)に所在する事業所で、当該建物に居住する利用者に対して、前年度の月平均で30人以上にサービス提供を行っている場合は1割の減算になりました。

これを踏まえ、集合住宅等に対する訪問介護サービスの提供状況や移動コストの実態、この減算が経営に及ぼす影響などに関連した事項についてお伺いします。

■事業所名：	■介護保険事業所番号：								
	■事業所所在地：	都 道		市 区					
		府 県		町 村					

※ご回答頂いた内容の確認のためご連絡差し上げる場合がございますので、下記にもご記入をお願い致します。

■電話番号：	—	—	■ご回答者名：	
--------	---	---	---------	--

1 貴事業所の基本情報について

問1 貴事業所の法人の種類について、該当するものを1つ選び○印をお付け下さい。

1 都道府県	2 市区町村
3 広域連合・一部事務組合	4 社会福祉協議会
5 社会福祉法人(社会福祉協議会以外)	6 医療法人
7 (公益・一般) 社団・財団法人	8 農業協同組合及び連合会
9 消費生活協同組合及び連合会	10 株式会社、有限会社、合名会社、合資会社
11 特定非営利活動法人(NPO)	
12 その他の法人(具体的に：_____)	

問2 事業所に併設している事業所として該当する選択肢の番号を全て選び○印をお付け下さい。

1 訪問入浴、訪問看護、訪問リハビリテーション(※いずれも予防を含む)
2 通所介護、通所リハビリテーション、認知症対応型通所介護(※いずれも予防を含む)
3 夜間対応型訪問介護
4 小規模多機能型居宅介護(※いずれも予防を含む)
5 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
6 上記以外の介護保険事業
7 上記以外の介護保険以外の事業
8 併設している事業所は無い

問3 貴事業所の特定事業所加算の届出状況に関して、該当するものを1つ選び○印をお付け下さい。

1 特定事業所加算Ⅰ(体制要件、人材要件及び重度対応要件に適合)に届出している
2 特定事業所加算Ⅱ(体制要件及び人材要件に適合)に届出している
3 特定事業所加算Ⅲ(体制要件及び重度対応要件に適合)に届出している
4 特定事業所加算(Ⅰ～Ⅲのいずれか)の要件に該当しているが、届出していない
5 特定事業所加算の要件に該当しない

2 サービス提供の全体的な状況について

問4 貴事業所の1日当たり規定労働時間及び平成24年10月の月間の営業日数を回答欄にご記入下さい。

- | | | |
|---------------|-------|----|
| ① 1日当たり規定労働時間 | _____ | 時間 |
| ② 10月の営業日数 | _____ | 日 |

問5 貴事業所の従業者数（平成24年10月末時点）をご記入下さい。

	常勤専従	常勤兼務	非常勤	（常勤換算）
訪問介護員	人	人	人	
うち正職員数	人	人	人	人
その他の職員	人	人	人	
うち正職員数	人	人	人	人

※事業所が定める1週間の勤務時間（所定労働時間）の全てを勤務している場合は「常勤」、勤務時間の全てを勤務していない場合は「非常勤」として下さい。

※常勤換算は、平成24年10月の実績に基づき、下記の式から算出をお願いします。

常勤換算人数＝「全従業者の1ヶ月の総稼働時間数（サービス提供時間および移動時間）」÷「常勤従業者が勤務すべき1ヶ月の所定労働時間」

問6 貴事業所の平成24年10月1ヶ月間の実績をもとに、訪問介護員一人一日当たりの訪問件数の概数をご回答下さい。

訪問介護員一人一日当たり 約 _____ 件

問7 貴事業所の訪問介護サービスの提供体制に関して、該当する選択肢の番号1つに○印をお付け下さい。

① 24時間のサービス提供

1 している 2 していない

② 土日、祝日のサービス提供

1 している 2 していない

問8 平成23年度の、貴事業所の訪問介護員の人件費についておおよその金額で結構ですのでご回答下さい。

① 常勤職員の給与・賞与（年額）

一人当たり _____ 千円/年

② 非常勤職員の給与・賞与（年額）

一人当たり _____ 千円/年

問9 貴事業所の平成23年度の年度収支および、平成24年10月の月間収支（見込）について、該当する数値をご記入ください。

項 目	平成23年度収支	平成24年10月収支
① 収入全体	千円	千円
② うち、訪問介護事業収入（予防を含む）	千円	千円
③ 支出全体	千円	千円
④ うち、人件費（移動手当てを除く）	千円	千円
⑤ うち、移動手当てやガソリン代等（職員に支給している費用）	千円	千円
⑥ うち、自動車等の移動手段にかかる物件費	千円	千円

3 居住場所別のサービス提供状況について

問10 平成24年10月1ヶ月間に、訪問介護サービスの提供を行った利用者として該当するものを全て選び、選択肢の番号に○印を付けて下さい。

- 1 事業所と同一建物^{*}内に居住する利用者
- 2 事業所と隣接、同一敷地内又は道路を挟んで近隣にある建物^{*}に居住する利用者
- 3 上記以外の地域にある建物^{*}に住む利用者（4に該当する利用者は除く）
- 4 上記以外の地域にある戸建てに住む利用者（3に該当する利用者は除く）

※ここで「建物」とは、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付高齢者向け住宅、旧高齢者専用賃貸住宅と、それ以外の集合住宅（マンション、アパート等）を指す。戸建住宅は含まない。

問11 問10で該当した利用者について、平成24年10月時点の利用者数を、それぞれ要介護度別にご記入下さい。

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
同一建物内に居住する利用者	人	人	人	人	人	人	人
隣接、同一敷地内又は道路を挟んで近隣にある建物に居住する利用者	人	人	人	人	人	人	人
上記以外の地域にある建物に住む利用者（戸建て除く）	人	人	人	人	人	人	人
上記以外の地域にある戸建てに住む利用者	人	人	人	人	人	人	人
合計	人	人	人	人	人	人	人

ここから7頁までは、問10の回答内容に応じてご記入下さい。

問10で「1 事業所と同一建物内に居住する利用者」を選択した方のみお答え下さい。その他の方は次頁にお進み下さい。

4-1 同一建物に居住する利用者へのサービス提供について

問12「同一の建物」の種類ごとに、入居者定員数や利用者数をご記入下さい。

建物の種類	貴事業所の 訪問介護利用者数	入居者定員数 ※概数で結構です	貴法人の居宅介護 支援事業所利用者数
養護老人ホーム	人	人	人
軽費老人ホーム	人	人	人
有料老人ホーム	人	人	人
サービス付高齢者向け住宅	人	人	人
旧高齢者専用賃貸住宅	人	人	人
その他の集合住宅(マンション、アパート等)	人	人	人
合計(事業所と同一建物内に居住する利用者)	人		人

問13 平成24年10月の、上記の利用者への訪問による訪問介護収入額(見込)をご記入下さい。

上記利用者への訪問介護事業収入(平成24年10月分) _____千円

問14 サービスの提供方法と効率性についてお答え下さい。

(1) 問12の利用者に対するサービスについて、該当する選択肢の番号に○印をお付け下さい。(複数回答可)

- 1 フロア毎に担当する訪問介護員を決めている
- 2 同フロアの利用者には同一時間帯で同じ訪問介護員が訪問を行っている
- 3 短時間の巡回でサービス提供を行っている
- 4 利用者一名につき、2名の訪問介護員が対応している
- 5 利用者一名につき、3名以上の訪問介護員がチームを組み、他の利用者への訪問に合わせて効率的なサービス提供を行っている
- 6 上記いずれにも該当しない

(2) 事業所と同一建物内の利用者サービス提供することは経営にとって効率的だと思いますか。○印を1つお付け下さい。

- 1 思う 2 どちらかといえば思う 3 どちらかといえば思わない 4 思わない

(3) 事業所と同一建物内の利用者サービス提供することは採算の観点から効率的(例:コスト削減につながる、把握コストが低減する等)だと思いますか。○印を1つお付け下さい。

- 1 思う 2 どちらかといえば思う 3 どちらかといえば思わない 4 思わない

(4) 事業所と同一建物内の利用者サービス提供することは人材を効率的に活用する観点から効率的だと思いますか。○印を1つお付け下さい。

- 1 思う 2 どちらかといえば思う 3 どちらかといえば思わない 4 思わない

(5) (2)～(4)の回答理由を簡単に記載してください。

4-2 隣接、同一敷地内又は道路を挟んで近隣にある建物の利用者に対するサービス提供について

問10で「2 事業所と隣接、同一敷地内又は道路を挟んで近隣にある建物に居住する利用者」を選んだ方のみお答え下さい。その他の方は次頁にお進み下さい。

問15 「隣接、同一敷地内又は道路を挟んで近隣にある」建物の種類ごとに、利用者数等をご記入下さい。

建物の種類	貴事業所の訪問 介護利用者数	入居者定員数 ※概数で結構です	建物の棟数	うち貴法人の居 宅介護支援事 業所利用者数
養護老人ホーム	人	人	棟	人
軽費老人ホーム	人	人	棟	人
有料老人ホーム	人	人	棟	人
サービス付高齢者向住宅	人	人	棟	人
旧高齢者専用賃貸住宅	人	人	棟	人
その他の集合住宅(マンション、アパート等)	人	人	棟	人
合計(近隣の建物の利用者)	人			人

問16 平成24年10月の、上記の利用者への訪問による訪問介護収入額(見込)をご記入下さい。

上記利用者への訪問介護事業収入(平成24年10月分) _____千円

問17 上記利用者宅への移動時間および、貴事業所が訪問介護サービスを提供している「隣接、同一敷地内又は道路を挟んで近隣にある建物」の範囲をご回答下さい。

①事業所から利用者宅への移動時間

②サービス提供範囲

最短約 _____分 最長約 _____分

最大で事業所から約 _____m

問18 サービスの提供方法と効率性についてお答え下さい。

(1) 問15の利用者に対するサービスについて、該当する選択肢の番号に○印をお付け下さい。(複数回答可)

- 1 フロア毎に担当する訪問介護員を決めている
- 2 同フロアの利用者には同一時間帯で同じ訪問介護員が訪問を行っている
- 3 短時間の巡回でサービス提供を行っている
- 4 利用者一名につき、2名の訪問介護員が対応している
- 5 利用者一名につき、3名以上の訪問介護員がチームを組み、他の利用者への訪問に合わせて効率的なサービス提供を行っている
- 6 上記いずれにも該当しない

(2) 事業所と隣接、同一敷地内又は道路を挟んで近隣にある建物の利用者に対するサービス提供することは、経営にとって効率的だと思いますか。○印を1つお付け下さい。

- 1 思う 2 どちらかといえば思う 3 どちらかといえば思わない 4 思わない

(3) 事業所と隣接、同一敷地内又は道路を挟んで近隣にある建物の利用者に対するサービス提供することは、採算の観点から効率的だと思いますか。○印を1つお付け下さい。

- 1 思う 2 どちらかといえば思う 3 どちらかといえば思わない 4 思わない

(4) 事業所と隣接、同一敷地内又は道路を挟んで近隣にある建物の利用者に対するサービス提供することは、人材を効率的に活用する観点から効率的だと思いますか。○印を1つお付け下さい。

- 1 思う 2 どちらかといえば思う 3 どちらかといえば思わない 4 思わない

(5) (2)～(4)の回答理由を簡単に記載してください。

4-3 (同一建物・隣接・同一敷地内・近隣以外の) 地域にある建物に住む利用者へのサービス提供について

問 10で「3 上記以外の地域にある建物に住む利用者（戸建ては除く）」を選んだ方のみ、お答え下さい。その他の方は次頁にお進み下さい。

問 19 平成 24 年 10 月の、「事業所と同一建物・隣接・同一敷地内・近隣以外の地域にある建物に住む利用者」への利用者への訪問による訪問介護収入額（見込）をご記入下さい。

地域にある建物に住む利用者への訪問介護事業収入（平成 24 年 10 月分） _____ 千円

※ここで「建物」とは、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付高齢者向け住宅、旧高齢者専用賃貸住宅と、それ以外の集合住宅（マンション、アパート等）を指す。戸建住宅は含まない。

問 20 上記利用者宅への移動時間および、貴事業所が訪問介護サービスを提供している「事業所と同一建物・隣接・同一敷地内・近隣以外の地域にある建物に住む利用者」の範囲をご回答下さい。

①事業所から利用者宅への移動時間

②サービス提供範囲

最短約 _____ 分 最長約 _____ 分

最大で事業所から約 _____ m

問 21 サービスの提供方法と効率性についてお答え下さい。

(1) 問 19 の利用者に対するサービスについて、該当する選択肢の番号に○印をお付け下さい。（複数回答可）

- 1 フロア毎に担当する訪問介護員を決めている
- 2 同フロアの利用者には同一時間帯で同じ訪問介護員が訪問を行っている
- 3 短時間の巡回でサービス提供を行っている
- 4 利用者一名につき、2名の訪問介護員が対応している
- 5 利用者一名につき、3名以上の訪問介護員がチームを組み、他の利用者への訪問に合わせて効率的なサービス提供を行っている
- 6 上記いずれにも該当しない

(2) 「事業所と同一建物・隣接・同一敷地内・近隣以外の地域にある建物に住む利用者」にサービス提供することは経営的に効率的だと思いますか。○印を1つお付け下さい。

- 1 思う 2 どちらかといえば思う 3 どちらかといえば思わない 4 思わない

(3) 「事業所と同一建物・隣接・同一敷地内・近隣以外の地域にある建物に住む利用者」にサービス提供することは採算の観点から効率的だと思いますか。○印を1つお付け下さい。

- 1 思う 2 どちらかといえば思う 3 どちらかといえば思わない 4 思わない

(4) 「事業所と同一建物・隣接・同一敷地内・近隣以外の地域にある建物に住む利用者」にサービス提供することは人材を効率的に活用する観点から効率的だと思いますか。○印を1つお付け下さい。

- 1 思う 2 どちらかといえば思う 3 どちらかといえば思わない 4 思わない

(5) (2) ~ (4) の回答理由を簡単に記載してください。

4-4 (同一建物・隣接・同一敷地内・近隣以外の) 地域にある戸建てに住む利用者へのサービス提供について

問 10で「4 上記以外の地域にある戸建てに住む利用者」を選んだ方のみ、お答え下さい。その他の方は、次頁にお進み下さい。

問 22 平成 24 年 10 月の、「事業所と同一建物・隣接・同一敷地内・近隣以外の地域にある戸建てに住む利用者」への利用者への訪問による訪問介護収入額（見込）をご記入下さい。

地域にある戸建てに住む利用者への訪問介護事業収入（平成 24 年 10 月分） _____ 千円

問 23 上記利用者宅への移動時間および、貴事業所が訪問介護サービスを提供している「事業所と同一建物・隣接・同一敷地内・近隣以外の地域にある戸建てに住む利用者」の範囲をご回答下さい。

①事業所から利用者宅への移動時間

②サービス提供範囲

最短約 _____ 分 最長約 _____ 分

最大で事業所から約 _____ m

問 24 サービス提供の効率性についてお答え下さい。

(1) 「事業所と同一建物・隣接・同一敷地内・近隣以外の地域にある戸建てに住む利用者」にサービス提供することは経営的に効率的だと思いますか。○印を 1 つお付け下さい。

1 思う 2 どちらかといえば思う 3 どちらかといえば思わない 4 思わない

(2) 「事業所と同一建物・隣接・同一敷地内・近隣以外の地域にある戸建てに住む利用者」にサービス提供することは採算の観点から効率的だと思いますか。○印を 1 つお付け下さい。

1 思う 2 どちらかといえば思う 3 どちらかといえば思わない 4 思わない

(3) 「事業所と同一建物・隣接・同一敷地内・近隣以外の地域にある戸建てに住む利用者」にサービス提供することは人材を効率的に活用する観点から効率的だと思いますか。○印を 1 つお付け下さい。

1 思う 2 どちらかといえば思う 3 どちらかといえば思わない 4 思わない

(4) (1) ~ (3) の回答理由を簡単に記載してください。

ここからはすべての方がご記入下さい。

5 利用者宅への移動手段と移動コストについて

問25 貴事業所における移動手段のルールについて、該当する選択肢に○印をお付け下さい。(複数回答可)

- | | | |
|---|-----------------------------------|--|
| 1 | 利用者宅までの距離によって移動手段を使い分けるようにしている | |
| 2 | 訪問する時間帯（日中、夜間など）によって、移動手段を使い分けている | |
| 3 | ルールは特段きめていない | |
| 4 | その他のルールがある（具体的に_____） | |

問26 問25で「1」を答えた方にお伺いします。それぞれ事業所から約何mの範囲内で移動手段を使い分けていますか。

①徒歩・自転車

②バイク・自動車

事業所から約_____m

事業所から約_____m

問27 貴事業所が所有あるいはリース契約をしている以下の移動手段の台数、1台あたりの購入額、1台あたりの年間リース料、1台あたりの年間維持費（駐輪場代、修理費等）についてご記入下さい。(概数で結構です)

(1) 自転車 ※該当しない場合は空欄のままで結構です。

所有形態	台数	1台あたりの購入費	1台あたりの年間リース料	1台あたりの年間維持費
所有	台	円/台		円/台
リース	台		円/台	円/台

(2) バイク（原付を含む） ※該当しない場合は空欄のままで結構です。

所有形態	台数	1台あたりの購入費	1台あたりの年間リース料	1台あたりの年間維持費
所有	台	円/台		円/台
リース	台		円/台	円/台

(3) 自動車 ※該当しない場合は空欄でお願いします。

所有形態	台数	1台あたりの購入費	1台あたりの年間リース料	1台あたりの年間維持費
所有	台	円/台		円/台
リース	台		円/台	円/台

問28 職員に対する移動手当

(1) 移動手当の支給状況

貴事業所で、職員が自ら所有する自転車、バイク（原付を含む）、自動車を使用して訪問介護サービスを行う場合、職員に対する手当等の支給状況として、もっとも近いものを1つ選び○印をお付け下さい。

- | | | |
|---|---|--|
| 1 | 自動車の使用については、手当あるいはガソリン代等を支給している | |
| 2 | 自動車とバイク（原付含む）の使用については、手当あるいはガソリン代等を支給している | |
| 3 | 移動手段を問わず、手当あるいはガソリン代等を支給している | |
| 4 | 手当やガソリン代等は支給していない | |
| 5 | その他（_____） | |

(2) 移動手当の支給額

(1)で1、2、3を選択された方にお尋ねします。職員が自らの自動車、バイク、自転車を訪問介護サービスに使用する場合に、貴事業所が職員に支給している手当もしくはガソリン代について、1人あたりの月額をご記入下さい。

手当もしくはガソリン代（1人あたりの月額） 約_____円/人・月

6 減算について

問 29 平成 24 年度の介護報酬の改定に伴い、前年度の実績で利用者が住居する住宅と同一の建物に所在する事業所で、その建物に居住する利用者に月平均 30 人以上にサービス提供を行っている場合は、1 割の減算になりました。平成 24 年 10 月訪問分についてあてはまる方を選び○印を付けて下さい。

- | | |
|------------|--------------|
| 1 減算対象であった | 2 減算対象ではなかった |
|------------|--------------|

→ 「2」を選択した方はここで終了です。ありがとうございました。

問 30 平成 24 年 10 月に実施した訪問分の報酬額について、貴事業所の減算対象額（見込）および減算額（見込）を回答欄にご記入ください。

①減算対象となった訪問介護報酬額

②減算額

_____ 千円

_____ 千円（※①の 10 分の 1 の額）

問 31 同一建物へのサービス提供の減算に関して、貴事業所で実施した対応策として当てはまるものを全て選び○印を付けて下さい。

- | | |
|-------------------|--------------|
| 1 特段の対応を行っていない | 2 移動コストの効率化 |
| 3 人件費の削減 | 4 それ以外の経費の削減 |
| 5 訪問回数の増加の提案 | 6 訪問時間の増加の提案 |
| 7 利用者数の増加 | |
| 8 その他（具体的に：_____） | |

問 32 この同一建物の減算制度について、ご意見があればご記入下さい。

アンケートはこれで終了です。同封の返信用封筒に入れ、
平成 24 年 11 月 30 日までにご投函下さい。
ご回答ありがとうございました。

(3)訪問介護事業所アンケート調査票(②利用者データ調査票)

利用者データ調査記入要領

利用者に提供している訪問介護サービス内容、利用者の状態像等について、データ提供をお願い致します。下表の設問、選択肢の内容をご覧ください、同封の「利用者データ調査票」(A3の調査票)に、訪問介護サービス利用者お一人ごと20人分のデータをご記入くださるようお願い致します。なお、貴事業所が同一建物の減算対象である場合は、減算対象の利用者20人分のデータをご記入ください。

ご記入いただく20名の利用者につきましては、貴事業所で無作為(例えば、利用者氏名で五十音順に20名選択など)でお選びくださるようお願い致します。

設問	選択肢の内容	ご記入いただく番号等	
問1 性別	利用者の性別は、調査票の「男」もしくは「女」に○印をお付けください	○印記入	
問2 年齢	利用者の年齢を直接調査票にご記入ください	年齢	
問3 要介護度	利用者に該当する要介護度に○印をお付けください	○印記入	
問4 認知症高齢者の日常生活自立度 利用者の日常生活の自立度に関して、右記選択肢から1つ選び番号をご記入下さい	【自立】 認知症高齢者には該当しない場合	1	
	【I】 「何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している」の場合	2	
	II「日常生活に支障を来すような症状・行動や意志疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる」	【IIa】 「家庭外で左記IIの状態が見られる」の場合	3
		【IIb】 「家庭内でも左記IIの状態が見られる」の場合	4
	III「日常生活に支障を来すような症状・行動や意志疎通の困難さがときどき見られ、介護を必要とする」場合	【IIIa】 「日中を中心として左記IIIの状態が見られる」の場合	5
		【IIIb】 「夜間を中心として左記IIIの状態が見られる」の場合	6
	【IV】 「日常生活に支障を来すような症状・行動や意志疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする」場合		7
【M】 「著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする」場合		8	
問5 障害高齢者の日常生活自立度 利用者の寝たきり度に関して、右記選択肢から1つ選び番号をご記入下さい	【自立】 全く障害等を有しない場合	1	
	「生活自立」J:何らかの障害等を有するが、日常生活はほぼ自立しており独力で外出する	【J1】 交通機関等を利用して外出する	2
		【J2】 隣近所へなら外出する	3
	「準寝たきり」A:屋内での生活は概ね自立しているが、介助なしには外出しない	【A1】 介助により外出し、日中はほとんどベッドから離れて生活する	4
		【A2】 外出の頻度が少なく、日中も寝たり起きたりの生活をしている	5
	「寝たきり」B:屋内での生活は何らかの介助を要し、日中もベッド上での生活が主体であるが、座位を保つ	【B1】 車いすに移乗し、食事、排泄はベッドから離れて行う	6
		【B2】 介助により車いすに移乗する	7
	「寝たきり」C:日中ベッド上で過ごし、排泄、食事、着替において介助を要する	【C1】 自力で寝返りをうつ	8
		【C2】 自力で寝返りもうてない	9

問6 主たる介護者 利用者に対して、日常的に最も多く介護に携わっている人を、右記選択肢から1つ選び番号をご記入下さい	同居している配偶者	1
	同居している配偶者以外の親族	2
	同居している配偶者・親族以外	3
	同居していない配偶者	4
	同居していない配偶者以外の親族	5
	同居していない配偶者・親族以外(施設に勤める職員を除く)	6
	施設又はサービス付き高齢者向け住宅の職員	7
	その他	8
	主たる介護者はいない	9
問7 建物の種類 利用者が住んでいる建物の種類を、右記選択肢から1つ選び番号をご記入下さい	戸建住宅	1
	集合住宅(団地、アパート、マンション等)	2
	養護老人ホーム	3
	軽費老人ホーム	4
	有料老人ホーム	5
	サービス付き高齢者向け住宅	6
	旧高齢者専用賃貸住宅	7
	その他	8
問8 サービス利用回数 利用者の今年10月の利用回数をご記入下さい(調査票の回答例をご参照下さい)	身体介護、生活援助のサービス内容ごとに、今年10月の利用回数をご記入ください。サービス内容は「介護給付費単位数等サービスコード表」に基づいてご記入下さい。身体介護、生活援助の時間数と、コード表に基づく番号は、下表に示してあります。調査票の回答例もご参考下さい。	10月の回数
	10月中の利用回数の合計(上記のサービス内容ごとの回数の合計)をご記入下さい	同上
	10月中の利用回数のうち、夜間(午後6時から午後10時)のサービスの利用回数をご記入下さい	同上
	10月中の利用回数のうち、深夜(午後10時から午前6時)のサービスの利用回数をご記入下さい	同上
	10月中の利用回数のうち、早朝(午前6時から午前8時)のサービスの利用回数をご記入下さい	同上
問9 移動時間	利用者宅までの片道の移動時間を分単位でご記入下さい	分単位の移動時間
問10 移動手段 利用者宅までの移動手段を、右記選択肢から1つ選び番号をご記入下さい	利用者宅へ、主として徒歩で行く場合	1
	利用者宅へ、主として自転車(電動アシスト含む)で行く場合	2
	利用者宅へ、主としてバイク(原付含む)で行く場合	3
	利用者宅へ、主として自動車で行く場合	4
	利用者宅へ、主としてその他の交通手段で行く場合	5

問8 サービス利用回数の参考表

介護給付費単位数等サービスコード表に基づく身体介護と生活援助の時間数と番号

■身体介護の時間とコード表に基づく番号		■生活援助だけを行う場合の時間とコード表に基づく番号	
身体介護が20分未満	身体(0)	生活援助が20分以上45分未満	生活(2)
身体介護が20分以上30分未満	身体(1)	生活援助が45分以上	生活(3)
身体介護が30分以上60分未満	身体(2)		
身体介護が1時間以上1時間半未満	身体(3)	■身体介護から継続して生活援助を行う場合の時間とコード表に基づく番号	
身体介護が1時間半以上2時間未満	身体(4)		
身体介護が2時間以上2時間半未満	身体(5)	生活援助が20分以上45分未満	生活(1)
身体介護が2時間半以上3時間未満	身体(6)	生活援助が45分以上70分未満	生活(2)
身体介護が3時間以上3時間半未満	身体(7)	生活援助が70分以上	生活(3)
身体介護が3時間半以上4時間未満	身体(8)		
身体介護が4時間以上	身体(9)		

Ⅱ 利用者データ調査票

介護保険事業所番号：

問1 性別(いずれかに○印をお付け下さい)	問2 年齢(実際の年齢を)記入下さい)	問3 要介護度						問8 サービス利用回数(今年10月中の利用回数)				問9 移動時間(片道の移動時間を分単位で)記入下さい)	問10 移動手段(選択肢番号を)記入下さい)			
		利用者お一人ごとに、下記の回答例を参考に にいただき、該当する要介護度について、○印をお付け下さい。 【回答例A:利用者が要支援2の場合】 要支援1, (2) 要介護1, 2, 3, 4, 5 【回答例B:利用者が要介護4の場合】 要支援1, 2 要介護1, 2, 3, (4), 5	問4 認知症高齢者の自立度(選択肢番号を)記入下さい)	問5 障害高齢者の自立度(選択肢番号を)記入下さい)	問6 主たる介護者(選択肢番号を)記入下さい)	問7 建物の種類(選択肢番号を)記入下さい)	利用者お一人ごとに、今年10月中の利用回数をご記入ください。回答欄は、介護給付費単位数等サービスコード 表の「サービス内容略称」に合わせて「身体()生活()__回」としてあります。下記の回答例を参考にしてい た だき、()には「サービス内容略称の番号を、__には10月中の利用回数をご記入下さい。 【回答例A:身体介護(20分未満)を10月に6回利用した場合】 身体(0)生活(×)6回 ← 生活援助がない場合は、×印をお付け下さい。 【回答例B:身体介護(30分以上1時間未満)を利用し、引続き生活援助(70分以上)を10月に2回利用した場合】 身体(2)生活(3)2回 【回答例C:生活援助(20分以上45分未満)を10月に4回利用した場合】 身体(×)生活(2)4回 ← 身体介護がない場合は、×印をお付け下さい。 なお、利用者は、回答例Aを月に6回、回答例Bを月に2回など、複数の種類の訪問介護サービスを利用されて いると思います。回答欄は、4種類の訪問介護サービスまで回答できるようにしてあります。4種類以上を利用され ている場合は、月間利用回数の多い順番で4種類までご回答をお願い致します。	合計(10月中の利用回数の合計値を)記入下さい)	うち夜間サービス(10月中の利用回数を)記入下さい)	うち深夜サービス(10月中の利用回数を)記入下さい)	うち早期サービス(10月中の利用回数を)記入下さい)					
例 男 (女)	83才	要支援1, 2 要介護1, 2, (3), 4, 5	2	3	1	6	身体(0)生活(×)4回	身体(1)生活(1)3回	身体(×)生活(2)2回	身体()生活()__回	9	1	1	2	15分	4
1	男 女	才	要支援1, 2 要介護1, 2, 3, 4, 5				身体()生活()__回	身体()生活()__回	身体()生活()__回	身体()生活()__回					分	
2	男 女	才	要支援1, 2 要介護1, 2, 3, 4, 5				身体()生活()__回	身体()生活()__回	身体()生活()__回	身体()生活()__回					分	
3	男 女	才	要支援1, 2 要介護1, 2, 3, 4, 5				身体()生活()__回	身体()生活()__回	身体()生活()__回	身体()生活()__回					分	
4	男 女	才	要支援1, 2 要介護1, 2, 3, 4, 5				身体()生活()__回	身体()生活()__回	身体()生活()__回	身体()生活()__回					分	
5	男 女	才	要支援1, 2 要介護1, 2, 3, 4, 5				身体()生活()__回	身体()生活()__回	身体()生活()__回	身体()生活()__回					分	
6	男 女	才	要支援1, 2 要介護1, 2, 3, 4, 5				身体()生活()__回	身体()生活()__回	身体()生活()__回	身体()生活()__回					分	
7	男 女	才	要支援1, 2 要介護1, 2, 3, 4, 5				身体()生活()__回	身体()生活()__回	身体()生活()__回	身体()生活()__回					分	
8	男 女	才	要支援1, 2 要介護1, 2, 3, 4, 5				身体()生活()__回	身体()生活()__回	身体()生活()__回	身体()生活()__回					分	
9	男 女	才	要支援1, 2 要介護1, 2, 3, 4, 5				身体()生活()__回	身体()生活()__回	身体()生活()__回	身体()生活()__回					分	
10	男 女	才	要支援1, 2 要介護1, 2, 3, 4, 5				身体()生活()__回	身体()生活()__回	身体()生活()__回	身体()生活()__回					分	
11	男 女	才	要支援1, 2 要介護1, 2, 3, 4, 5				身体()生活()__回	身体()生活()__回	身体()生活()__回	身体()生活()__回					分	
12	男 女	才	要支援1, 2 要介護1, 2, 3, 4, 5				身体()生活()__回	身体()生活()__回	身体()生活()__回	身体()生活()__回					分	
13	男 女	才	要支援1, 2 要介護1, 2, 3, 4, 5				身体()生活()__回	身体()生活()__回	身体()生活()__回	身体()生活()__回					分	
14	男 女	才	要支援1, 2 要介護1, 2, 3, 4, 5				身体()生活()__回	身体()生活()__回	身体()生活()__回	身体()生活()__回					分	
15	男 女	才	要支援1, 2 要介護1, 2, 3, 4, 5				身体()生活()__回	身体()生活()__回	身体()生活()__回	身体()生活()__回					分	
16	男 女	才	要支援1, 2 要介護1, 2, 3, 4, 5				身体()生活()__回	身体()生活()__回	身体()生活()__回	身体()生活()__回					分	
17	男 女	才	要支援1, 2 要介護1, 2, 3, 4, 5				身体()生活()__回	身体()生活()__回	身体()生活()__回	身体()生活()__回					分	
18	男 女	才	要支援1, 2 要介護1, 2, 3, 4, 5				身体()生活()__回	身体()生活()__回	身体()生活()__回	身体()生活()__回					分	
19	男 女	才	要支援1, 2 要介護1, 2, 3, 4, 5				身体()生活()__回	身体()生活()__回	身体()生活()__回	身体()生活()__回					分	
20	男 女	才	要支援1, 2 要介護1, 2, 3, 4, 5				身体()生活()__回	身体()生活()__回	身体()生活()__回	身体()生活()__回					分	

※本調査研究は、平成 24 年度老人保健健康増進等事業として実施したものです。

平成 24 年度 老人保健事業推進費等補助金 老人保健健康増進等事業

集合住宅における訪問系サービス等の評価のあり方に関する調査研究
報告書

平成 25 年 3 月

株式会社日本総合研究所

〒141-0022 東京都品川区東五反田 2-18-1 大崎フォレストビルディング

TEL: 03-6833-5204 FAX:03-6833-9480